

2013年度会計専門職研究科自己点検評価報告書

経営系専門職大学院認証評価

点検・評価報告書

経営系専門職大学院名称 : 明治大学専門職大学院

会計専門職研究科会計専門職専攻

序 章

1. 明治大学専門職大学院会計専門職研究科会計専門職専攻の設置の経緯及び目的、特色について

(1) 本研究科の設置の経緯

近年、企業のみならず行政その他公的部門を含む公的機関においても、「会計」の重要性がさまざまな場面で取り上げられている。また、わが国においても I F R S (国際財務報告基準) の任意適用の実施と、今後のあり方に関する検討作業が継続される中、高度会計専門職業人としての公認会計士に対する新たな期待と職業としての使命の遂行が強く求められるに至った。また、公的機関における業務の非効率性の一因が会計の処理法にあったと指摘され、加えて、企業による一連の会計不正が生じ、それに関連して公認会計士自身にも司直の手が伸びたことを受け、これらの問題の解決に寄与すべき公認会計士に必要な条件は、専門知識だけではなく、職業倫理を中心とした価値規範を構築し、体現できることであると再認識されるに至った。

今後の高度会計専門職業人に求められる資質と要件として、職業倫理と高度の専門知識と技能に裏打ちされた的確な判断力が重要である。ゆえに、高度会計専門職業人の育成のためには学部での教育だけに頼る従前の教育基盤の脆弱性を補完するとともに、るべき公認会計士教育を担う機関が必要であるとの認識と、公認会計士試験制度そのものの変更の必要性があるという、わが国の教育政策上の観点から専門職大学院構想が示された。こうした背景のもと、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」（明治大学専門職大学院学則第1条）を目的として、会計領域におけるプロフェッショナルの養成を目的とした会計大学院の一つとして 2005 年に明治大学大学院会計専門職研究科会計専門職専攻（2008 年に明治大学専門職大学院会計専門職研究科会計専門職専攻に再編：英語名称 Graduate School of Professional Accountancy Professional Accountancy Program 以下、本研究科）が設立された。

(2) 本研究科の目的

本研究科は、長きにわたって多数の公認会計士、税理士、国税専門官等の会計専門職業人を輩出してきた本学の伝統を基礎にして、わが国ならびに国際経済社会に貢献し、新たな時代に対応できる公認会計士、企業等の民間部門又は政府等の公的部門の会計実務担当者、租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成することを目的としている。（明治大学専門職大学院学則別表3）

そのために、高度会計専門職業人には、職業倫理と高度の専門知識と技能に裏打ちされた的確な判断力が重要であるとの考え方から、具体的には、(1)ケーススタディによる職業倫理に関する事例・事件を講義の中で検証することによりガバナンスの重要性とコンプライアンスの必要性を理解させること、(2)単なる法令や会計基準の解釈にとどまらず、規定の根底にある思考まで理解することで、法令や会計基準の基礎にある考え方方が理解できるようにすること、(3)来る I F R S (国際財務報告基準) 時代に備え、実際に企業で使用されている会計ソフトウェアの活用能力や英語によるプレゼンテーション能力、及び実務上の問題を発見しその解決を図るための実践力を高めることを目指す。これにより、高い倫理観及び職業的価値観、会計、監査及び税務の専門家としての社会的使命に応えられる専門的知識ならびに現代社会の国際化・情報化に対応した技能の修得を目的とする。

(3) 本研究科の特色

これからのかかわる会計専門職業人は、グローバル化の進む国際経済社会において生起する複雑な問題に対処するため、高い職業倫理に裏打ちされた的確な判断力を必要としており、この判断力を支えるためには高度な専門能力と知識が不可欠とされる。

本研究科の特色は、この目的を達成するために必要不可欠な、専門職大学院に相応しい教育プログラムを網羅したカリキュラムを編成するとともに、環境変化が加速する会計領域において高度会計専門職業人を目指す学生に対する多様な支援プログラムの実施及び国際性の涵養のための研修プログラムを実施している点にある。具体的には、①高度会計専門職業人に必要な職業倫理を重視したカリキュラムの充実、②専門的知識、論理的思考力及び応用実践能力の涵養、③国際会計専門職業人の養成のための国際研修の実施、④情報技術（IT）への対応力強化のための会計IT関連科目の配置、⑤計算力の強化のための演習の実施、⑥就職支援プログラムの導入、の6点に示される。

なお、本研究科では専門職大学院としての高度な会計専門教育を行えるよう、つねにカリキュラム編成、教育内容、教育方法の改善・充実に努めている。その結果として、これらの強化と改善の一策として本研究科開設から10年目を迎える2014年度からカリキュラム及び修了要件を刷新し、新たに「会計専修コース」と「論文作成コース」の2コースを導入することとした。そして、入試制度の改善を含め、そのための準備を2013年度初めに完了した。

(4) 管理運営体制

本研究科における各委員会の構成は以下のとおりであり、それぞれの役割と機能を踏まえ管理運営している。

2013年度学内各種委員会名簿

氏 名		吉村孝司	秋坂朝則	猪鼻孝夫	本橋正美	沼田博幸	長吉眞一	田中建二	池上健	片岡洋人	山浦久司	渡辺雅雄	竹原相光	小川正樹
		専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任教授	専任准教授	専任教授	特任教授
会計専門職研究科	役職(執行部)	研究科長	専攻主任	専門職大学院委員										
	専任教授会	◎	○	○	○	○	○	○	○	※2	※3	○		
	教授会(※1)	◎	○	○	○	○	○	○	○	※2	※3	○	○	○
	会計専門職研究科検討部会(※1) (教授会のもとで、2014年度に向けた研究科改善策の検討、実施並び認証評価受審に向けた対応を行う。)	◎	○	○	○	○	○	○	○	※2	※3	○	○	○
	→ カリキュラム検討WG (検討部会の依頼に基づき、カリキュラム及び課外講座改善に係る原案を作成する。)	○	◎	○		○	○					○		
	→ 入試・広報制度検討WG (検討部会の依頼に基づき、入試制度改革に係る原案を作成する。)	◎	○	○	○			○	○					
	→ 国際・ICT検討WG (検討部会の依頼に基づき、研究科の国際化及びICT教育に関する原案を作成する。)	○		◎	○						※3	○		
	→ キャリア支援検討WG (検討部会の依頼に基づき、研究科のキャリア支援政策に係る原案を作成する。)	○	◎					○				○		
	→ 自己点検・認証評価対応WG (検討部会の依頼に基づき、自己点検および認証評価に向けた原案を作成する。)	◎	○	○			○							
	人事委員会	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	※2	※3		
	F D委員会	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	※2	※3	○	○
	入試委員会	◎	○	○	○				○			○		
	アンケート委員会					○	◎	○	○					
	紀要編集委員会				○	◎						○		
	経理研究所連絡会議	◎	○	○								○		
	上記の任期については2014年3月31日までとする。 役職(執行部)の任期は2014年3月31日までとする。 ※1については、「会計専門職研究科検討部会委員」を併任とする。 ※2については在外研究期間(2013年度)につき免除とする。 ※3については2013年度後期からの任用とする。													

2. これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取組み

(1) 自己点検・評価活動

本研究科における自己点検・評価は、全学的に実施される自己点検・評価システムに関連したかたちで実施されるとともに、本研究科開設以来、教授会を中心とした研究科全体の運営体制の中で、教授会とは別に月1回以上の回数で開催されるFD委員会を中心に継続的に実施されている。FD委員会は教授会構成員全員から構成されるため、そこでの議論は、常に教授会構成員全員がその内容を把握することが可能である。また、議題によっては、教授会構成員のみならず、本研究科の事務職員からの提案や意見を参考とすることで、形式的な議論に偏らぬように努めている。なお、教授会には、専門職大学院事務長を含む本研究科の事務職員が参加し、本研究科に設置される各委員会には、本研究科事務職員が担当業務との関連において参加することで、関連する情報の共有に努めている。

また、本研究科では、教授会及びFD委員会だけではなく、学生確保にとって最重要の課題である入試やガイダンスについては入試委員会が、学生による研究科や授業評価アンケートについてはアンケート委員会が、教員組織の形成や教員の採用及び昇格に関しては人事委員会がそれぞれ担当することで、集中的に審議し、方向性を見出す体制になっている。これらの各委員会での議論を踏まえて、研究科としての全体の調整及び第三者評価への対応がFD委員会にて行われ、最終的には、教授会においてすべての決定がなされている。

なお、学生による授業評価アンケートの結果のうち、マークシート方式による客観的評価部分は、学生や兼任・兼担教員を含めて、一般に対し制限することなく広く公開に付し、記述方式による評価部分については、教授会構成員全員に開示することで本研究科の教育の問題に関する共通認識を形成するように努めている。

また、2013年度からは、教授会の下部組織として「会計専門職研究科検討部会」を設置し、さらにその傘下に「カリキュラム検討ワーキンググループ」、「入試・広報制度検討ワーキンググループ」、「国際・ICTワーキンググループ」、「キャリア支援検討ワーキンググループ」、「自己点検・認証評価対応ワーキンググループ」を配置することで、研究科が直面する喫緊の課題への機動的な対応を可能とし、その結果として、2013年度入試における秋季入学者試験の導入、2014年度入試における学内選考試験の機会増設、及び2コース制の導入の決定に反映させている。

(2) 報告書作成体制

自己点検並びに認証評価に関わる報告書の作成にあたっては、執行部、自己点検・認証評価対応ワーキンググループ及び事務局で項目ごとに点検・評価原案を作成し、適時、教授会へのフィードバックを経ながら原案修正を行い、教授会において最終的に決定するプロセスを採用している。なお、このプロセスにおいては、アンケート調査や教授会構成員からの各種の意見等を集約し、報告書に反映させることで客観性の確保に努めた。

本 章

1 使命・目的・戦略

項目 1：目的の適切性

経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命 (mission) とは、優れたマネジャー、ビジネスパーソンの育成を基本とし、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門的知識を身につけ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成である。

各経営系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、それを設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を定めることが必要である。また、固有の目的には、各経営系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

＜評価の視点＞

1-1：経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定すること。〔F群〕

1-2：固有の目的は、専門職学位課程の目的に適ったものであること。（「専門職」第2条第1項）〔L群〕

1-3：固有の目的には、どのような特色があるか。〔A群〕

＜現状の説明＞

1. 本研究科の目的

現代の会計専門職業人を取り巻く環境の変化は著しく、ゆえに企業のみならず、行政その他公的部門の会計業務の担い手としての様々な会計問題に対するために、①高度の職業倫理に基づく論理的思考力及び判断力を有していること、②高度の専門知識と技能、及び情報技術への対応力を身に附けていていること、③国際的な業務分野にも対応できること、④以上に基づき、会計専門職業人として社会の使命に応えうること、が強く求められてきている。

こうした背景をもとに、本研究科は、企業会計をめぐる高度の専門知識とスキルの習得のみならず、職業倫理に根ざした会計に関する判断力と論理的思考力を有する、公認会計士、企業等の民間部門又は行政その他の公的部門の会計実務担当者、租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成し、社会のニーズに的確に応えうる人材を輩出し、社会に貢献することを目的としている（明治大学専門職大学院学則別表3）。あわせて、この教育目的に基づき、とくに、公認会計士の育成を中心として、①職業倫理に根ざした高い職業的価値観と論理的かつ判断力を有する人材の養成、②高度の専門的知識と技能、及び情報技術への対応力を身につけた人材の養成、③国際的な業務分野にも対応できる人材の養成、④会計専門職業人としての社会の使命に応えうる人材の養成、を具体的な教育目標としている（評価の視点 1-1）。

そのために、高度会計専門職業人には、職業倫理に裏打ちされた専門知識と技能及び的確な判断力が重要であるとの考え方から、具体的には、(1)職業倫理に関する事例・事件を講義の中で検証することによりガバナンスの重要性とコンプライアンスの必要性を理解させること、(2)単なる法令や会計基準の解釈にとどまらず、規定の根底にある思考まで理解することで、法令や会計基準の基礎にある考え方が理解できるようにすること、(3)著しく環境が変化する時代に備え、実際に企業で使用されている会計ソフトウェアの活用能力や英語によるプレゼンテーション能力、及び実務上の問題を発見しその解決を図るための実践力を高めることを目指す。これにより、高い職業倫理観、会計、監査及び税務の専門家としての社会的使命に応えられる専門的知識ならびに現代社会の国際化・情報化に対応した技能の修得を目的とする。

2. 本研究科の目的の適切性

上記は、「人材養成その他の教育研究上の目的」として専門職大学院学則に規定している（明治大学専門職大学院学則別表3）（評価の視点1-2）。この考え方は、専門職学位課程制度の目的（高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。）及び公認会計士をはじめとする高度会計専門職業人の育成と輩出という本研究科の教育理念に適っている。

3. 本研究科の目的の特色

本研究科における固有の目的は以下に示す6つの特色を有している（評価の視点1-3）。

① 職業倫理を重視した教育の充実

昨今、会計に関する非違事例が多発していることに鑑み、本研究科では、会計専門職業人としての職業倫理を重視し、「経営倫理」及び「監査職業倫理」の2科目を開講している。なお今後は当該2科目による倫理教育のみならず、他の設置科目においても、その教育内容に倫理教育を導入することにより、論理的思考力を高めるための組織的な教育の展開を検討している。

② 専門的知識、論理的思考力及び応用実践能力の涵養

本研究科では、学生が将来の会計専門職業人としての公認会計士に求められる専門的知識と論理的思考力を体得し、かつそれらを応用実践できる能力を涵養するために、これらに適合した科目の設置をカリキュラム編成の方針とするとともに、この目的に沿った教育方法について毎年見直しを行っている。

③ 国際会計専門職業人の養成

グローバルな社会においては国際的に活躍できる会計専門職業人が求められることは言うまでもなく、本研究科ではこの点を考慮し、カリキュラムに国際会計系を設け、6単位以上の履修を修了要件としている。また、米国公認会計士の資格取得を視野に入れた「ファイナンシャル・アカウンティング」、「オーディティング アンド アテストーション」、「レギュレーション」、「会計英語」の科目配置によりその充実を図っている。またこれらの科目履修者が、その最終成果を「国際会計研修」において達成できるよう科目間の関係性をもたせている。

「国際会計研修」は、学生に会計理論を国際的な観点から学習させることを目的とし、従前より海外教育機関と共同で国際会計プログラムを実施してきた。2012年に延世大学校経営大学（Yonsei University School of Business：大韓民国）との間で本研究科独自企画である「明治大学 - 延世大学 I F R S ワークショッププログラム」実施に関する覚書を締結することで、本研究科学生の国際性涵養のための教育施策の一途を切り拓いた。

また、2012年度より本研究科内に「国際研修委員会」を発足させ、2013年度からは本研究科における重要課題検討のために設置した「会計専門職研究科検討部会」に「国際・I C T 検討ワーキンググループ」を付置し、総合的視点からの当該科目運営の検討を行っている。

④ 情報技術（IT）への対応

会計専門職業人として必要不可欠な高度情報技術への対応力を養うため、講義と実習の両面を併せもつ「会計ソフトウェア実務」の授業を設けている。現在の企業は、会計業務を処理するのにITを欠くことはできない。同時に、監査人にとってもITに関する知識は企業の監査を行う上で、必要不可欠の素養となっている。こうしたことから、「会計ソフトウェア実務」では、監査人の立場から、講義と実習の両面においてITを教授するが、同時に、「会計情報システム」、「戦略管理会計」、「システム監査」などの関連科目と併せて、情報技術に関する総合的な実務

対応能力が養成されるよう、効果的な授業を展開している。なお当該科目については、ICTメディアの急激な進歩に対応するため、会計ソフトウェア以外の情報活用能力の養成も加えることとし、2015年度より「ITリテラシー（仮称）」として発展させることを決定している。

⑤ 計算力の強化

簿記及び原価計算に関する一定の計算力は、学生が財務会計・管理会計に関する講義を受講するうえで不可欠である。そこで、学生が自分自身の簿記及び原価計算の計算力を熟知した上で、履修科目を適切に選択することを可能とともに、当該学生が有する簿記及び原価計算の能力を踏まえた適切な履修指導を行うために、これらの計算力を確認する統一試験を各学期の初めに実施している。

また、在学生のみならず、入学予定者にも早期から計算演習を繰り返し学習することを可能とする学習機会としての課外講座を提供している。この講座は、遠隔地にいる入学予定者も容易に学習できるようにユビキタスシステムを活用し、場所・時間に束縛されず繰り返し学習ができるものであり、その有用性は高い。

⑥ 就職支援プログラムの導入

最近の公認会計士試験合格者の就職困難者（待機合格者）の発生は深刻な社会問題と化し、このことは専門職大学院への入学希望者数を激減させる一因とされている。また、公認会計士試験実施時期と民間企業等への就職活動時期との重複による就職活動の困難さも看過できないことがある。こうしたことから、本研究科では公認会計士を志望する学生が民間企業等への就職を併願する場合の新たな就職支援事業として、2012年度後期から就職支援プログラムを外部支援機関の活用により導入・実施している。

<根拠資料>

- 添付資料1-6：「2014年度会計専門職研究科ガイドブック」（4～5頁、8～9頁、16～17頁）
- 添付資料1-7：「明治大学専門職大学院学則」（別表3）

項目2：目的の周知

各経営系専門職大学院は、学則等に定められた固有の目的をホームページや大学案内等を通じて社会一般に広く明らかにするとともに、教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。

<評価の視点>

- 1-4：ホームページや大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにすること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕
- 1-5：教職員・学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図ること。〔F群〕
- 1-6：固有の目的を学則等に定めていること。（「大学院」第1条の2）〔L群〕

<現状の説明>

1. 本研究科の目的の社会一般への周知

本研究科が掲げる、公認会計士、企業等の民間部門又は政府等の公的部門の会計実務担当者、租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成する、という目的に

については、「人材養成その他の教育研究上の目的」として専門職大学院学則に規定し（明治大学専門職大学院学則別表3）（評価の視点1-6）、それを本研究科ガイドブック、本学ホームページ、新聞及び雑誌等の媒体を通した広告等により広く社会に周知している（評価の視点1-4）。社会に対する周知が一定の有効性を有していることは、本研究科への入学を希望する者からの照会や、監査法人や会計事務所、企業の人事担当者などから当研究科に対して関心が寄せられている点において判断される。

2. 本研究科の目的の教職員、学生等の学内構成員への周知

本研究科の目的は、教授会、各委員会、教員連絡会、学生との交流などを通じて学内構成員に周知されている。教職員に関しては、根拠資料に挙げた各種の印刷物の作成自体に多くの教職員が関与していること、また教授会及びFD委員会においてそれらの資料については常に検討が行われていること、学生に対してはガイダンスやオリエンテーションにおいて説明し、また明治大学公認会計士会とは懇話会において周知するなど、さまざまな機会に、下記の根拠資料を用いて説明することによって、その周知と喚起を促すことを目的として絶えずメッセージを発信するように努力している（評価の視点1-5）。

3. 本研究科の目的の社会一般への周知のための特別な努力と工夫

本研究科が掲げる目的のさらなる周知に向けて、本学ホームページ、入学案内、新聞及び雑誌等の媒体による広告などにおいてさらなる周知の徹底を図ることにおける努力を行っている。

また、学外一般者向けのガイダンスのほか、学外有識者を招いた講演会や対談などの企画の実施をおよして本研究科の目的ならびに社会的使命のさらなる周知に向けた特別な努力と工夫を行っている。

【明治大学専門職大学院学則（別表3】

＜人材の養成に関する目的及び教育研究上の目的＞

会計専門職研究科会計専門職専攻は、公認会計士、企業等の民間部門又は政府等の公的部門の会計実務担当者、租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成することを目的としている。

そのために、高度会計専門職業人には、高度の専門知識とスキル及び職業倫理に裏打ちされた的確な判断力が重要であるとの考え方から、具体的には、①職業倫理違反や事件を講義の中で取り上げることによりガバナンスの重要性とコンプライアンスの必要性とを理解させること、②法律や会計基準の規定に関する解釈にとどまらず、規定の根底にある思考を講義中に検討することにより会計基準や法令等の基礎にある考え方を的確に理解させ、さらに準拠すべき規定が存在しない場合においても適切な判断が下せるようにすること、③現実に企業で使用されている会計ソフトウェアの活用能力や英語によるプレゼンテーション能力、及び実務上の問題を発見しその解決を図るための実践力を高めることを目指す。これにより、高い職業的価値観及び倫理観、会計、監査及び税務の専門家としての社会的使命に応えられる専門的知識並びに現代社会の国際化・情報化に対応したスキルの修得を目標とする。

＜根拠資料＞

- ・添付資料1-7：「明治大学専門職大学院学則」（別表3）

- ・添付資料 1-6：「2014 年度会計専門職研究科ガイドブック」（4～5 頁）
 - ・会計専門職研究科ホームページアドレス：<http://www.meiji.ac.jp/mac/>
- メニュー【概要】⇒ 人材養成その他の教育研究上の目的

項目 3：目的の実現に向けた戦略

各経営系専門職大学院は、その固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する独自の資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成することが必要である。また、作成した戦略は、固有の目的の実現に向けて、できる限り速やかに実行することが望ましい。

<評価の視点>

1-7：固有の目的の実現に向けて、中長期ビジョンを策定し、それに対する資源配分、組織能力、価値創造などを方向付ける戦略を作成すること。〔F 群〕

1-8：固有の目的の実現に向けて作成した戦略を実行しているか。〔A 群〕

<現状の説明>

1. 中長期ビジョン・戦略の策定

本研究科における長期・中期計画については、本学の長期・中期計画として毎年度当初に学長が策定・発信する基本方針に基づき、各学部及び研究科において策定される「長期・中期計画書」の一環として、毎年度策定し、そのビジョン実現に向けての組織・人事、研究環境、学生支援、社会連携等に関する戦略を定めている。なお、2014 年度の長期・中期計画書については、2013 年度 6 月の教授会において内容を審議し、以下の計画書を機関決定し、学長に提出している。特に、当該年度計画における特徴として、会計大学院としての基本的使命である公認会計士の養成をより鮮明化し、強化するために「会計専修コース（公認会計士の養成を主たる目的とするコース）」と「論文作成コース（税理士及びその他の会計専門職業人ならびに経営・会計領域における専門家志望者への対応を主たる目的とするコース）」の導入、理論と実務の架橋教育の更なる強化、より有意な学生の受け入れのための入学試験の改善、を特色としている（評価の視点 1-7）。

【2014 年度 教育・研究に関する長期・中期計画書】

2014 年度教育・研究に関する長期・中期計画書

会計専門職研究科

1 理念・目的

本学会計専門職研究科（以下本研究科）は、公認会計士、税理士、企業等の民間部門又は政府等の公的部門の会計実務担当者などが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成することを目的としている。

そのため、高度会計専門職業人には、高度の専門知識と技能及び職業倫理に裏打ちされた的確な判断力が重要であるとの考えから、具体的には、(1)ケーススタディによる職業倫理に関する事例・事件を講義の中で検証することによりガバナンスの重要性とコンプライアンスの必要性を理解させること、(2)単なる法令や会計基準の解釈にとどまらず、規定の根底にある思考まで理解することで、法令や会計基準の基礎にある考え方が理解できるようにすること、(3)来る IFRS（国際財務報告基準）

時代に備え、実際に企業で使用されている会計ソフトウェアの活用能力や英語によるプレゼンテーション能力、及び実務上の問題を発見しその解決を図るための実践力を高めることを目指す。これにより、高い職業的価値観及び倫理観、会計、監査及び税務の専門家としての社会的使命に応えられる専門的知識並びに現代社会の国際化・情報化に対応した技能の修得を目標とする。

このことは「人材養成その他の教育研究上の目的」として専門職大学院学則に規定するとともに、本研究科のホームページ、ガイドブック及び入試要項等で公開することにより、学内ののみならず広く一般に周知を行っている。また、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）についても同様に公開することにより、本研究科の理念・目的を丁寧かつ明確に伝えている。また、この3つのポリシーについては、時代の要請に対応しているかどうかを適宜点検し、必要に応じて修正・変更を行う。

2 教員・教員組織

（1）教員組織の整備

本研究科は、専任教授10名、専任准教授1名及び特任教授2名の13名から構成されている。2013年度には、財務会計系専任教員の退職に伴う補充が認められ、現在公募による任用を行っている。

なお、公認会計士をめぐる制度ならびに社会的状況の変化に伴う本研究科を取り巻く環境の変化を踏まえ、2014年度から公認会計士の養成を主たる目的とする「会計専修コース」と、税理士及び他の会計専門職業人ならびに経営・会計領域における専門家志望者への対応を主たる目的とする「論文作成コース」からなるコース制を新たに導入する。このような学生指導体制は、当該の学生のみならず担当教員の教育・研究能力の向上という点においても非常に有用である。また理論及び実務教育が必要とされる本研究科の教員の資質向上は非常に重要な課題であり、中期から長期におよぶ課題として継続的に検討していく。

3 教育内容・方法・成果

（1）教育内容の強化

ア 公認会計士の養成

本研究科における教育の目標は、直接的には、将来、公認会計士を中心としたわが国の会計専門職に従事する人材を輩出することである。

合わせて会計専門職大学院としての存在意義と期待される社会的使命を鑑み、本研究科においては単に公認会計士試験の受験勉強に役立つ科目と教育内容を教授するだけではなく、公認会計士を中心とした将来のあるべき会計専門職業人の養成を念頭においている。

このため本研究科では、専門職大学院にふさわしい高度な会計専門教育を行えるようなカリキュラム編成、教育内容、教育方法及びこれらに関連する教材開発に努めものであり、その強化及び改善の一策として、2014年度より「会計専修コース」及び「論文作成コース」の2コース制を導入する。

また、公認会計士試験論文式試験受験時までは学業に専念できる環境を整備することを目的として、2012年度後期から就職支援プログラムを外部支援機関の活用により導入・実施している。今後もその成果を精査しながら中期計画として、同様の支援措置を積極的に講ずる。

イ 専門的知識、論理的思考力及び応用実践能力の涵養

本研究科では、アを踏まえて、学生が将来の会計専門職業人としての公認会計士に求められる専門的

知識と論理的思考力を体得し、かつそれらを応用実践できる能力を涵養するために、これらに適合した科目の設置をカリキュラム編成の方針とともに、この目的に沿った教育方法について毎年見直しを行う。

ウ 職業倫理を重視した教育の充実

昨今会計に関する非違事例が多発していることに鑑み、本研究科では、会計専門職業人としての職業倫理を重視し、「経営倫理」及び「監査職業倫理」の2科目を開講している。今後この2科目による倫理教育のみならず、他の設置科目すべてにおいても倫理教育を導入し、これに根ざした専門的知識に基づいて論理的思考を行うことができるよう組織的な教育の展開を中期計画の一環として検討する。

エ 國際会計専門職業人の養成

グローバルな社会においては国際的に活躍できる会計専門職業人が求められることは言うまでもない。本研究科では、この点を考慮し、国際会計系を設け、6単位以上の履修を修了要件としている。また、米国公認会計士の資格取得を視野に入れた「ファイナンシャル・アカウンティング」、「オーディティング アンド アテステーション」、「レギュレーション」、「会計英語」の科目配置によりその充実を図っている。今後も当該関連科目のさらなる充実をはかり、履修者を増やすことにより、国際的に活躍できる会計専門職業人を養成する。

この目的の一環として、本研究科では「国際会計研修」科目を設けているが、2014年度以降においては、以下の点における改善を図るものとする。

「国際会計研修」においては、学生に会計理論を国際的な観点から学習させることを目的として、従前より海外教育機関と共同で国際会計プログラムを実施してきた。本研究科では2012年度より「国際研修委員会」を発足させ、2013年度からは本研究科における重要課題検討のために設置した「会計専門職研究科検討部会」に「国際・ICT 検討ワーキンググループ」を付置し、総合的視点からの当該科目運営の検討を行っている。合わせて2012年に延世大学校経営大学（Yonsei University School of Business：大韓民国）との間で本研究科独自企画である「明治大学 - 延世大学 IFRS クショッププログラム」実施に関する覚書を締結することで、本研究科学生に対する国際性涵養のための教育施策の一途を切り拓いた。ただし、現時点においては本プログラムは課外講座としての実施であることから、正規カリキュラムの一環としての位置付けが可能とともに、国際会計系の各科目履修者が、その最終成果を「国際会計研修」において達成できるよう、当該科目のあり方について、中期計画として必要な措置を講じていくものとする。

オ 情報技術（IT）への対応

会計専門職業人として必要不可欠な高度情報技術への対応力を養うため、講義と実習の両面を併せつつ「会計ソフトウェア実務」の授業を設けている。

現在の企業は、会計業務を処理するのにITを欠くことはできない。同時に、監査人にとってもITに関する知識は企業の監査を行ううえで、必要不可欠の素養となっている。

こうしたことから、「会計ソフトウェア実務」では、監査人の立場から、講義と実習の両面においてITを教授するが、同時に、「会計情報システム」、「戦略管理会計」、「システム監査」などの関連科目と併せて、情報技術に関する総合的な実務対応能力が養成されるよう、効果的な授業を展開するものとする。現状においては当該科目の重要性が認識されつつも、履修状況がかならずしも相応していない点を踏まえ、今後は当該科目のカリキュラム編成上の位置づけを含めた検討・改善を中期計画として行う。

カ 計算力の強化

簿記及び原価計算に関する一定の計算力は、学生が財務会計・管理会計に関する講義を受講するうえで不可欠である。そこで、学生が自分自身の簿記及び原価計算の計算力を熟知した上で、履修科目を適切に選択することを可能とするとともに、当該学生が有する簿記及び原価計算の能力を踏まえた適切な履修指導を行うために、これらの計算力を確認する方法としての「計算力確認統一試験」を各学期の初めに実施している。しかし、本研究科の留籍者数は年々増加傾向にあることを鑑み、今後はその改善のために、いま一度この試験の実施内容・方法について見直し、その結果をいかに学生の学習指導やフォローアップに有効に活用できるかについて検討を行う。

また、在学生のみならず、入学予定者にも計算演習を繰り返し学習させるために、課外講座としての「計算演習講座」を継続して実施する。この講座は、遠隔地にいる入学予定者も容易に学習できるようユビキタスシステムを活用し、場所・時間に束縛されず繰り返し学習ができるようなものとしており、これらの事前教育が成功させることにより、本研究科を希望する受験生へのアピールにつなげる。

(2) 教育方法の充実

ア 少人数で高品質の教育の提供

本研究科では、基本的に、1クラスを20名ないし30名のクラス編成とし、少人数で質の高い教育を行っている。これにより、学生がより高い学習効果を得られるように授業科目数及びコマ数を毎年精査する。

イ 理論と実務の架橋教育（二面教育）の充実

財務会計系、管理会計系、監査系及び租税系の科目については、研究者教員と実務家教員の両者を配置している。このことは理論と実務の架橋教育を可能とし、学生が理論と実務の両面の教育を受けることができ、同一のテーマについてこれらの両面からアプローチすることが可能となる。

実務家教員には、公認会計士試験委員の経験を有する公認会計士、長年国際的な会計・監査の分野で活躍してきた公認会計士、公会計や公監査などこれから発展が期待される分野に習熟している公認会計士、税理士試験委員の経験を有する税理士などを専任教員、特任教員あるいは兼任教員として招聘している。また、本研究科における教育に寄与しうる人材の特別招聘教授または客員教員としての任用についても、任用期間の終了に伴う変更を含めて継続的に検討する。

ウ 論文指導

本研究科での就学過程において、より高度で、専門的な研究に関心を持ち、その研究成果をまとめ、論文として発表することを希望とする一部の学生が現れてきている。この要望を満たすために、本研究科では2007年度より、各系に「論文指導」の科目を開講してきた。

また、公認会計士をめぐる制度ならびに社会的状況の変化に伴う本研究科を取り巻く環境の変化を踏まえ、2014年度から公認会計士の養成を主たる目的とする「会計専修コース」と、税理士及びその他の会計専門職業人ならびに経営・会計領域における専門家志望者への対応を主たる目的とする「論文作成コース」からなるコース制を新たに導入することとし、今後も実務志向教育とともに学術志向教育への配慮を図ることとする。

エ 学部との連携強化

本学の学部生の中には公認会計士試験の受験希望者が多いことから、本研究科への入学を希望する優秀な学部生に対する先取り授業（「先取り履修」）を本学商学部と開始した。先取り授業により受講

した科目的単位は、入学後当該学生の単位と認定されることとなる。今後は中期計画として、より優秀な学生の確保を視野にいれ、積極的に本学学部との連携を強化するとともに、先取り授業制度の拡充をはかる。またこの点においては、研究科を上位機関として有する各学部からの格別の理解を得ることが不可欠であることから、この点を踏まえた学部連携のあり方について積極的に探る。

才 完全セメスター制度の導入

学長方針にもあるように、教育のグローバル化への対応のため、完全セメスター制度の導入における問題点について、引き続き検討作業を進めるものとする。その際には、就職活動への影響を考慮することとした。

カ 企業等への訪問

会計専門職業人としては、会計及び監査の現場の実習や、制度に関与する公的諸機関の業務の内容について知識を得ることが必要不可欠である。このため、学生を引率し、企業（工場）、日本公認会計士協会、監査法人、東京証券取引所、あるいは政府機関等へ訪問し、会計や監査に関する社会の仕組みを見学する機会を設けてきた。当該企画の重要性と、学生からのニーズの高さに鑑み、今後も可能な限り、機会の拡充をはかるものとする。

（3）適切な教育実施のための諸施策の推進

本研究科は、わが国といわれる会計大学院のなかでも早期の設置例であるため、他に頼ることなく、カリキュラムの設定、教育方法、その他教材開発など、適切な教育を実施するための諸施策について試行錯誤を繰り返しながら、これらの向上・発展を図っている。とりわけ、授業改善の方策については、月に一度FD委員会を開催し、基本的な教育方針の策定、カリキュラムの設定や改善、教育方法に関する教員の相互研鑽等々を行ってきている。2011及び2012年度には、学生の視点からとらえた研究科改善施策に関する「学生によるFDのためのプレゼンテーション」を試験的に実施したが、その効果については一定の評価が可能であったことから、今後は教職員及び学生との共同による拡大されたFD活動の定着を図る。

また、独自にアンケート委員会を設置して学生による「授業評価アンケート」と「研究科全体に対するアンケート」を実施することによって、より良い授業の展開や学生との意思疎通の円滑化を図るとともに、その結果については、その都度、公開することで学生へのフィードバックに努めるとともに、透明性の確保に努める。

今後もこうした諸施策の実施により、授業改善、学生の学習意欲の増進、適切な成績評価など、適切な教育を行うために必要な課題に積極的に取り組むとともに、アンケートの設計、実施方法、公開のあり方などに関するさらなる工夫を講じることとする。

（4）特別研究者制度及び在外研究員制度

専門職大学院としての特性、及び教員数が限られていることから、特別研究者制度規程及び在外研究員規程に基づく教員の派遣に関しては、長期派遣が困難を極めているのが現状である。しかし、教員のさらなる教育研究の向上に期する本機会の重要性を鑑み、本制度の積極的な活用を可能とする環境整備を重要課題とし、具体的には半期1名ごとの派遣（特別研究）及び「長期1回」を「半期2回」に読み替えることの可能性や、授業代行者の手当てに関する便宜的措置及び当該制度における次回の応募までのインターバル期間の短縮などに関する必要なバック・アップ体制の整備に努めるものとする。

（5）既設研究科との連携

本研究科は、公認会計士を中心としたわが国の会計専門職に従事しようとする学生に対して実践的な

会計専門教育を行うのに対して、商学研究科ならびに経営学研究科は、学問の深奥を極めようとする研究者の養成を目的としている。しかし、研究対象の性質やそれぞれの設置科目に関連が深いことから、理論研究と実務教育の新たな接点を見いだすためにさらなる教員の相互交流が必要である。

また、グローバル・ビジネス研究科は、同じ専門職大学院にあって、企業経営に従事する専門職業人を養成するという点において共通する科目も多く、グローバル・ビジネス研究科専任教員5名に兼任を委嘱するとともに、本研究科からも専任教員1名が兼任を行っており、こうした接点をはじめとする連携を今後も拡充させる。

4 学生の受入れ

本研究科を取り巻く環境の変化は急速かつ激化の一途にあり、専門職大学院にあって公認会計士をはじめとする高度会計専門職業人の育成を目的とする教育機関としては、いわゆる法科大学院を取り巻く環境に類する点も多いといえる。とくに難易度の高い資格試験の一つである公認会計士試験については、会計業界と当該資格制度における歴史的改革と謳われた一連の改革策であったにも関わらず、未だその先行きが不透明な状態と言わざるを得ない。特に当該試験における合格率の低迷と、合格者であっても監査法人等への就職が困難をきわめるという実状は、合格者に不可欠の実務補習機会を喪失させるものであり、こうした当該資格取得の極度の困難さが公認会計士志願者の激減をもたらしている。こうした環境の変化を受け、2013年度入試における本研究科入学者数は33名と、定員の半数を欠く結果となっている。志願者及び合格者数においてこのような結果を招いたことは、極めて深刻な問題であり、かつ、こうした事態に向けた対策を講じることは本研究科にとって喫緊の課題であるとともに、最重要課題である。については今後はわが国における会計業界の方向性を鑑みつつ、現行定員の妥当性ならびに各種入学試験実施方法のあり方についての抜本的見直しも視野に入れた検討を行うこととし、その一策として、2013年度入試より秋季入試を実施する。加えて、2014年度から公認会計士の養成を主たる目的とする「会計専修コース」と、税理士及びその他の会計専門職業人ならびに経営・会計領域における専門家志望者への対応を主たる目的とする「論文作成コース」によるコース制を新たに導入することとし、そのための募集条件や教育目的を明確にしたアドミッションポリシーの見直しや、早期修了制度の実施などの検討を行うとともに、決定した事項については速やかに受験生等に広報を行う。

また本研究科では、本学の商学部、経営学部、政治経済学部などを始め、学内の優秀な学生を今後とも積極的に受け入れるため、学内向け広報の強化と学内選考試験を引き続き実施する。学内選考試験については、より多くの学内の優秀な学生の確保に務めるため、2014年度入試から実施回数を従前の年1回から年3回に増やすこととした。合わせて、2008年度商学部入学者からの早期卒業者を対象とした学内推薦入試を実施するとともに、該当希望者を対象とした本研究科設置科目の「先取り履修」を引き続き実施するものとし、さらに他学部への同制度の拡大を積極的に図ることを中期計画とする。

5 学生支援

(1) 学習環境の充実

ア 院生共同研究室

本研究科の院生共同研究室は、1人1座席を確保するように配慮及び努力を行っているが、今後も引き続き、駿河台キャンパス14号館4階及び5階に十分なスペースを確保するよう努力する。

イ 奨学金制度の充実

会計専門職業人を目指す本研究科学生は、公認会計士試験などの国家試験を受験するため勉学に集中して取り組まなければならない。本研究科の大半の学生は、公認会計士などの資格を取得し、あるいは就職するまでは収入を望めないため、奨学金制度のさらなる充実が必要とされる。また、学生の在学中の学習意欲を向上させるために、G P Aや計算力確認統一試験結果などの学習成果に応じた奨学金の配分方法について継続的に精査を行う。

ウ 教育補助講師の採用

学生の教育面でのサポートをするために、教育補助講師制度（2013年6月現在6名配置）を採用している。

教育補助講師は、学生からの学習相談に応じるとともに、教員の指示による教材の作成や、教員が講義中に課したレポートの添削などの教育業務に従事しており、本研究科運営において不可欠の存在と位置づけられる。よって今後も一定水準以上の能力を有する教育補助講師の確保及び充足化を行う。

エ T Aの採用

毎年、「会計専門職研究科教育アシスタント（嘱託職員）」として、本研究科の学生20名程度採用しているが、今後は奨学金的な趣旨も含まれている本学のTA制度を採用したい。そのためにも、本研究科学生にもTAの採用資格を与えることが必要であり、そのための折衝を続けていくものとする。

オ 「国際会計研修」受講者への助成

会計ならびに監査のグローバルな業務活動を可能とする会計専門職業人を養成するために「国際会計研修」の受講はきわめて重要とされる。しかし、経済的理由のため受講できない者も少なからず存在している事実に鑑み、今後は当該科目の受講を容易にさせるためにも、参加費用の一部減免もしくは貸付制度の整備を要望する。

合わせて2012年に延世大学校経営大学（Yonsei University School of Business：大韓民国）との間で本研究科独自企画である「明治大学 - 延世大学 I F R S ワークショッププログラム」実施に関する覚書を締結することで、本研究科学生に対する国際性涵養のための教育施策の一途を切り拓いた。現時点においては、本プログラムは課外講座としての実施となることから、中期的には正規カリキュラムとしての位置付けを可能とし、本講座に対する同様の助成が可能となるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（2）進路面のサポート

ア 公認会計士試験受験の支援

公認会計士試験受験までの学力の維持の観点において、本研究科入学後から公認会計士試験受験までの支援制度を充実させることは、喫緊の課題である。主な課題としては、経理研究所との協力体制の強化及び修了後から公認会計士試験受験までの継続的な学習支援を図る必要性があり、会計士試験受験に向けた支援策の検討と実現に努める。

イ 就職活動の支援

本研究科の学生の中には、公認会計士試験合格を目標とするのみならず、民間企業での活躍を目標としている者も少なくはない。そのような学生を高度専門職業人として輩出していくために、2005年度より本研究科にキャリアコーディネーターを設け、各企業・監査法人等への訪問、講演会・セミナー等を開催し、学生の就職活動支援の一翼を担っており、今後もこれらの活動の充実化と拡大を

図るよう努める。またアの対象とする学生に対しては、2年次の8月下旬（公認会計士試験論文式試験受験時）までは学業に専念できる環境を整備することを目的として、2012年度後期から就職支援プログラムを外部支援機関の活用により導入・実施することとした。今後もその成果を精査しながら、同様の支援措置を積極的に講ずるよう努める。

ウ 修了生組織の充実

本研究科には、すでに修了生組織が存在しているが必ずしも十分な機能が発揮されていない。教員のみならず修了生からの支援の活用により、在学生の学習面及びキャリア形成の支援を行うことは有用である。今後は中期計画として、修了生による運営に対する研究科として支援することに努める。

6 社会連携・社会貢献

（1）寄付講座の設置

従前より検討してきた、有力監査法人の寄付講座の設置については、2012年度より実施を可能とした。このことにより監査法人の実際の業務についての理解を深めることとともに、当該講座担当講師の中心は明治大学の卒業生である公認会計士であることから、より監査業界と本研究科との緊密な関係の構築に資することが期待される。今後も同様の講座の拡充を図るべく努める。

（2）特別講義の公開

特別招聘教授や各界有識者を講師とする特別講義については、実施にあたっては一般公開においており、地域住民を中心とした社会の知的好奇心に応えうる知見の提供を果たしている。今後もより多様な知見を提供すべく、講師陣容の充実を図る。

（3）社会貢献活動

本研究科が有する知的財産の社会への還元と貢献活動の一環として、
2013年1月に学校法人日本聾話学校を訪問し、中学部2年生を対象
とした訪問授業（授業テーマ「会計とはどのようなものか - 公認会計士という職業 - 」）を実施した。
今後もこのような幅広い社会貢献活動に務める。

7 内部質保証

（1）自己点検・評価の推進

本研究科は、研究科教授会にFD委員会（以下、委員会）を設置し、教育全般について定期的に自己点検・評価を実施している。当該委員会は自己点検・評価の結果に基づき報告書を作成し、専門職大学院長を通じて全学自己点検・評価委員会へ提出している。

自己点検・評価結果の活用については、会計専門職研究科長が中心となって、研究科教授会において点検・評価の結果に基づき具体的な改善案を策定し、次年度の教育研究計画に反映させ、このことにより、自己点検・評価を単なる現状の調査・把握に終わらせることなく、点検→評価→改善案の策定→改善の実施→点検のサイクルに乗せていく。また、こうして得られた自己点検・評価結果は、外部評価機関による評価の際の基礎資料としても活用する。なお、本研究科は大学基準協会による認証評価を2010年度に受け、適合しているとの評価結果を、勧告が一切ない形で得た。今後は2014年度に次回の申請を行うべく、それに向けた入念な準備作業を行う。

（2）外部評価に対応した教育内容の充実と透明性の確保

本研究科は、学校教育法の規定並びに文部科学省の設置審査の趣旨に沿って外部の認証評価を受けることを義務付けられているが、その評価に対応できる教育内容の充実を図るとともに、シラバスの作

成・公開、教材の保存、学生の成績判定方法の明確化、学生による授業評価と結果の公表を実践することにより、教育内容を明示し、透明性を確保している。

（3）情報公開・説明責任

本研究科の「人材養成その他の教育研究上の目的」、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、研究科ホームページやガイドブック等で公開することにより、広く一般に周知を行っている。

また、アンケート委員会を設置し、定期的に研究科アンケート及び授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は、教授会、教員連絡会の場で周知・公開したうえで、授業評価アンケート結果報告書や研究科アンケートへの回答を作成し公開することにより、より良い授業の展開や学生との意思疎通の円滑化を図っている。また、今後のFD委員会の取組みとして、このアンケート結果を教員個人単位ではなく、組織としてどのように教育課程に反映させていくか、もしくはどのように反映させたかについて検証を行い、その検証結果を広く公開することにより社会的責任を果たす。

2. 計画実現のための取り組みについて

（1）教員の任用について

本研究科は、専任教授9名、専任准教授1名及びみなし専任教員である特任教授2名の12名から構成されている。

2013年度には、後期より監査系専任教員1名の任用が決定しており、合わせて財務会計系専任教員の退職に伴う補充が認められ、2014年度からは14名で構成される（評価の視点1-8）。

（2）あるべき研究科への状況回復のための取り組み

公認会計士をめぐる制度ならびに社会的状況の変化に伴う本研究科を取り巻く環境の変化が本研究科への志願者の急激な減少の一因となっていることを踏まえ、2014年度から公認会計士の養成を主たる目的とする「会計専修コース」と、税理士及びその他の会計専門職業人ならびに経営・会計領域における専門家志望者への対応を主たる目的とする「論文作成コース」の2コースからなるコース制を新たに導入する。このような学生指導体制は、当該の学生のみならず担当教員の教育・研究能力の向上という点においても非常に有用である。また理論及び実務教育が必要とされる本研究科の教員の資質向上は非常に重要な中長期的課題である。本研究科では、その具体的施策として、2013年度後期に専任教員相互による「相互授業参観」を実施するとともに、授業評価アンケートのフォローアップとして、アンケート結果に対する改善プランを各専任教員から回答させ、次期の授業等に反映させることとしている（評価の視点1-8）。

（3）高度会計専門職業人に求められる資質としての国際性の涵養に向けた取り組み

本研究科では、高度会計専門職業人に求められる資質としての国際性の涵養を鑑み、「国際会計研修」を実施し、学生に会計理論を国際的な観点から学習させることを目的として、従前より海外教育機関と共同で国際会計プログラムを実施してきた。

本研究科では2012年度より「国際研修委員会」を発足させ、2013年度からは本研究科における重要

課題検討のために設置した「会計専門職研究科検討部会」に「国際・ICT検討ワーキンググループ」を付置し、総合的視点からの当該科目運営の検討を行っている。あわせて2012年に延世大学校経営大学(Yonsei University School of Business:大韓民国)との間で本研究科独自企画である「明治大学-延世大学IFRSワークショッププログラム」実施に関する覚書を締結することで、本研究科学生に対する国際性涵養のための教育施策の一途を切り拓いた(評価の視点1-8)。なお、本プログラムはこれから高度会計専門職業人を志望する本研究科学生に国際性を涵養することを目的とするものであることから、今後は必ずしもIFRSに限定されない広義の教育内容とするよう見直しを加えるとともに、課外講座から単位認定対象科目として正規科目化するよう検討する。(評価の視点1-8)。

<根拠資料>

- 添付資料1-8:「2014年度教育・研究に関する年度計画書「長期・中期計画書及び単年度計画書」」

【1 使命・目的・戦略の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

①高度会計専門職業人の育成という使命の行使に耐えうる研究科組織の強化

本研究科は、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」(明治大学専門職大学院学則第1条)のもと、会計領域におけるプロフェッショナルの養成を目的としている。本研究科では、入学定員80名(収容定員160名)を学生定員としているが、会計大学院の導入が新たな公認会計士養成制度であったにも関わらず、未だその位置づけが不透明な状態と言わざるを得ない現状と、特に当該試験における合格率の低迷と、合格者であっても監査法人等への就職が困難をきわめるという実状は、合格者に不可欠の実務補習機会を喪失させるものである。こうした当該資格取得の極度の困難さが公認会計士志願者の激減をもたらし、引いては本研究科志願者の急激な減少の一因となっている。

については、可及的速やかに本研究科所定の定員の確保と充足に向けた改善が不可避の課題とされる。

②高度会計専門職業人に求められる資質としての国際性の涵養に向けた取り組みにおける課題

本研究科では、高度会計専門職業人に求められる資質としての国際性の涵養を鑑み、「国際会計研修」を実施し、学生に会計理論を国際的な観点から学習させることを目的として、従前より海外教育機関と共同で国際会計プログラムを実施してきた。しかしながら公認会計士試験実施時期との兼ね合いや、専門職大学院特有の高密度の時間割編成等の問題から、ここ数年においては、当該科目への参加を希望する者が一定数ありつつも、最終的な参加に至らない状況が続いている。研修科目という特性を鑑み、一定数の学生の参加を容易とするべき改善が必要とされる。

④ FD活動の活性化と機能化

本研究科では毎月1回以上のFD委員会を開催することで、FD活動の改善に向けた努力をしているが、今後は、現在、FD活動の一環として専任教員に対して実施している授業評価アンケートのフォローアップをより強化させることと、教員の教育指導能力のさらなる改善に向けた新たな施策を講ずることが必要とされる。

(2) 改善のためのプラン

①高度会計専門職業人の育成という使命の行使に耐えうる研究科組織の強化に向けた改善

本研究科では、志願者の急激な減少事態に直面するなかで、本研究科所定の定員の確保に向けた改善の一策として、教授会のなかに「会計専門職研究科検討部会」を設置し、さらに具体的な作業グループとして、「カリキュラム検討ワーキンググループ」、「入試・広報制度検討ワーキンググループ」、「国際・ICT検討ワーキンググループ」、「キャリア支援ワーキンググループ」、「自己点検・認証評価対応ワーキンググループ」を設置し、本研究科が直面する喫緊の課題の克服に向けた作業に着手した。

こうしたなかにおいて、本研究科では単に公認会計士試験の受験勉強に役立つ科目と教育内容を教授するだけではなく、公認会計士を中心とした会計専門職業人の養成をねに念頭におき、専門職大学院にふさわしい高度な会計専門教育を行えるようなカリキュラム編成、教育内容、教育方法の改善に努めており、その一策として、2014年度より「会計専修コース」及び「論文作成コース」の2コース制を導入することとした。

②高度会計専門職業人に求められる資質としての国際性の涵養に向けた取り組みにおける課題に対する改善

本研究科が実施する「国際会計研修」に関し、一定数の学生の参加を容易とするべき改善に向けた施策として、2012年度からの「国際研修委員会」の設置、2013年度からの「国際・ICT検討ワーキンググループ」の設置による総合的視点からの検討を行うとともに、2012年に延世大学校経営大学(Yonsei University School of Business : 大韓民国)との間で本研究科独自企画である「明治大学-延世大学 IFRS ワークショッププログラム」実施に関する覚書の締結により、本研究科学生に対する国際性涵養のための教育施策の一途を切り拓いてきた。現時点においては、本プログラムは課外講座としての実施であることから、今後は正規カリキュラムの一環となる単位認定科目とするよう、中期計画として必要な措置を講じていくものとする。なお、本プログラムはこれからの高度会計専門職業人を志望する本研究科学生に国際性を涵養することを目的とするものであることから、今後は必ずしも IFRS に限定されない広義の教育内容とするよう見直しを加える。これにともない、課外講座から単位認定対象科目として正規科目化するよう検討する。

⑤ FD活動の活性化と機能化にむけた改善

本研究科におけるFD活動の一環として実施している授業評価アンケートのフォローアップの強化を行う。具体的には、授業評価アンケートに示された学生からの評価項目について、各専任教員が改善プランを研究科長に提出させることにより、次期からの授業の改善に活かすこととしてきたが、このフォローアップを兼任教員等へも広げることにより、研究科全体としての教員の教育指導能力の向上を図る。他にも、専任教員相互による「相互授業参観」を実施してきたが、この「授業参観」についても、兼任教員等にも広げることにより、研究科としてのFD活動の活性化を図る。

2 教育の内容・方法、成果等

(1) 教育課程等

項目4：学位授与方針

各経営系専門職大学院は、固有の目的に則して、学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を立てることが必要である。

<評価の視点>

2-1：学位授与方針は明文化され、学生に周知されていること。〔F群〕

<現状の説明>

1. 学位授与方針の周知

本研究科は、明治大学専門職大学院学則別表3の目的に則り、会計専門職研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、その目指すべき人材像である高度会計専門職業人が備えるべき資質と能力及びそのための具体的な到達目標を掲げている。備えるべき資質と能力とは、①高度な職業倫理に基づく論理的思考力及び判断力、②高度の専門知識と技能及び情報技術への対応力、③国際的な業務分野への対応力、④会計専門職業人として社会から求められる使命に応えうこと、である。

ディプロマ・ポリシーは、教授会、専門職大学院委員会、教務部委員会等の学内審議を経て機関決定され、便覧やシラバスに明文化し、新入生ガイダンス等において学生に対して十分な周知を行っている。また、これらの情報をホームページでも公開し、一般社会へも周知している（評価の視点2-1）。

なお、ディプロマ・ポリシーは、毎年、社会の要請に即した内容となっているかを検討し常にアップデートしている。その結果、2014年度の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）については、会計専門職研究科検討部会による検討を行い、会計専門職研究科教授会、専門職大学院委員会の審議を経て、次のとおり変更することを決定した。

2014年度 会計専門職研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

会計専門職研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

目指すべき人材像

本研究科は、高度会計専門職業人の養成を目的としています。

本研究科が養成する高度会計専門職業人とは、次の4つの資質と能力を備えた公認会計士、税理士、企業等の民間部門または政府等の公的部門の会計実務担当者、及び会計、監査、租税及び経営・ファイナンス分野における専門家のことです。

- （1）高度の職業倫理に基づく論理的思考力及び判断力を有していること
- （2）高度の専門知識と技能、及び情報技術への対応力を身につけていること
- （3）国際的な業務分野にも対応できること
- （4）以上により、会計専門職業人として社会の使命に応えうこと

そのための具体的到達目標

本研究科においては、修了生が、会計専門職としての「心」、「知」、「技」及び「個」を備えた高度会計専門職業人として社会に貢献できる人材となることを目標としています。すなわち、高度の職業倫理に基づく論理的な判断力を有し（心）、高度の専門的知識を具備し（知）、会計、監査、税務及び経営・

ファイナンスの専門家としての技能や、情報技術への対応力を身につけ(技)、グローバル化した現代社会において専門家としての理念と信念をもって国際的な業務に対応できる（個）人材の育成です。

本研究科では、以上の人材を育成するために、財務会計系、国際会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営・ファイナンス系及び共通科目を設定し、また、修士論文を作成する論文指導の科目を設けています。

<根拠資料>

- 添付資料 1-6 : 2014 年度会計専門職研究科ガイドブック（4 頁）

項目 5：教育課程の編成

各経営系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。

教育課程の編成にあたっては、経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）を果たすためにも、学位授与方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を立てることが必要である。また、その方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、社会からの要請に応え、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材の養成に配慮することが求められる。さらに、それぞれの固有の目的を実現するために必要な科目を経営系各分野に応じて、系統的・段階的に履修できるようバランスよく配置することが必要である。そのうえで、特色の伸長のために創意工夫を図ることが望ましい。

<評価の視点>

2-2：理論と実務の架橋教育である点に留意した教育課程の編成・実施方針を立て、次に掲げる事項を踏まえた体系的な編成になっていること。（「専門職」第6条）〔F群、L群〕

（1）経営系専門職大学院に課せられた基本的な使命である、企業やその他の組織のマネジメントに必要な専門知識（戦略、組織、マーケティング、ファイナンス、会計など）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観とグローバルな視野をもった人材を養成する観点から適切に編成されていること。

（2）経営系各分野の人材養成の基盤となる科目、周辺領域の知識や広い視野を涵養する科目、先端知識を学ぶ科目等が適切に配置されていること。

（3）学生による履修が系統的・段階的に行われるよう適切に配慮されていること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。
〔F群〕

2-4：固有の目的に即して、どのような特色ある科目を配置しているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. カリキュラム・ポリシー

本研究科では、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に教育課程の理念を定めるとともに、それを実践するための教育課程の構成及び教育課程を定めている。これについては、ディプロマ・ポリシー同様に、教授会、専門職大学院委員会、教務部委員会等の学内審議を経て機関決定し、便覧やシラバスに明記することで学生に対して十分な周知を行うとともに、この方針はホームページ

でも公開し一般社会へも広く明らかにしている。また、社会の要請に即した内容となるよう常に見直しを行っている。2014年度の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、会計専門職研究科検討部会による検討を行い、会計専門職研究科教授会、専門職大学院委員会の審議を経て、次のとおり変更することを決定した。

2014年度 会計専門職研究科の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

会計専門職研究科の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

教育課程の理念

本研究科では、職業倫理に基づく判断力を備え、会計に関する論理的思考力、及び高度の専門知識と技能を有する高度会計専門職業人を養成するために、会計、監査、税務及び経営・ファイナンスをめぐる実践的な問題を自ら発見し、その問題の実態を解明し、それらの問題を解決する能力が涵養されるよう、体系的かつ段階的な教育を行います。

教育課程の構成

セメスター制を採用したうえで、設置科目を財務会計系、国際会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営・ファイナンス系の7つの科目系及び共通科目に区分し、それぞれの系及び共通科目において基本科目、発展科目（選択必修科目を含む）、応用実践科目及び論文指導の4群を配置した構成になっています。

基本科目は会計専門職業人として最低限必要とされる知識や技能を習得するための科目であり、発展科目は高度会計専門職業人としての知識や技能を習得するための科目であり、その中で特に学生が履修すべき科目を選択必修科目としています。応用実践科目は先端的で実践的な知識と技能を習得するための科目です。また、論文指導は修士論文を作成するための科目です。

なお、講義計画はシラバスに詳しく記載され、厳格な能力判定（定期試験）に基づく相対評価の下に、GPAによる成績評価方式を導入しています。

教育課程の特長

7つの科目系及び共通科目と4群の段階によるマトリックス型に科目を配置することにより、各学習領域における自らの学習ニーズと習熟度（レベル）に合ったバランスのとれた履修を可能にしています。また、単なる法令や会計基準の解釈にとどまらず、規定の根底にある思考まで理解することで、法令や会計基準の基礎にある考え方が理解できるようにしています。一方、実務家教員を中心とした実践的な教育、企業経営や会計実務の最前線で活躍されている特別招聘教授や外部講師による特別講義における最新の事例等の検討により、理論に偏らない科目を設置しています。

また、国際的な業務に対応するために必要な国際財務報告基準や各国会計制度、ネイティブ・スピーカーによるビジネス・イングリッシュ、及び、米国公認会計士試験に対応した科目を「国際会計系」に置き、内容を充実させています。さらにコミュニケーション能力を涵養するためのプレゼンテーションを「ケーススタディ」や「ビジネス・イングリッシュ」などの科目に取り入れています。

なお、高度会計専門職業人を養成する「会計専修コース」と、税理士、または、会計、監査、租税及

び経営分野における研究者を志望する学生に対応する「論文作成コース」の2コースを設置しています。「論文作成コース」においては修士論文を作成します。

<根拠資料>

- 添付資料 1-6 : 2014 年度会計専門職研究科ガイドブック（4 頁）

2. 科目編成

本研究科では、高い倫理観に基づく判断力を備え、会計に関する論理的思考力及び高度の専門知識と技能を有する高度会計専門職業人を養成することを社会的使命とする会計大学院として配置すべき科目を、財務会計系、国際会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営・ファイナンス系の 7 つの系及び共通科目として設置することにより、学生が系統的に履修することができるよう配慮している（評価の視点 2-2（1））。

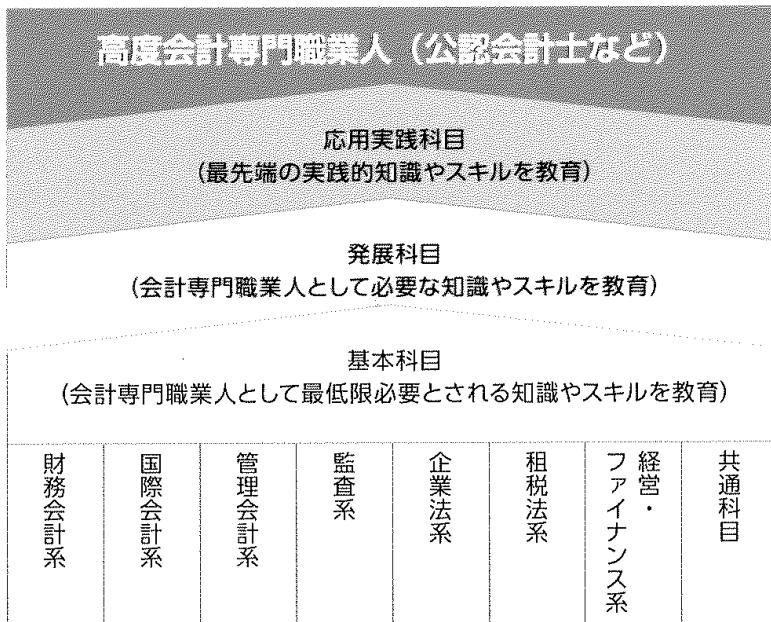
特に、高度会計専門職業人を養成するための基盤となる会計関連の科目については、財務会計系、管理会計系、監査系に加え、企業活動のグローバル化に対応した高度会計専門職業人を養成するために必要となる科目を国際会計系として独立させている。国際会計系には、「国際会計基準」、「アメリカ会計制度」、「EU会計制度」、「中国会計制度」などの科目を置くとともに、「ファイナンシャル・アカウンティング」、「オーディティング アンド アテステーション」など専門科目を英語で実施する科目も導入している（評価の視点 2-4）。また、高度会計専門職業人にとって有用となる周辺知識や広い視野を涵養するため、企業法、租税法、経営・ファイナンスに係る科目を独立の系とともに、統計学、経済学、英語などに関する科目を共通科目として設置している（評価の視点 2-2（2））。また、英語科目については、ネイティブ・スピーカーによる「ビジネス・イングリッシュ I～IV」を置くことにより、学生の語学力の向上を図っている。

また、高い職業倫理観を養成するカリキュラムとして、監査系科目としての「監査職業倫理」および共通科目としての「経営倫理」を設置しており、思考力や分析力及びコミュニケーション能力等の修得を可能とさせるカリキュラムとして、7 つの系のそれぞれにおいて「ケーススタディ」を配置している。当該科目は専任教員が担当し、ケースメソッドに基づく事例研究を主たる内容とし、ケースに関する情報収集及び分析力、討議能力及びプレゼンテーション能力の向上を目的とすることで、高度会計専門職業人に求められるこれら能力の修得を可能としている（評価の視点 2-2（1））。

そして、それぞれの系内で設置科目を「基本科目」、「発展科目」及び「応用実践科目」に分類することによって、学生による履修が段階的に行われるよう配慮している。基本科目には、高度会計専門職業人として最低必要とされる知識やスキルを教育するための科目を配置している。発展科目には会計専門職業人として本来必要となる知識やスキルを教育するための科目を配置し、その中で特に学生が履修すべき科目を選択必修科目として区分している。応用実践科目には最先端の実践的知識やスキルを教育するための科目を配置している（評価の視点 2-2（3））。

以上の内容の概略を示すと、以下の系及び科目構成図となる。

〈系及び科目構成図〉



<根拠資料>

- 添付資料 1-6 : 2014 年度会計専門職研究科ガイドブック (7 ~ 8 頁, 16 頁)

3. 教育課程の編成における配慮

各系に設置されている「ケーススタディ」では、思考力、分析力、コミュニケーション力を修得させ、高い職業倫理とより実践的なスキルの醸成を図っている。またそれぞれの分野の第一線で活躍している専任教員（みなし専任教員である特任教員も含む）による指導体制をとることにより、実務との架橋的な教育を実践している。

なお、本研究科では、研究科開設から 10 年目を迎えるにあたり、高度会計専門職業人としての公認会計士養成への要請に加え、税理士養成の要請の高まりに反映されるような社会からの要請の変化や、本研究科主催の入試ガイダンス時における税理士養成のためのカリキュラム等に関する照会件数の増加に見られるような学生（受験生を含む）のニーズの多様性に対応するため、2014 年度からはカリキュラム、修了要件を刷新し、新たに「会計専修コース」と「論文作成コース」の 2 コースを導入することを決定している（評価の視点 2-3）。本研究科においては、修士論文の作成は従来から希望者に認めているが、「論文作成コース」においては、これを必修としている。このため、論文作成に必要となる時間を確保できるようにするために、このコースでは、公認会計士試験短答式試験の一部科目免除に必要となる履修を修了要件とはしない。

以上の授業のほかにも本研究科では実践教育の一環として次の課外活動を行っている。

- ① 会計大学院協会と日本公認会計士協会との間で実施されるインターンシップ・プログラムに参加し、積極的に学生を派遣している。**2013 年度には 5 名** の派遣を行った。
- ② 会計、監査、ならびに経済界の第一線で活躍されている方々を特別招聘教授等として招聘し、特別講義を実施している。**2013 年度は 17 回** 実施した。
- ③ 2012 年に延世経営大学 (Yonsei University School of Business: 大韓民国) との間で「明

治大学一延世大学 I F R S ワークショッププログラム」実施に関する覚書を締結し、本研究科学生に対する国際性の涵養を図っている。

- ④ 会計関連科目を受講する上で、簿記及び原価計算に関する一定の計算力を身につけることが必要であることから、学生個々の学習時間にあわせて柔軟に対応できるユビキタスシステムを活用した計算演習講座を開設している。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-6 : 2014 年度会計専門職研究科ガイドブック（7～8 頁）
- ・添付資料 2-2 : 会計大学院協会主催 4 大監査法人インターンシップについて
- ・会計専門職研究科ホームページアドレス : <http://www.meiji.ac.jp/macs/>
メニュー【特別講義】
- ・添付資料 2-14 : 明治大学一延世大学 I F R S ワークショッププログラムの覚書

項目 6：単位の認定、課程の修了等

各経営系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置をとらなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

- 2-5 : 授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮して、適切な単位が設定されていること。（「大学」第21条、第22条、第23条）〔L 群〕
- 2-6 : 各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が年間又は各学期に履修登録できる単位数の上限が設定されていること。（「専門職」第12条）〔L 群〕
- 2-7 : 学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位や当該経営系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該経営系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に沿って、当該経営系専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われていること。（「専門職」第13条、第14条）〔L 群〕
- 2-8 : 課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数が、法令上の規定に沿って適切に設定されていること。（「専門職」第2条第2項、第3条、第15条）〔L 群〕
- 2-9 : 課程の修了認定の基準・方法が、学生に周知されていること。（「専門職」第10条第2項）
- 2-10 : 在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に沿って設定されていること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮がなされていること。（「専門職」第16条）〔L 群〕
- 2-11 : 在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法が、学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示されていること。また、明示された基準・方法は、公正かつ厳格に運用されていること。〔F 群〕
- 2-12 : 授与する学位には、経営系各分野の特性や教育内容に合致する適切な名称が付されていること。（「学位規則」第5条の2、第10条）〔F 群、L 群〕

<現状の説明>

1. 適切な単位の設定

本研究科は、以下の専門職大学院学則25条の定めに従い単位の設定を行い、同29条に従いその

認定を行っている。

本研究科における授業時間は、月曜日から金曜日の5日間に9時から17時50分までの5时限を配置している。正規のカリキュラムによる授業のほか、平日の18時以降及び土曜日を利用して、補講または特別講義等の課外授業を行っている。授業の補講は、教員に出張、急用、病気等で授業ができず当該授業を休講にした場合に行うもので、原則として土曜日をあてている。これにより、学生の学習量は、15回の授業機会及び定期試験1回が確保されている。また、次に述べるように本研究科では年間（2014年度からは各学期）に履修登録できる上限単位数を定めている。これにより、学生が過度な履修を行うことができないよう、学生の予習・復習時間を確保するように指導している。

（評価の視点2-5）

本研究科では、在学期間の短縮は行っていない。（評価の視点2-10）

【明治大学専門職大学院学則】一部抜粋

（必要単位数等）

第25条 本専門職大学院の修了に必要な単位数は、30単位以上とする。

- 2 各研究科の授業科目、単位数及び履修方法等については、別表1及び別表1の2のとおりとする。
- 3 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。
 - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

（省略）

（単位の授与）

第29条 本専門職大学院は、履修した授業科目の試験の成績及び当該授業への日常の取組みと成果を総合的に評価し、これに合格した場合には、所定の単位を与える。

2. 履修登録できる単位数の上限

本研究科で1年間に履修できる単位数の上限は36単位であり、専門職大学院としての性格に鑑み、修士論文の提出は修了要件としていない。ただし、2014年度からは会計専修コース及び論文作成コースの導入に伴い、各学期に履修できる単位数の上限を18単位に変更する。また、論文作成コースについては修士論文作成を修了要件とする。（評価の視点2-6）

3. 他の大学院で履修した授業科目について

学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位については、次の手順に基づき、教授会で認定の可否を判定している。

まず、他の大学院で修得した授業科目の単位の認定を希望する学生は、履修内容がわかる資料（シラバス等）を添付して既修得単位認定願を大学に提出する。次に、提出された各々の科目について、該当する科目の担当教員が中心となり、添付されたシラバス等により当該履修科目の授業内容を吟味し、単位認定の是非について判断し、是となった場合に認定の可否について教授会に提案する。教授会で、提案された内容につき最終的な判定を行う。

こうした措置を採用することにより、教育上有益と認められ、かつ、その認定が法令等に基づいて、経営系専門職大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意している。

（評価の視点 2-7）

【明治大学専門職大学院学則】一部抜粋

（他の専門職大学院又は大学院における授業科目の履修等）

第26条 本専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該研究科教授会の議を経て、学生が他の専門職大学院又は大学院において履修した授業科目について修得した単位を、課程修了の要件として定める単位数の2分の1に相当する単位の範囲で本専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

- (1) 学生が外国の大学院に留学した場合
- (2) 学生が外国の大学院が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修した場合
- (3) 学生が外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を日本国内において履修した場合
- (4) 学生が国際連合大学の教育課程における授業科目を履修した場合

（入学前の既修得単位の認定）

第27条 本専門職大学院は、教育上有益と認めるときは、当該研究科教授会の議を経て、学生が本専門職大学院に入学する前に専門職大学院（本専門職大学院を含む。）又は大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本専門職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により認定することができる単位数は、本専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条により本専門職大学院において修得したものとみなすことができる単位数と合わせて、課程修了の要件として定める単位数の2分の1に相当する単位を超えないものとする。

3 前2項の規定により認定した単位は、本専門職大学院の課程修了に必要な単位数に算入することができる。

4. 修了認定について

学位授与に関わる基準及び審査手続等は、明治大学専門職大学院学則及び明治大学学位規程において明確に規定され、学生に周知されている（評価の視点 2-9）。また、単位修得要件と修了要件は、本研究科の便覧やガイドブック等に詳細に記載され、学生に周知されている。さらに、新入生の入学前ガイダンスと入学時のガイダンス、及び2年生への進級時のガイダンス等においても、修了要件等の

説明を行い、その周知徹底を図っている。

本研究科の修了要件は次のとおりであり、法令の規程に従って適切に設定している（評価の視点2-8）。

- 1 2年以上在学し、56単位以上の単位を修得すること。
- 2 56単位以上の単位は、次のすべての条件を満たすよう修得しなければならない。
 - (1)財務会計系科目から10単位以上（ただしケーススタディを除く）
 - (2)国際会計系科目から6単位以上、管理会計系科目及び監査系科目からそれぞれ8単位以上（ただしケーススタディを除く）
 - (3)企業法系及び租税法系からそれぞれ4単位以上（ただしケーススタディを除く）
 - (4)ケーススタディを4単位以上（ただし、財務会計系、国際会計系、管理会計系または監査系の中から必ず2単位以上の修得が必要）
- 3 ケーススタディは、8単位を限度として修了に必要な単位数に含めることができる。

本研究科で1年間に履修できる単位数の上限は36単位であり、また、専門職大学院としての性格に鑑み、修士論文の提出は修了要件としていない。

なお、2014年度より会計専修コース及び論文作成コースを設け、修了要件を次のように変更する。

【明治大学専門職大学院学則（2014年度 別表1】一部抜粋

〔会計専修コース〕

- 1 修了に必要な単位数は、簿記の基礎及び原価計算の基礎を除き、48単位以上とする。
- 2 修了に必要な単位数は、次のすべての条件を満たすよう修得しなければならない。
 - (1) 簿記の基礎及び論文指導を除き、財務会計系科目から10単位以上
 - (2) 国際会計研修を除き、国際会計系科目から6単位以上
 - (3) 原価計算の基礎及び論文指導を除き、管理会計系科目から6単位以上
 - (4) 論文指導を除き、監査系科目から6単位以上
 - (5) 選択必修科目から22単位以上。
 - (6) ケーススタディを4単位以上。ただし、財務会計系、国際会計系、管理会計系又は監査系の中から必ず2単位以上修得しなければならない。
- 3 ケーススタディは、8単位を限度として修了に必要な単位数に含めることができる。
- 4 会計専門職研究科教授会が必要と認めた場合には、別表1の2に規定する研究科間共通科目を履修することができる。ただし、新規に履修する科目については6単位を限度とする。
- 5 前項の規定により修得した単位は、4単位を限度として修了に必要な単位数に含めることができる。
- 6 半期に履修できる単位数の上限は、18単位とする。
- 7 履修登録は各学期の始めとする。
- 8 第26条、第27条及び第43条の規定に基づいて本専門職大学院の単位として認定を受けることのできる単位数は、10単位を限度とする。

〔論文作成コース〕

- 1 修了に必要な単位数は、簿記の基礎及び原価計算の基礎を除き、48単位以上とする。
- 2 修了に必要な単位数は、次のすべての条件を満たすよう修得しなければならない。
 - (1) 履修する論文指導の属する系の科目から18単位以上。ただし、ケーススタディ、論文指導I、

- 論文指導II及び論文指導IIIは必ず修得しなければならない。
- (2) 選択必修科目から22単位以上。
- (3) ケーススタディを4単位以上。
- 3 ケーススタディは、8単位を限度として修了に必要な単位数に含めることができる。
- 4 会計専門職研究科教授会が必要と認めた場合には、別表1の2に規定する研究科間共通科目を履修することができる。ただし、新規に履修する科目については6単位を限度とする。
- 5 前項の規定により修得した単位は、4単位を限度として修了に必要な単位数に含めることができる。
- 6 半期に履修できる単位数の上限は、18単位とする。
- 7 履修登録は各学期の始めとする。
- 8 第26条、第27条及び第43条の規定に基づいて本専門職大学院の単位として認定を受けることのできる単位数は、10単位を限度とする。

5. 授与する学位について

本研究科においては、既に説明したディプロマ・ポリシーに鑑み、職業倫理に根ざした思考力及び会計に関する論理的判断力を修得した学生に対して「会計修士（専門職）」（Master of Accountancy）の学位を授与している。この学位の名称は、経営系分野の特性や本研究科での教育内容に合致する適切な名称である（評価の視点2-12）。

<根拠資料>

- 添付資料1-7：明治大学専門職大学院学則
- 添付資料1-4：会計専門職研究科便覧
- 添付資料1-9：明治大学学位規程

（2）教育方法等

項目7：履修指導、学習相談

各経営系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、履修指導、学習相談においては、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

なお、インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。

<評価の視点>

2-13：学生に対する履修指導、学習相談が学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。〔F群〕

2-14：インターンシップ等を実施する場合、守秘義務等に関する仕組みが規程等で明文化され、かつ、適切な指導が行われていること。〔F群〕

2-15：固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを履修指導、学習相談において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 学生に対する履修指導

本研究科では、新入生に対し、入学前と入学直後にガイダンスを行い、各学生の多様なバックグラウンドや希望進路に配慮して、それぞれのキャリアに応じた履修計画や学習方法等に関する詳細な指導を行っている。指導の際には、会計専門職研究科便覧に掲載している履修モデルをもとに、学習習熟度にあわせた指導を行っている。また、各学期の履修登録期間には、専任教員がオフィスアワーの時間を利用して履修相談を重点的に行っている。そこでは、特に新入生に対する履修相談に力を入れ、それぞれの要望及び能力に応じた履修ができるよう、各学生の学力、希望進路等を考慮して対応している。

また、進級生に対しては進級直後にガイダンスを実施して、1年間の学習経過や成績等に対応した新年度の履修計画や学習方法等に関する詳細な指導を行っている。なお、成績不良者に対しては、個別に呼び出したうえで、履修計画や学習計画等に関する個別指導を行っている。

これらの他、授業期間中には専任教員及びみなし専任教員である特任教員が週に1コマのオフィスアワーの機会を設け、個別対面により学習支援を行っている。

このように、本研究科では学生に対し、教員による履修指導や学習相談体制が整備され、学生への学習支援を組織的、効果的に行っている（評価の視点2-13）。

2. インターンシップについて

本研究科では、授業のほかに実践教育の一環として、大手監査法人との間で独自のインターンシップ・プログラムを結び、希望する学生を監査法人に派遣している。また、会計大学院協会と日本公認会計士協会との間で実施されるインターンシップ・プログラムにも参加し、積極的に学生を派遣している。

派遣する学生は、希望者の中から書類（志望理由書）及び面接によって選考している。選考された学生には、本研究科独自の書式によるインターンシップ・エントリーシートの作成・提出を義務づけるとともに、インターンシップの趣旨を正しく理解しているか確認している。守秘義務に関する指導は、その過程で実施している。さらに、派遣に際しては守秘義務の履行確認のための誓約書の提出を義務づけている（評価の視点2-14）。

3. 特色ある取組み

本研究科では、各学期の初めに計算力確認統一試験を実施し、各自の計算力の確認を行っている。新入生に対しては、この結果に基づき履修指導を行い、基本科目からの履修を進めている。

また、本研究科の特色として、教育補助講師を専用の教育補助講師室に配し、学生からの質問や学習相談等に対応している。教育補助講師は、簿記及び原価計算のホームワークの問題作成及びその質問への対応を行っている。教育補助講師任用資格は、博士の学位を有している者、すでに大学等において教育指導実績を有している者、公認会計士等の有資格者、公認会計士試験等合格者等となっており、一定の能力と基準を満たす者であることからも、高い知見と技能に基づく補助的業務が十分に期待できる。なお2013年度には合計で6名の教育補助講師を配置した（評価の視点2-15）。

<根拠資料>

- 添付資料1-4：会計専門職研究科便覧（p.18-p.19）
- 添付資料1-6：2014年度会計専門職研究科ガイドブック（16頁）

- 添付資料 2-2：会計大学院協会主催 4 大監査法人インターンシップについて
- 添付資料 2-3：インターンシップに関する誓約書
- 添付資料 2-4：オフィスアワーについて
- 添付資料 3-5：明治大学 R A, T A 及び教育補助講師採用規程

項目 8：授業の方法等

各経営系専門職大学院は、教育の効果を十分上げるために、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入し、これを効果的に実施することが必要である。そのためには、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当な学生数で授業を実施しなければならない。また、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。その際、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育方法を導入することや固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

なお、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。

<評価の視点>

2-16：ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門職」第7条）〔L群〕

2-17：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、ゲーム、シミュレーション、フィールド・スタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態が採用されていること。（「専門職」第8条第1項）〔F群、L群〕

2-18：グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育方法が導入されているか。〔A群〕

2-19：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としていること。（「専門職」第8条第2項）〔L群〕

2-20：通信教育によって授業を行う場合は、その教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としていること。（「専門職」第9条）〔L群〕

2-21：固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを授業方法に関して行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 受講者数について

本研究科は、各科目について、それぞれの特徴により、講義形式と演習形式に区別して授業を行っている。講義形式の授業は1クラス20名から40名で編成し、演習形式の授業のうち「ケーススタディ」は、1クラス最大20名で教員と学生の双方向による授業を行っている。そして、「論文指導I」と「論文指導II」は修士論文を作成する科目であり、教員と学生の双方向による授業を行うことが可能なように学生数を概ね5名以内とするようにしている。

いずれの形式の授業も少人数の授業形式を採用していることから、学生が高度会計専門職業人として職業倫理に根ざした思考を行い、これらに基づいて会計に関する論理的な判断を行うことができるよう企図したものである（評価の視点2-16）。

2. 実践的な教育の充実

本研究科においては、実践教育の充実化をはかるために、まず各系に「ケーススタディ」を設置するとともに、4単位以上の修得を修了要件として定めている。「ケーススタディ」では、1クラスの

受講者数を最大で20名に抑え、実務上問題となっているケースを題材として学生相互間が討論し、その討論に教員が助言することにより、思考力、分析力、コミュニケーション力を修得させ、高い職業倫理とより実践的なスキルの醸成を図っている。

加えて、財務会計系、管理会計系および監査系においてそれぞれ演習科目を配置し、各領域における課題についての実践的教育を実施している。

また、本研究科では、会計、監査、及び経営実務の第一線で活躍されている研究者、公認会計士、経済人等を特別招聘教授等として任用し、学術の発展動向や社会からの要請等に対応した特別講義を実施している。**2013年度においては17回**実施した。これらは正規の授業外のものであり、学生の多様なニーズに対応しようとして本研究科独自で実施しているものである。他にも監査法人とのインターンシップを毎年度行い、**2013年度には5名**の学生を4監査法人（有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、あらた監査法人）へ派遣した。（評価の視点2-17）。

3. グローバルな視野を持った人材育成について

本研究科は、研究科開設当初から国際的な会計業務にも対応できる人材の養成を具体的な教育目標としていることから、独自の科目系として国際会計系を設け、「国際会計実務」、「国際会計基準」、「アメリカ会計制度」、「EU会計制度」、「中国会計制度」等の科目を設置し、国際社会において活躍しうる公認会計士の育成を目指している。また、「ファイナンシャル・アカウンティング」、「オーディティング アンド アテステーション」などの専門科目を英語で教授する科目も充実させていく。

なお、国際性の涵養の不可欠性に鑑み、課外講座としての海外教育機関との連携を図るべく、2012年度は延世大学経営大学校（大韓民国ソウル特別市）との共同によるIFRS（国際財務報告基準）に関するワークショップの毎年開催のために試行的に学生及び教職員の派遣を行い、2012年度より覚書の締結に基づく正式開催を可能とした（評価の視点2-18）。

4. 特色ある取組み

本研究科では、設定した教育目標に適うように各授業科目において、教員自身の職業経験に裏打ちされた職業倫理に関する内容をその講義に含めている。さらにその充実を図るため、2010年度からは、職業倫理を養う授業科目として「監査職業倫理」と「経営倫理」の2科目を開設した。

「監査職業倫理」では、特に高度の職業倫理を保持して監査を実施することが要請される監査人の職業倫理について、監査系科目を担当する専任教員が講義している。「経営倫理」では、本研究科に在籍する専任教員、みなし専任教員である特任教員に加えて特別招聘教授が、それぞれの専攻領域に関する職業倫理について、オムニバス形式で講義している（評価の視点2-21）。ただし、2013年度後期に会計検査院長であった者を任用したことから、2014年度については、当該科目を担当する。

<根拠資料>

- 添付資料1-5：会計専門職研究科シラバス
- 添付資料2-2：会計大学院協会主催4大監査法人インターンシップについて
- 添付資料2-14：AGREEMENT of COOPERATION between YONSEI UNIVERSITY and MEIJI UNIVERSITY

- 会計専門職研究科ホームページアドレス : <http://www.meiji.ac.jp/mac/>
 メニュー【概要】 ⇒ 人材養成その他の教育研究上の目的

項目9：授業計画、シラバス

各経営系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。なお、シラバスの内容を変更した場合は、学生にその旨を適切な方法で周知する必要がある。

<評価の視点>

- 2-22：授業時間帯や時間割等は、学生の履修に配慮して設定されていること。〔F群〕
 2-23：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等が明示されたシラバスが作成されていること。（「専門職」第10条第1項）〔F群、L群〕
 2-24：授業は、シラバスに従って適切に実施されていること。また、シラバスの内容を変更した場合、学生にその旨が適切な方法で周知されていること。〔F群〕

<現状の説明>

1. 時間割等に係る学生への配慮

授業時間は月曜日から金曜日の9時から17時50分までの5时限を配置している。学生の履修に配慮し、1つの時間帯にあまり多くの科目が配置されないように努めている（評価の視点2-22）。

特別講義等の課外授業は、学生が昨今の会計及び監査等の諸規定の頻繁な改訂を十分に理解することを可能とすることを目的として配置するものであり、配置時間についても、正規の授業とは別に、午後6時以降に設置している。また、計算力の向上のため、簿記及び原価計算については、教育補助講師による「ホームワーク」の作成及びその質問対応を行っている。

2. シラバスについて

本研究科では、授業内容を詳細に示すためにシラバスを作成している。シラバスには「授業の概要・目的」、「授業内容」、「履修の注意点」、「教科書」、「参考書」、「成績評価の方法」、及び「その他」という記述欄を設け、また全15回の授業方針が詳細に記入されるようになっている。なお、シラバスは毎年更新して作成している。シラバス内容に変更があった場合には、授業時に説明するとともに本学独自の教育支援システムである「Oh-o!Meiji」システムにおいて、シラバスの変更・周知を行っている。

授業そのものの内容やシラバスへの準拠性については、学生への授業評価アンケートにも設問とすることで、その実態を把握している。なお、これらの回答結果については教授会やFD委員会において開示している（評価の視点2-23、2-24）。

こうした授業評価アンケートの回答や検討からみる限り、ほとんどの授業はシラバスにしたがって適切に実施されていると判断される。

<根拠資料>

- 添付資料1-5：会計専門職研究科シラバス
- 添付資料2-1：会計専門職研究科時間割表

- 添付資料 2-7：授業評価アンケート結果報告書
- 添付資料 2-15：簿記・原価計算ホームワークについて

項目 10：成績評価

各経営系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価においては、明示された基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

<評価の視点>

- 2-25：成績評価の基準・方法が策定され、学生に周知されていること。（「専門職」第10条第2項）〔F群、L群〕
- 2-26：成績評価が明示された基準・方法に基づいて、公正かつ厳格に行われていること。（「専門職」第10条第2項）〔F群、L群〕
- 2-27：成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応するなど、適切な仕組みが導入されていること。〔F群〕

<現状の説明>

1. 成績評価基準

本研究科の成績評価の基準及び方法は、経営系専門職大学院の目的に応じて策定され、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示している。また、「論文指導Ⅱ」は、科目の性格上、受講資格に厳しい制限を設けているが、その内容については本研究科の便覧にも記載することで、学生に特に注意するよう促している。（評価の視点 2-25）。

本研究科における学業成績の評価方法は、評点のうち、100～90 点を S、89～80 点を A、79～70 点を B、69～60 点を C、59～0 点を F、未受験を T と評価している。合わせて G P A 評価を導入し、学生の登録科目ごとの評価を、S=4、A=3、B=2、C=1、F=0、T=0 の各得点にそれぞれ置き換えて計算している。

2. 成績評価

本研究科では、筆記試験によって成績を評価することにしており、レポートによる成績評価は実施していない。

本研究科における成績評価は各科目において相対的評価に基づいて行われており、各科目の成績評価を公正かつ厳格に行うため、成績下位の一定割合の学生に単位を与えない方式を導入（「ケーススタディ」等の一部の科目を除く。）している。これにより、学生は適度の緊張感をもって授業に臨み、予習・復習や、期末試験において真摯に学業に向き合う環境になっている。合わせて教員に対しては、情緒的な成績評価を回避させる機能を果たしている。これらの成績評価の結果は、教授会において、シラバスで明示された基準及び方法と対比するとともに、各科目における成績評価が適正に行われていることを確認し、必要に応じて成績評価の修正を求める措置を講じることで公正さを検証している。

以上の成績評価方法は、兼任・兼担教員等の外部教員も含めた各年度の授業開始前に開催している教員連絡会においても説明し、それらの周知徹底を図っている（評価の視点 2-26）。

3. 成績評価の問い合わせ

成績評価に関する学生からの成績照会については、各期において、一定の成績照会期間を設けて対応している。成績照会は、学生が所定の成績照会申込み用紙に記入し、事務室を経由して担当の教員に送付している。成績照会用紙を受け取った教員は、当該用紙に回答を記入して、事務室経由で学生に返却することとしている（評価の視点 2-27）。

<根拠資料>

- 添付資料 1-4：会計専門職研究科便覧
- 添付資料 1-5：会計専門職研究科シラバス
- 添付資料 2-6：後期履修・成績関係のスケジュールについて
- 添付資料 2-16：教員連絡会次第
- 添付資料 2-17：成績照会（申込用紙）

項目 11：改善のための組織的な研修等

各経営系専門職大学院は、授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施することが必要である。特に、経営系専門職大学院の教育水準の維持・向上、教員の教育上の指導能力の向上を図るために、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。また、教育方法の改善について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るためにには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。さらに、その結果を教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。

<評価の視点>

- 2-28：授業の内容・方法の改善と教員の資質向上を図るために、組織的な研修・研究を実施すること。（「専門職」第11条）〔F群、L群〕
- 2-29：教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実、実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めること。〔F群〕
- 2-30：学生による授業評価が組織的に実施され、その結果が公表されていること。また、授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されていること。さらに、こうした仕組みが、当該経営系専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕
- 2-31：固有の目的に即して、どのような特色ある取組みを教育方法の改善において行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 授業の内容・方法の改善に対する組織的取組み

本研究科では、全専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む）をメンバーとするFD委員会を月に1回以上開催し、学生による授業評価アンケートと研究科全体に対するアンケートの結果、外部や学生からの授業についての意見、その他教員から提起された問題などについて議論している。これにより、FDが有効に推進されている。これらの内容は、必要に応じて教授会においても議論している。2013年度における検討課題の一例としては、授業計画における各科目の配置の適正化についての検討、計算力強化のための科目編成および配置に関する検討、授業評価アンケート及び研究科アンケートの結果に基づく各種検討課題の抽出と改善に向けた検討、授業評価アンケートに対する各教員

からの回答と検証（「授業評価アンケート・リフレクションシート」の実施と検証）、専任・特任教員相互による「相互授業参観」の実施などが挙げられる（評価の視点 2-28）。

また、新年度が始まる前にすべての専任教員、兼任教員、及び兼担教員を対象とした教員連絡会を開催し、教授会及びF D 委員会において決定した本研究科の運営方針や学生への教育方針、授業の出欠管理、成績評価等について説明し、これらの周知に努めている。

2. 教員の指導力の向上について

専任教員（みなし専任教員を除く。）の質を向上・改善するために、全学の制度である在外研究員や特別研究員制度を利用して内外の研究機関において自らの研究を行うための方策を講じ、教員の研究及び教育における能力の向上を図っている。なお、2013 年度までに3名の専任教員（みなし専任教員を除くうち1名の実務家教員）が在外研究、特別研究の制度を利用している。

また、本研究科の場合、特に制度的な方策は講じていないが、専任教員が特別招聘教授が行う特別講義に参加するなどして、実務の最前線における動向や実態に触れる機会を通して知見の獲得に努めている（評価の視点 2-29）。

【在外研究実績】

年度	期間	研究テーマ	渡航先
2011 年度	2011/4/15～2011/7/13	E UにおけるV A T（付加価値税）の動向について	オランダ、ベルギー、フランス
2013 年度	2013/4/1～2014/3/31	優良企業にみる原価計算の理論と実践	アメリカ

【特別研究実績】

年度	期間	研究テーマ
2012 年度	2012/4/1～2013/3/31.	金融商品会計の体系化

3. 学生による授業評価

本研究科では、年に2回（前期及び後期）の学生による授業評価アンケート及び年に1回の研究科に係るアンケートを実施している。学生による授業評価アンケートには、マークシート方式による客観的評価部分と自由記述部分がある。前者の結果は、学生やすべての教員（専任、特任、兼任、及び兼任教員）を含め一般に公開し、希望者には冊子にして配布している。

また、後者も含めたすべてのアンケート結果は専任教員及びみなし専任教員である特任教員に開示し、今後の授業の改善に反映させるようにしている。

学生による授業評価アンケートは、各学期におけるそれぞれの科目の最終の授業時に実施するが、担当教員はアンケート用紙を配布するだけにとどめ、回収及び事務室への提出は出席学生に委嘱している。これにより、記述及び回答の秘匿性を確保している。また研究科に係るアンケートについては、教授会において内容を議論し、回答を取りまとめたうえで、その回答を学生に公開している。

本研究科では、こうした2種類のアンケートを積極的に活用することによって、各教員が教育の改善を図っている。アンケート委員会が実施する授業評価アンケートのほか、教員が学生からの意見や

要望等を聴取し、これらを教授会やFD委員会などで開示し討議することによって、FD活動に学生や教職員の意見・要望が十分に反映されるようになっている。

以上のように、本研究科では教授会やFD委員会において、学生の修学状況、授業評価アンケートの結果による各教員の授業内容や指導の質について常に議論され、これらの改善を図っている。

また、2013年度から授業評価アンケートに示された学生からの評価項目について、専任及び特任教員にリフレクションシートを提出させることにより、次期からの授業の改善に活かすこととする。また、前述のとおり、教育指導については、2013年度後期より専任及び特任教員相互による「相互授業参観」を実施することで、一層の教育効果の向上に努めることとする。こうした活動内容は、新年度の始まる前に、すべての教員（専任、特任、兼任及び兼担教員）を対象として開催する教員連絡会において報告し、新年度における各教員による授業の出欠管理、成績評価等に反映されるようにしている（評価の視点2-30）。

4. 特色ある取組み

本研究科では、授業等の研究科に対する学生の要望を聞くため、FD研修会を開催している。このFD研修会は、ケーススタディの方式に基づいて、学生による本研究科に関する自己分析として行なわれ、その成果が代表学生により発表され、本研究科教職員がその発表を聞き、質疑を行う方式で行われている。このような取組みをすることにより、学生から出された問題点については、FD委員会等で再検討が行われ、教授方法の改善や時間割編成の見直し等の改善に役立てている（評価の視点2-31）。

<根拠資料>

- ・添付資料2-7：授業評価アンケート結果報告書
- ・添付資料2-8：会計専門職研究科授業評価アンケートリフレクションシート
- ・添付資料2-9：明治大学会計専門職研究科授業相互見学に関する取扱要領
- ・添付資料2-10：会計専門職研究科についてのアンケートに対する回答
- ・添付資料2-16：教員連絡会次第
- ・添付資料2-18：第4回会計専門職研究科FD委員会（次第）

（3）成果等

項目12：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用

各経営系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を適切に評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

- 2-32：修了者の進路状況等を把握し、この情報が学内や社会に対して公表されていること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕
- 2-33：学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえながら、固有の目的に即して教育効果を適切に評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F群〕

<現状の説明>

1. 修了生の進路状況の把握

修了時には全ての学生を対象に進路先に関するアンケートを実施し、関連情報の収集に努めている。なお、これらの情報は本学の所管部署（就職キャリア支援事務室）においてデータを集計し、一元管理している。集計結果は本学ホームページで公開するとともに、詳細なデータについては同室が冊子「明治大学 就職キャリア支援センター報告書」を作成し学内配布や民間企業等の外部依頼に応じて配布している。（評価の視点 2-32）。

【修了生進路アンケート様式】

進路記入欄		該当する記号全てに○をつけ、【】内を記入・選択してください。		
A. 新卒採用として働く	B. 在学中に就職・転職	裏面に詳細を記入してください。		
C. 入学時から継続勤務	D. 自営業【家業を継ぐ・起業】			
I. 大学院進学	【学校名】			研究科：
II. 学士入学・編入学	【学校名】			学 部：
III. 海外留学	【国 名】	学校等：		
IV. 専門学校・各種学校入学	【学校名】			
V. 試験受験【国家試験・公務員試験・教員試験】	【試験名・区分等】			
VI. 進学希望（大学院等受験予定）	【学校名・研究科等】			
VII. ポストドクター【期間：1年以上・1年未満】	【学校名・研究機関名】			
VIII. アルバイトなど（派遣・契約社員はAへ）	【詳細（勤務先名称等）】			
IX. 就職希望だが未定（就職活動継続）				
X. その他	【具体的な内容】			

また、本研究科では、独自にキャリアコーディネーターを配することにより、修了生の進路の把握と支援に供している。

2. 教育効果の把握と改善

本研究科の公認会計士試験論文式試験合格者数は、2010 年度 14 名、2011 年度 16 名、2012 年度 17 名、**2013 年度 12 名**と、毎年少しずつではあるが増加している。ただし、その中に占める在校生の人数が少なく、この人数を増加させることが今後の課題とされる。なお、修了生の一般事業会社等への就職状況においては、本研究科創設以来継続的に高水準での就職率を維持しており、会計事務所や税理士事務所をはじめ、金融分野、製造業領域など多岐にわたる就職を可能としており、いずれも経理分野での能力の発揮を期待されての結果とみられることから、この点については一定の教育成果の表れと思われる。

その一方で、本研究科における学位授与の状況は、**2013 年度 47 名（9 月卒業及び 3 月卒業）**である。このうちの 39 名は 2012 年度入学者数であり、2012 年度入学者数は全部で 43 名であったので、それに対する割合は 91% である。**2012 年度 75 名（9 月卒業及び 3 月卒業）**である。このうちの 59 名は 2011 年度入学者数であり、2011 年度入学者数は全部で 71 名であったので、それに対する割合は 83% である。2011 年度の学位授与状況については、学位授与者 65 名、うち 2010 年入学者 53 名で、2010 年入学者総数は 77 名であるので、それに対する割合は、69%、2010 年度の学位授与状況については、学位授与者 64 名、うち 2009 年入学者 59 名で、2009 年入学者総数は 78 名であるので、それに対する割合は、76% となっている。学位授与率の低さについては、教授会で報告されるとともに、F D 委員会においてその原因について検証している。

その 1 つの原因として、2 年次に進級する際に 1 年次から設置されている論文指導を希望する学生があることが挙げられる。これにより該当する学生の修了年限は 3 年間になり、学位授与率低下の一

因となっている。こうしたことから、2014年度からコース制を採用し、論文指導に係るカリキュラムを明確にするため「論文作成コース」を導入することにした。併せて、単位認定の公正性及び厳格性を保ちつつ、各学生が標準修業年限で修了するために体系だった履修ができるように、各科目系の修了要件に加えて、選択必修科目群を設置している。他にもこの体系だった履修を可能にするために、毎年度履修モデルを提示することにより、学生の個々のキャリアプランに沿った履修を可能としている。

なお、2014年度からは、新コース設置に伴う修了要件の見直し、選択必修科目の増強を行うこととした（評価の視点2-33）。

＜根拠資料＞

- 添付資料2-12：学位記授与式のご案内（学位記受領書）
- 添付資料2-13：明治大学 就職キャリア支援センター報告書 2012年度
- 添付資料1-4：会計専門職研究科便覧（18頁）

【2 教育の内容・方法、成果等の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

企業活動のグローバル化への対応を考え、本研究科の特色的なカリキュラムとして導入した「国際会計研修」が、受講希望者数が減少したことにより最低受講者数が確保できず、ここ数年実施できていない。その理由として、公認会計士試験論文式試験における計算科目の比重が高くなつたこと、公認会計士試験合格者の就職状況、経済状況など、当初想定していた諸条件の変化により、本研究科の学生に余裕がなくなり、「国際会計研修」への参加希望者が減少してきたものと考えられる。「国際会計研修」が実施できていた時期の参加者へのアンケート結果からは、参加したことに対する満足度が高く、実施した意義は大きかったものと考えられるので、どのような形での実施が今後可能かについての検討が必要である。

「会計ソフトウェア実務」については、当研究科では公認会計士に合格後必要となる知識を与えることを目的として、ITに精通した公認会計士と相談しながら科目内容の設定をしていたが、学生が科目名称から会計ソフトを用いた実技内容であると想定したことによる受講後の感想との相違性があるため、その見直しが必要となっていた。

授業評価アンケートは、毎年実施し、その結果が各教員に報告されているが、その結果に関する対応については、各教員の意識に任せられ、研究科全体としての教育改善にまでは生かされていないのが現状である。そのため、それがどのように次年度以降の授業改善に生かされているかが把握できていない。

近年、入学してくる学生の基礎学力の低下が目立つようになってきており、授業への対応を困難とし、場合によっては留年を余儀なくされる学生が生じてきている。

（2）改善のためのプラン

「国際会計研修」について、研究科内に設置した国際・ICT検討ワーキンググループによってこの点について検討した結果、現在、延世大学校経営大学（Yonsei University School of Business：大韓民国）との間で実施している「明治大学・延世大学 IFRS ワークショッッププログラム」を発展させ、

少人数でも実施できる「国際研修」とする方向で検討することとした。

「会計ソフトウェア実務」について、研究科内に設置した国際・ＩＣＴ検討ワーキンググループによってこの点について検討した結果、高度会計専門職業人が扱う情報の質・量とも増加してきているとともに、その管理を含め情報リテラシーに関する内容の重要性が増加している現状に鑑み、新たに「情報リテラシー」に関する科目を設置することとし、「会計ソフトウェア実務」については、発展的に解消する方向で検討を進めることとした。

毎年実施している授業評価アンケートについては、その結果を授業改善に反映させるための一策とするには、研究科として授業評価アンケートの内容を精査し、フォローアップすることが必要となる。具体的な方策については、F D委員会で検討することとし、その一例として2013年度後期に専任教員及びみなみ専任教員による特任教員による相互授業参観を実施した。

また、学生の基礎学力の向上のために、基礎学力の底上げを目的とした基本科目としての「簿記の基礎」および「原価計算の基礎」の配置、「入学前基礎講座（4月入学が確定している入学予定者を対象とした計算能力の向上のための講座）」、「計算演習講座（簿記日商1級および全経上級の資格取得を目的とした支援講座）」等の補習措置を講じているが、実際の受講者は少ない結果となっている。今後は、このような補習措置についても、各正規科目との関連性について学生に周知を図ることにより受講者を増やし、学生の基礎力の向上を図る。

3 教員・教員組織

項目 13：専任教員数、構成等

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、理論と実務の架橋教育である点に留意して、教員の構成にも配慮し、適切に教員を配置することが必要である。

＜評価の視点＞

3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第53号」第1条第1項）〔F群、L群〕

3-2：専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。（「告示第53号」第1条第5項。なお、2013（平成25）年度まで、専門職大学院設置基準附則2が適用される。）〔L群〕

3-3：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第53号」第1条第6項）〔L群〕

3-4：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えていること。（「専門職」第5条）〔F群、L群〕

- 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

3-5：専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第53号」第2条第1項）〔L群〕

3-6：専任教員の編制は、経営系専門職大学院の教育が理論と実務の架橋教育にある点に留意しながら、経営系専門職大学院の果たすべき基本的な使命の実現に適したものであること。〔F群〕

3-7：専任教員のうち実務家教員の割合は、経営系各分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。（「告示第53号」第2条第1項、第2項）〔L群〕

3-8：経営系各分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に適切に配置されていること。〔F群〕

3-9：経営系各分野において理論性を重視する科目、実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員が配置されていること。〔F群〕

3-10：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授が配置されていること。〔F群〕

3-11：教育上主要と認められる授業科目を兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、適切な基準・手続によって行われていること。〔F群〕

3-12：専任教員は、年齢のバランスを考慮して適切に構成されていること。（「大学院」第8条第5項）〔L群〕

3-13：教員は、職業経歴、国際経験、性別等のバランスを考慮して適切に構成されていること。〔F群〕

3-14：固有の目的に即して、教員組織の編制にどのような特色があるか。〔A群〕

＜現状の説明＞

1. 専任教員の構成

本研究科の教員組織に関わる、設置基準から求められる最低必要教員数とその内訳については、
①専任教員数の半数以上は原則として教授（6名以上）、②専任教員数のおおむね3割以上は、実務家教員（4名以上）、③実務家教員の2/3を超えない範囲内で、みなし教員可（2名まで）、である。

<会計専門職研究科>（必置人数） 11名

設置基準から求められる最低必要教員数とその内訳は次のとおりとなる。

<経済学関係の専攻として試算>

研究指導教員 7名（経済学関係 5名×1.5）+研究指導補助教員 4名 = 11名以上

*教員一人当たりの学生の収容定員 = 15人（人文社会科学系の修士課程：20人に四分の三を乗じて算出）

専任教員 11名×15 = 収容定員 165人まで可能 > 収容定員 160名

内 訳

- i) 専任教員数の半数以上は原則として教授（6名以上）
- ii) 専任教員数のおおむね3割以上は、実務家教員（4名以上）
- iii) 実務家教員の2／3を超えない範囲内で、みなし教員可（2名まで）

本研究科における現時点（2013年5月末日時点）での教員編成は、専門職大学院設置基準に準拠するものであり、学術理論研究と実務教育との架橋教育による教育効果の向上を図るために、研究者教員と実務家教員のバランスを考慮し、現在、9名の教授、1名の准教授、2名の特任教授（みなし専任）という構成を確保している。この点については、上記の基準を基礎に本研究科の収容定員数 160名に照らしても 12名の専任教員（専任教員の過半数が教授にて構成されている。）を確保しており、法令上の基準を遵守している（評価の視点 3-1 及び 3-3）。なお、2013年度後期からは監査系専任教員として主要科目「公監査」担当教員を1名任用することが決定している。

また本研究科の専任教員（みなし専任である特任教員 2名を含む。）は、本研究科のみを専任としているとともに（評価の視点 3-2）、そのすべては、本学が定める「明治大学教員任用規程」に示される要件を充足することを前提とし、採用時における専攻分野についての審査結果から、教育上または研究上の業績、高度の技術・技能、特に優れた知識及び経験を有していると判断している。具体的には、教員の任用に当たってはまず研究科内の人事委員会において、審査委員会を編成し、研究者教員に関しては、研究業績（研究書または研究論文、学会での報告）などに対する審査委員会による精査および面接試問、模擬授業の実施による教育指導能力の確認に基づいて判断し、実務家教員については、審査委員会による当該分野での実績審査、面接試問に基づいて答申し、人事委員会並びに研究科教授会において判断している（評価の視点 3-4）。

本研究科における必要な実務家教員数は上記基準に照らした場合 4名とされるが、本申請時点における 12名の専任教員（みなし専任教員である特任教員 2名を含む）のうち 5名が実務家教員で構成されており、その必要数を充足している（評価の視点 3-7）。

なお、それぞれの実務家教員に関しては、高度会計専門職業人の養成という本研究科の教育目標の達成をはかるうえにおいて、十分な実務経験と実績を有している。具体的には国際会計系担当 1名（国内主要監査法人出身の実務家教員専任教員※元公認会計士試験委員）、管理会計系 1名（経営コンサルタント）、財務会計系 1名（財務コンサルタント※元公認会計士試験委員）、租税系 2名（いずれも国税庁出身の実務家教員専任教員※うち 1名は元税理士試験委員）の構成となっている。（2013年度後期任用が決定している監査系専任教員 1名については、前会計検査院院長※元公認会計士試験委員）

これらの実務家教員は、いずれも各々の職務経験において、担当する科目の教育指導を可能とするに足るいざれも 5 年以上の実務経験を有し、高度の実務能力を有している（評価の視点 3-5）。

2. 専任教員および特任教員の配置

本研究科では、12名の専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）が、本研究科が設定している7つの系（財務会計系、国際会計系、管理会計系、監査系、企業法系、租税法系、経営・ファイナンス系）のいずれかに配置され、各領域の進化に努める傍ら、各領域の基礎となる科目も担当している。財務会計系、国際会計系、管理会計系、監査系、租税法系、経営・ファイナンス系において、主要科目は専任教員が担当している。財務会計系主要科目である財務会計の原理及び会計基準I・IIを専任教授及び専任准教授が担当し、管理会計系主要科目である管理会計の原理及び原価計算I・IIを専任教授（2名）が担当し、監査系主要科目である監査基準I・II、及び企業法系主要科目である会社法I・II、租税法系主要科目である法人税法I・IIを専任教授（2名）が担当し、経営・ファイナンス系主要科目である経営管理も専任教授が担当している。原則として、主要科目は専任教員、特任教員が担当する一方、兼任・兼担教授に担当を委託する場合、その能力評価に基づいて配置が適切に行われている（評価の視点3-8～11）。

専任教員における年齢構成等のバランスに関しては、2013年度における専任教員の年齢構成は、そのバランスを考慮して30代が1名、40代が1名、50代5名、60代が5名となっている。また、専門職大学院としての研究と実務との架橋教育の実現を可能とするべく、研究者教員と実務家教員との構成比率を配慮して、職業経歴、国際経験等を考慮して適切に構成されている（評価の視点3-13）。

3. 兼任講師、客員教員、特別招聘教授及び教育補助講師

本研究科における教員組織編成上の特色としては、上記の12名の専任教員（みなし専任である特任教員2名を含む。）による教育効果をさらに高めるために客員教員及び特別招聘教授を任用するとともに、本研究科における教学運営の補強のために教育補助講師を任用している点にある。本申請時点における具体的な構成は、客員教授1名（元国内主要監査法人CEO）、特別招聘教授4名（国内主要監査法人パートナー1名、元上場会社経営者・公認会計士1名、他会計大学院教授1名、会計事務所経営者・公認会計士1名）、教育補助講師6名（他大学講師3名、公認会計士試験合格者3名）である。

本研究科における教員組織構成における工夫については、現在のようにわが国における会計基準及び監査基準の改廃がめまぐるしく、かつIFRSの適用に関わる状況が不透明とされる状況下では、それへの対応のために、会計及び監査分野の最前線における経験と経験を有する者を任用することはきわめて意義深いものである。学生は当該職にある者から直接に教授してもらうことでより教育上の効果が上がると考えられる（評価の視点3-14）。

<根拠資料>

- 添付資料1-6：2014年度会計専門職研究科ガイドブック
- 添付資料3-1：明治大学教員任用規程
- 添付資料3-15：会計専門職研究科の教育補助スタッフについて

項目14：教員の募集・任免・昇格

各経営系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門

的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織編制のための基本の方針や透明性のある手続を定め、その公正な運用に努めることが必要である。

<評価の視点>

3-15：教授、准教授、講師、助教や客員教員、任期付き教員等の教員組織編制のための基本の方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされていること。〔F群〕

3-16：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程が定められ、運用されており、特に、教育上の指導能力の評価が行われていること。〔F群〕

<現状の説明>

1. 基本の方針

本研究科における教員組織編成に関しては、カリキュラム編成と教員構成との関係を注視しながら、大学が毎年度定める「学長方針」や「教員任用計画の基本方針」に基づき任用計画を策定しており、さらには研究科教授会が毎年度6月に「教育・研究に関する年度計画書」を作成し、教員・教育組織に関する長中期計画を策定している。（評価の視点3-15）。

2. 本研究科独自の規程

本研究科における教員の募集・任用・昇格については、本研究科独自の教員任用及び昇格に関する基本方針としての「会計専門職研究科における教員等の任用及び昇格に関する運用内規」を定め、遵守することにより、専門職大学院としてより厳格な教員組織編成に努めている。専任教員の資格としては、明治大学教員任用規程第11条に規定する資格を有する者、かつ、教育研究上の業績として発表された5編以上の学術論文又は著作を有する者とし、実務家を専任教員として任用する場合は、研究業績の全部又は一部に代えて職務上の業績を審査の対象とすることを可能としている。専任准教授の資格としては、明治大学教員任用規程第12条に規定する資格を有する者、かつ、教育研究上の業績として前条に定める業績を有する者とし、実務家を専任教員として任用する場合は、研究業績の全部又は一部に代えて職務上の業績を審査の対象とすることを可能としている。専任講師の資格としては、明治大学教員任用規程第13条に規定する資格を有する者、かつ、教育研究上の業績として発表された3編以上の学術論文又は著作を有する者とし、実務家を専任教員として任用する場合は、研究業績の全部又は一部に代えて職務上の業績を審査の対象とすることを可能としている。なお、特任教員の資格については、明治大学教員任用規程第17条及び明治大学特任教員任用基準の定めるところとしている。

なお、本研究科教授会内に人事委員会を設け、上記基準及び本研究科独自の教員任用及び昇格に関する運用に基づいて教員の募集及び任用に関する手続きを遂行し、また、昇格に関しても、昇格に係る資格基準に基づき、候補者本人に昇格申請の意思があることを確認したうえで、昇格後の資格に求められる要件ならびに能力についての厳正なる検証を行い、昇格のための手続きを実施している（評価の視点3-16）。

<根拠資料>

- 添付資料3-1：明治大学教員任用規程
- 添付資料3-2：明治大学特任教員任用基準
- 添付資料3-3：明治大学客員教員任用基準

- 添付資料 3-4：明治大学兼任講師任用基準
- 添付資料 3-5：明治大学 R A, T A 及び教育補助講師採用規程
- 添付資料 3-13：学長方針
- 添付資料 3-14：教員任用計画の基本方針
- 添付資料 1-8：「2014 年度教育・研究に関する年度計画書「長期・中期計画書及び単年度計画書」

項目 15：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価

各経営系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えるとともに、専任教員の教育活動、研究活動の有効性、社会への貢献及び組織内運営等への貢献について検証し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

3-17：専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F 群〕

3-18：専任教員に対する個人研究費が適切に配分されるとともに、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境が用意されていること。〔F 群〕

3-19：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）が保証されていること。〔F 群〕

3-20：専任教員の教育活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F 群〕

3-21：専任教員の研究活動について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F 群〕

3-22：専任教員の社会への貢献及び組織内運営等への貢献について、適切に評価する仕組みが整備されていること。〔F 群〕

3-23：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内運営等への貢献を推奨するために、どのような特色ある取組みがあるか。〔A 群〕

<現状の説明>

1. 専任教員の授業担当時間

本学における専任教員（みなし専任教員である特任教員は除く。）の授業の責任担当時間に基づき、教授が通年 10 時間、准教授が通年 8 時間、講師が 6 時間となっており、この算定については、教育指導に係る準備及び研究に十分に配慮されたものである（評価の視点 3-17）。しかしながら本研究科が配置する系によっては、計算科目や論文指導など各科目の特性や期待される教育効果の違いによって責任担当時間を超えた対応が必要とされているのが一部に見られる現状である。

2. 専任教員の研究環境

(1) 研究費

①特定個人研究費

本研究科における教員の教育研究の遂行支援のための個人研究費については、大学全体の規程により、専任教員及び特任教員に一人あたり年間 35 万円が支給されている。（評価の視点 3-18）。

②大学院研究科共同研究費

本学は、研究のさらなる活性化を図ることを目的として、研究科間の連携強化及び学外研究機関等との共同研究体制を構築しており、特定の研究課題に関して、研究科担当教員が他研究科・他学部の教員、学外研究機関等に所属する研究者と共同で行う研究を助成する制度が設けられている。対象課題は、人文・社会科学分野、自然科学分野、学際・複合分野の 3 分野に区分されており、人文・社会科学分野、自然科学分野に対して合計 4 件 150 万円、学際・複合分野には 1 件 300

万円の予算措置がなされている（2014年度予定額）（評価の視点3-18）。

（2）学会出張費

①学会出張旅費

本研究科においては、本学が定める支援制度の一環として、年度内に2回（研究発表、報告者の場合は更に1回）の範囲で、本人の申請により国内旅費が支給される制度が整備されている（評価の視点3-18）。

②国際学会参加渡航費助成

本研究科においては、本学が定める支援制度の一環として、海外において開催される国際学会に参加し、講演・研究発表またはその座長を行う場合は、参加渡航費及び宿泊費の一部が助成される制度が整備されている。内容としては、年度内に1回の範囲で申請可能で助成額の上限を30万円とし、渡航費の往復航空運賃（空港税・燃料費等を含む）実費に加え、1泊の上限を15,000円として開催期間の前泊分を含め4泊5日とする宿泊費の実費が支給される。（評価の視点3-18）。

（3）個人研究室

本研究科では、専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）に対し、個室の研究室が駿河台キャンパス内に設置され、教員の利用に供している。研究室の平均面積は17.0m²、各部屋には机、電話、椅子、書架、LAN接続口が標準で備え付けられ、研究に必要な環境が整っている（評価の視点3-18）。

（4）共同研究室

駿河台キャンパス14号館7階には、専門職大学院に所属する教員の教育研究を支援するための共同研究室が設置されている。平日は9時から22時まで、土曜日は9時30分から19時まで専属の嘱託職員が交代で勤務し、教員が授業で使用する教材や資料の作成・収集、図書の貸し出し、整理等、教員の教育研究活動の支援を行っている（評価の視点3-18）。

（4）講師控室

アカデミーコモン10階に講師控室を設け、専従の嘱託職員2名を配置するとともに、コピー機、印刷機、個人用ロッカー、電話、FAX、各種辞書類等を設置しており、教員の講義準備や教員間の打ち合わせに活用されている（評価の視点6-5）。

（5）在外研究・特別研究

本研究科においては、専任教員（みなし専任教員である特任教員を除く。）の教育研究活動に必要な機会であるサバティカル・リープは、大学全体の規定に沿い、在外研究員制度及び特別研究員制度によって、その機会を保証している。リープの資格は専任教員として勤続5年以上の者となっており、本研究科においては、2010年度から適格者が生じた。専門職大学院特有のカリキュラム編成密度の高さから、これらの機会の活用は困難な一面が存在していることは否定できないが、本研究科においてはすでに3名が活用しており、有効に機能しているといえる（評価の視点3-19）。

3. 専任教員の教育、研究、社会活動、組織内運営等への貢献の評価

専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）の教育活動については、教授会における、学生による授業評価アンケートの結果の分析及び教員による成績評価の結果（S・A・B・C・F・Tの割合）についての検証等に基づいて、研究科長が評価するようになっている。また、その前提として、FD委員会において上記の諸問題について議論がなされ、さらにその改善策を実行に移すために研究科とし

ての決定が必要な事項に関しては、教授会に付議されている（評価の視点 3-20）。

本研究科専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）の研究成果に関しては、本研究科紀要論文集（『会計論叢』）において論文の公表が可能であり、専任教員の研究成果を公表する機会を設けている。また専任教員の研究活動については、その内容を明治大学の公式サイト（研究者情報データベース）を通じて広く社会に公開しているが、研究成果の内容等についての評価を行う仕組みについては整備されていない（評価の視点 3-21）。

また、専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）の社会活動及び組織内運営への貢献の評価に対する評価プロセスも確保されており、専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）の本研究科の運営への貢献については、研究科内に設置される各種委員会を通じて本研究科の運営へ貢献することとなっている。所属する委員会については、教授会の決定事項として、直接に任務が要請されている。その貢献に関する評価も、教授会における議論等を基にしながら、研究科長がこれを評価することとなっている。外部委員等の社会活動については、教授会で兼職を審議することでその情報を教授会員で共有し、社会活動への貢献を研究科長が評価することとなっている（評価の視点 3-22）。

なお、本研究科ではすでに 2013 年 1 月に日本聾話学校中学部 2 年生を対象とした「経営・会計教室」、及び 2013 年 8 月に小学生を対象とした「夏休み小学生社会教室」を開催し、本研究科が保有する知的財産の社会還元を目的とした社会活動を実施している。これらの企画は教授会において専任教員からの自由発案に基づいて実施されたものである。本研究科ではこのような企画及び実施を促進するよう、教員活動を支援する雰囲気醸成に努めている（評価の視点 3-23）。

＜根拠資料＞

- ・ 添付資料 3-1：明治大学教員任用規程
- ・ 添付資料 3-9：明治大学特定個人研究費取扱要領
- ・ 添付資料 3-10：明治大学在外研究員規程
- ・ 添付資料 3-11：明治大学特別研究者制度規程
- ・ 添付資料 3-12：会計論叢

【3 教員・教員組織の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

本研究科は専門職大学院としての教育目的に照らし、また高度会計専門職業人の養成に応えるために必要とされる優れた教員から構成されている。本研究科では各学術研究領域の学界や実務界で顕著な活動を果たしている専任教員・特任教員及び客員教員を任用している。兼任講師の任用にあたっても、専任教員・特任教員及び客員教員同様に教授会での厳正な審査を行い、専門職大学院に相応しい人材を任用している。また、客員教員の一つの形態として、極めて優れた社会的評価の高い有識者を特別招聘教授として任用し、年 5 回程度（1 回 90 分）の特別講義と高度会計専門職業人に不可欠な職業倫理の涵養を目的として設置されている「経営倫理」科目を担当してもらっている。こうした教員陣によって、本研究科の固有の目的に沿った教員の質の確保と、優れた教育効果を果たしているといえる。こうした目的と成果を踏まえ、今後も継続して優れた教員の任用に努めていく。

本研究科の教員面の課題は、専門職大学院の教員が公認会計士をはじめとする高度会計専門職業人

として学生を養成していくために多大な負担を強いられていることである。このことは時に教育と研究との両立を脅かすことにもなり得ており、研究の推進が阻害されることも少なくない。今後、教育の質を確保し、教員の研究環境を確保するためにも教員の授業担当負担の軽減が課題と考えている。

(2) 改善のためのプラン

教育と研究のバランスを確保し、更なる教育研究の質を向上させるために、本研究科では以下のよ
うな方策を取る。

① 教員の負担軽減

現在、本学の規定では、教授の負担時間数は 20 時間(年間 10 科目)、准教授は 16 時間(年間 8 科目)であり、専門職大学院である特性を考慮するとこの負担は大きく、これまでも大学側に一人当たり年間の授業時間数の軽減に向けた要望を行ってきた。具体的には、「単年度計画書」の策定において教員の負担軽減を要請し、更に学長ヒアリングの機会などでも負担軽減の要望を伝えていく努力を継続して行っている。また、カリキュラム編成においても適宜、科目の新設と廃止を行い、一部科目の隔年開講、集中講義などの活用によって、負担時間数以外の実質負担軽減の方策について検討する。

② 教員構成

今後の専任教員の人事については、教授会や人事委員会において、専任教員全体の年齢構成を考慮した任用を行うことを視野に入れ、検討課題と位置づける。今後の教員任用については、年齢構成に加え性別構成についてもバランスを考慮して任用を行う予定である。

4 学生の受け入れ

項目 16：学生の受け入れ方針、定員管理

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定するとともに、事前にこれらを公表することが必要である。また、各経営系専門職大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。さらに、固有の目的を実現するため、受け入れる学生の対象を設定し、こうした学生を受け入れるための特色ある取組みを実施することが望ましい。

<評価の視点>

- 4-1：明確な学生の受け入れ方針が設定され、かつ公表されていること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕
- 4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続が設定されていること。〔F群〕
- 4-3：選抜方法・手続が事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されていること。〔F群〕
- 4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を的確かつ客観的な評価によって受け入れていること。〔F群〕
- 4-5：入学定員に対する入学者数、学生収容定員に対する在籍学生数が適正に管理されていること。（「大学院」第10条第3項）〔F群、L群〕
- 4-6：受け入れ学生の対象は、固有の目的に即して、どのように設定されているか。また、こうした学生を受け入れるために、どのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 学生の受け入れ方針

本研究科における学生の受け入れについては、本研究科のアドミッション・ポリシーに基づいて実施している。本研究科のアドミッション・ポリシーは、以下のように「受験生に求められる資質」、「対象とされる学生」、「教育の方法」、「入学試験における留意点」の項目別に設定し、入学試験要項のみならず、ガイドブックやホームページ等で広く社会に公表している。

また、入学試験に関するガイダンスを開催し、本研究科を詳しく知ることのできる機会を提供している。

加えて、ホームページ上では、カリキュラムや教員紹介、年間スケジュール等の勉学に関連する情報に加えて、入学・受講に必要な費用、奨学金等の経済的助成制度の紹介など、必要十分で詳細な情報を開示して研究科の紹介を行っている（評価の視点4-1）。

【本研究科のアドミッション・ポリシー】

会計専門職研究科入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）

受験者に求められる資質

本研究科は、職業倫理に基づく判断力を備え、会計に関する論理的思考力、高度の専門知識と技能を有する高度会計専門職業人の養成をとおして社会のニーズに的確に応えうる人材を輩出することにより、社会に貢献することを目的としています。

そのため、受験生には、(1)倫理意識に基づいて自ら判断し行動できること、(2)社会常識に照らして状況に応じた的確な判断ができること、(3)他者と適切なコミュニケーションができるここと、という資質が求められます。

対象とされる受験者

本研究科は「会計専修コース」と「論文作成コース」の2コースを設置しており、コース別に対象とする受験者を設定しています。

「会計専修コース」は、公認会計士、あるいは、企業等の民間部門、政府・地方公共団体、公益法人等の公的部門における会計実務担当者等の高度会計専門職業人を目指す大学卒業生及び卒業見込み生を対象としています。

「論文作成コース」は、税理士、または、会計・企業法・租税及び経営分野における専門家を目指す大学卒業生及び卒業見込み生を対象としています。

教育の方法

本研究科における教育は、次の方針に基づいて実施します。

- (1) 単なる専門的知識の習得ではなく、専門的知識をより深く理解することにより、専門性に照らして的確に判断する能力を涵養します。
- (2) 単なる受身の教育ではなく、会計をめぐる実践的な問題を自ら発見し、その問題の実態を解明し、解決していく問題発見型能動的教育を実践します。
- (3) 問題の発見や解決のための単なる利己的判断ではなく、問題の解決のために、社会性や倫理性に照らして判断する能力を涵養します。

本研究科では、以上の教育を実施するために、進路志望別に「会計専修コース」及び「論文作成コース」を導入し、教育方式として「講義形式（20名～40名程度の少人数による講義）」、「演習形式（最大20名に抑えた教員との双方向の講義）」及び「対面形式（教員との一对一の指導）」による教育を科目の特性に合わせて行っています。

なお、以上の教育は各領域において第一線で活躍されている教員及び高度の実務能力を有する実務家教員により行われます。

入学試験における留意点

入学試験は、「会計専修コース」及び「論文作成コース」の2コース別に、筆記試験及び面接試問を実施します。

「会計専修コース」においては、高度会計専門職業人として必要な財務会計と管理会計における専門的素養が重視されます。「論文作成コース」においては、修士論文の作成に必要な能力が重視されます。なお、筆記試験における財務会計論及び管理会計論の出題意図は、大学卒業程度の基本問題の出題をとおして、入学後に必要となる基礎学力を判定することにあります。

また、公認会計士試験短答式試験合格、日本商工会議所簿記検定試験1級合格、全国経理教育協会簿記検定上級合格など、本研究科の定める要件を満たしている者は、申請により筆記試験が免除されます。

2. 学生の選抜方法

本研究科における学生の選抜については、学内選考入学試験及び一般入学試験の2通りの方法によって実施している。具体的には、学内選考入学試験区分に関しては、明治大学各学部生のなかから、会計専門職業人を志す有望な学生の確保を目的とし、一般入学試験区分に関しては、広く学内外から会計専門職業人を志す者の確保を目的として実施している。なお一般入学試験区分に関しては、受験機会の利便性を考慮して、第Ⅰ期（10月実施）及び第Ⅱ期（2月実施）の2期に分けて実施している。また、2013年度からは秋季入学のための入学試験（2013年7月）を実施し、本研究科での就学のための機会を拡大している。なお、各入学試験区分における入学試験実施方法については、本研究科に設置されている入試委員会において検討している（評価の視点4-2）。

（1）学内選考入学試験

本研究科が実施する学内選考入学試験は、学内の優れた人材の確保を目的とするものであり、本研究科が定める学力基準に基づいて、きわめて優れた能力を有する者を対象とする試験方式としている。

また、本研究科が高度会計専門職業人の育成を主たる目的としている点に鑑み、とりわけ経営及び会計領域に関連性が高い学部として、商学部、経営学部、政治経済学部の各学部との連携により、学内の優れた人材の確保をより確固たるものにしている。特に商学部とは、本研究科への入学が確定している学生に対して、学部在籍中に本研究科の所定の講義を先取り受講できるよう配慮をしている。

（2）一般入学試験

一般入学試験については、2期（第Ⅰ期入試10月実施、第Ⅱ期入試2月実施）及び秋季入学者試験（7月実施）において実施している。一般入学試験では、財務会計論及び管理会計論の2科目による筆記試験を実施したうえで、面接試問を実施している。このように、学力に加えて資質に関する選考も合わせて実施することにより、本研究科が掲げる理念及び目的に合致した人材の選考に留意している。なお、本研究科が入学試験要項において定める所定の要件（※以下を参照）を満たす者に対しては筆記試験を免除しているが、これらの者に対しても面接試問を課している。

※本研究科が定める入学試験時における筆記試験免除要件

公認会計士試験短答式試験合格、日本商工会議所簿記検定試験1級合格、全国経理教育協会簿記能力検定試験上級合格、税理士試験簿記論、同財務諸表論、同法人税法、同所得税法または同消費税法のうち1科目以上合格、または米国公認会計士資格試験合格

3. 学生の受け入れに関する周知方法

本研究科における学生の受け入れ方針や選抜方法等は、本研究科教授会における慎重なる検討のもとにおいてアドミッション・ポリシー及び入試概要として決定している。

各年度の入学試験実施に関する詳細情報及びアドミッション・ポリシーについては、ガイドブックやホームページ等で事前に広く対外的に公表している（評価の視点4-3）。

これらの具体的な内容（本研究科に関する説明（本研究科の教育理念、目的及びアドミッション・ポリシー、カリキュラムの具体的な内容、在学生の進路状況などについての説明）や年間スケジュール等の勉学に関する情報に加えて、入学・受講に必要な費用、各種奨学金等の経済的助成制度の紹介等）については、研究科説明会や専任教員による個別説明会等を行うことにより直接的な情報伝達を行っている。

入学試験合否結果については、入学者合否判定教授会終了後速やかに学内における掲示による公表と、合格者を対象とした合格証及び入学手続書類の郵送による連絡及び手続きを行っている。なお受

験生の便宜を考慮し、補助的手段としてのインターネット、携帯端末、電話による合否結果の照会も行っている。

4. 学生選抜の基準

本研究科が実施する入学試験は、本研究科の教育理念及び目的にある高度会計専門職業人の育成という点に照らして、筆記試験ならびに面接によって実施している。筆記試験に関する入試問題の作成にあたっては、本研究科専任教員によって問題の内容及び量に関する厳正な検討のもとに行われている。面接試問は本研究科専任教員による面談形式をもって実施している。

入学試験の採点については、筆記試験については、各筆記科目出題者が採点に当たり、面接試問については、専任教員2名が面接担当を担当し、1名の受験者に対し面接担当者2名という形式で実施している。面接試問の評価については、本研究科における入学試験実施要領に定めた判定基準に基づいて行われている。これらの入試結果については、採点終了後速やかに集計し、入試委員会における合否判定原案が作成され、その後に開催される教授会において入試委員会による合否判定原案に基づく入試合否判定が行われている（評価の視点4-4）。

5. 受け入れ学生の対象

本研究科における受け入れ学生の対象は、主に高度会計専門職業人を志望する者であり、具体的には、公認会計士、税理士、国税専門官及び民間企業における財務・経理部門希望者等となっている。なお、専門職大学院として有職者をはじめとする広義での学生の受け入れを可能としつつも、本研究科が平日の昼間部であることから、主たる在学生は本学または他大学の学部からの新卒者となっている。

一方、これまで7月の年1回の学内選考入試の実施と、10月と2月の年2回の一般入試を実施してきたが、本研究科が直面する入学人員及び収容人員の確保という喫緊の課題に応えるためにも、より開かれた学生募集の機会の設定が必要であるとの判断から、2013年度より秋季入学(9月入学)の制度を開始し、受験機会を年3回に増やしている。また2014年度からは、学内選考入学試験を現行の年1回から年3回に増やすとともに、会計大学院に対する志願者の修了後のニーズの多様化を踏まえ、本研究科として公認会計士志望者を対象とする「会計専修コース」及び、税理士をはじめとする経営・会計分野での専門家志望者を対象とする「論文作成コース」の2コースからなるコース制の導入を決定している（評価の視点4-6）。

6. 入学定員

本研究科の入学定員は各学年80名、収容定員数は160名であり、過年度の実績においては、ほぼ順守したかたちで維持されてきた。しかしながら公認会計士を取り巻く環境の激変と公認会計士試験制度に対する会計大学院の位置づけが不安定なことから、会計大学院への進学動向は大きく変化しており、このことは本研究科における学生募集においても大きく影響してきている。**2014年5月1日現在の在籍学生数は1年次27名、2年次31名、計58名となっており**、所定の定員確保に向けた早急の是正を必要としている。ただし、本研究科における授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件については、専門職大学院としての教育効果を十分にあげられる教育環境を維持している（評価の視点4-5）。

【志願者数・受験者数・合格者数・入学者数 4 カ年（2010～2014）推移表】2014. 5. 1 現在

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
志願者数	198	213	132	80	68
受験者数	181	185	119	72	52
合格者数	113	116	80	54	50
入学者数	77	75	43	33	27

<根拠資料>

- 添付資料 1-1 : 2014 年度会計専門職研究科入学試験要項【一般入学試験】
- 添付資料 1-2 : 2014 年度会計専門職研究科学内選考入学試験要項
- 添付資料 1-3 : 2013 年度会計専門職研究科秋季（9 月）入学試験要項

項目 17：入学者選抜の実施体制・検証方法

各経営系専門職大学院は、入学者選抜について責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。また、学生の受け入れのあり方を検証するための組織体制・仕組みを設け、継続的に検証することが望ましい。さらに、固有の目的に基づき、特色を伸長するため、入学者選抜の実施体制等について特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

- 4-7：入学者選抜が責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施されていること。〔F 群〕
- 4-8：学生の受け入れ方針、対象及び選抜基準・方法等、学生の受け入れのあり方を検証するために、どのような組織体制・仕組みを設け、継続的に検証しているか。〔A 群〕
- 4-9：固有の目的に即して、入学者選抜の実施体制等に関してどのような特色ある取組みを行っているか。〔A 群〕

<現状の説明>

1. 入学試験の実施体制

本研究科が実施する入学試験は、本研究科の教育理念及び目的にある高度会計専門職業人の育成という点に照らして、相応の人材の受入れを可能とする筆記試験ならびに面接試問によって実施している。筆記試験に関する入試問題の作成にあたっては、本研究科専任教員によって問題の内容及び量に関する厳正な検討のもとに行われ、面接試問においては本研究科専任教員による面談形式をもって実施している。なお面接試問においては、個人情報保護の観点から、受験者の個人情報及び人権を尊重する点につねに留意しており、各入学試験実施に伴う担当者（職員を含む）に対する事前の打ち合わせの際に確認を行っている。

入試の実施にあたっては全専任教員と事務職員によって入学試験本部が設置され、適切かつ公正に実施する体制が組まれている。また合否の決定は、専任教員によって構成される入試委員会においての検討結果としての合否判定に関わる原案をもとに、本研究科専任教員及び特任教員によって構成される入学者合否判定教授会の議を経て厳正かつ公正に決定している（評価の視点 4-7）。

2. 学生の受け入れに関する体制と検証

本研究科では高度会計専門職業人の育成という教育理念と目的に沿って、（1）学内選考入学試験（明治大学学部在学生を対象とした入学試験）、（2）一般入学試験（第Ⅰ期及び第Ⅱ期）、という

複数の入学者選抜方法を採用しており、各々の選抜方法の位置づけはそれぞれの実施目的に照らして明確にされている。

学生の受け入れに関する外部環境が競争的かつ変動的であるため、本研究科においては、毎回の教授会をはじめとする諸機会においてこれらの問題に関わる議論をしている（評価の視点4-8）。なお、こうした課題を検討する場として、本研究科では、定例の教授会のほかに、FD委員会、入試委員会を配置し、つねに教職員による機動的な対応が可能となるように実施している。加えて、とりわけここ1～2年に本研究科が直面する喫緊の課題である入学人員及び収容人員の確保のために必要とされる諸施策の検討のために教授会内に「会計専門職研究科検討部会」を設置し、さらにその傘下に「カリキュラム検討ワーキンググループ」、「入試・広報制度検討ワーキンググループ」、「国際・ICTワーキンググループ」、「キャリア支援検討ワーキンググループ」、「自己点検・認証評価対応ワーキンググループ」を配置することで、研究科が直面する喫緊の課題への機動的な対応を可能とした（評価の視点4-9）。

<根拠資料>

- ・添付資料1-1：2014年度会計専門職研究科入学試験要項【一般入学試験】
- ・添付資料1-2：2014年度会計専門職研究科学内選考入学試験要項
- ・添付資料1-3：2013年度会計専門職研究科秋季（9月）入学試験要項
- ・添付資料4-1：会計専門職研究科入学試験実施体制

【4 学生の受け入れの点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

本研究科は、高度会計専門職業人の養成という目的をもとに2005年4月に開設以来、一貫してその目的の達成を果たしてきた。また、明治大学が長きにわたってわが国の会計界に対して多くの逸材を輩出してきた伝統への評価も相まって、開設以来、学則等に定められた所定の入学定員及び収容定員を充足してきた。

しかしながら、ここ1～2年のわが国における公認会計士を取り巻く環境の激変と、公認会計士試験制度に対する会計大学院の位置づけが不安定なことが公認会計士志願者を激減させるとともに、公認会計士の養成を主たる目的とする会計大学院の存立を揺るがす事態を招くに至った。本研究科にあってもこうした時勢の急激な変化は志願者を大幅に減少させる事態に直面しており、このことは専門職大学院としての本研究科の社会的な存在意義に深くかかわるものであるとともに、可及的速やかに所定の入学人員及び収容人員の確保を喫緊の課題と位置づけている。

（2）改善のためのプラン

このような状況に対峙するために、本研究科では2013年度入学者が所定の入学定員を大幅に割り込むことが不可避と判断された時点（2013年度一般入試Ⅰ期実施直後：2012年10月）において、入学定員及び収容人員の確保とその安定的持続を本研究科にとっての喫緊の課題と位置づけ、教授会内に「会計専門職研究科検討部会」を設置し、さらにその傘下に「カリキュラム検討ワーキンググループ」、「入試・広報制度検討ワーキンググループ」、「国際・ICTワーキンググループ」、「キャ

リア支援検討ワーキンググループ」、「自己点検・認証評価対応ワーキンググループ」を配置することで、研究科が直面する喫緊の課題への機動的な対応を可能とした。とりわけ学生受け入れに関しては、機動的かつ俊敏な対応を可能とするよう、「入試・広報制度検討ワーキンググループ」を中心に、組織編成の観点からの対策を講じるとともに、具体的な対策の検討と策定を行った。

① 2013 年度における対策

本研究科では、所定の入学人員と収容人員を確保することは、緊急の問題と位置づけ、2013 年度からは秋季入学者枠の設定と、そのための入学試験の実施を決定した。秋季入学のあり方については、わが国の高等教育における将来的課題として広く検討されているが、本研究科における秋季入学についても、当然のことながら、こうした社会の趨勢に鑑みた結果として、2013 年度入試の一環として、導入するに至った。

② 2014 年度における対策

本研究科では、2014 年度入学試験より、学内選考入学試験の実施回数を現行の年 1 回から年 3 回に増やすことにより、より多くの学内の優秀な人材の確保に努めるとともに、学部生のキャリア設計に連携した受験機会の提供に努める。

また、高度会計専門職業人に関わる志願者のニーズが、公認会計士から税理士、企業内財務担当者、経営・会計学研究従事者等へと多様化、広義化を見せ始めてきている現況を踏まえ、そのニーズに応えるべく、公認会計士の養成を主たる目的とする「会計専修コース」と、税理士及び経営・会計分野の専門家の養成を主たる目的とする「論文作成コース」の 2 コースからなるコース制の導入を決定した。この施策の導入により、本研究科の所定の入学人員及び収容人員の確保と継続的維持に努めるものである。

5 学生支援

項目 18：学生支援

各経営系専門職大学院は、学生生活及び修了後のキャリア形成、進路選択等に関する相談・支援体制を適切に整備するとともに、こうした体制を学生に十分周知し、効果的に支援を行うことが必要である。また、学生が学習に専念できるよう、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を適切に整備し、学生に周知することが必要である。さらに、障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。くわえて、学生支援について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 5-1：学生生活に関する相談・支援体制が適切に整備され、効果的に支援が行われていること。〔F群〕
- 5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制が適切に整備され、それが学生に周知されていること。〔F群〕
- 5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制が適切に整備されていること。〔F群〕
- 5-4：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制が適切に整備され、効果的に支援が行われているか。〔A群〕
- 5-5：障がいのある者、留学生、社会人学生等を受け入れるための支援体制が適切に整備され、支援が行われているか。〔A群〕
- 5-6：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕
- 5-7：固有の目的に即して、学生支援としてどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 学生生活に関する相談・支援体制

本学では学生支援全般を所掌する事務組織（学生支援部）を中心として、学生生活相談、診療所管理運営、奨学金、学生の社会貢献活動支援等を行っている。具体的な学生相談支援体制としては各キャンパスに学生相談室が設けられ、各学部や大学院から選出された教員相談員、臨床心理士、精神科医、弁護士からなる相談員とインテーカー（初回面談を行う事務職員）が対応にあたっている。学生相談室は本研究科の学生が主に利用する駿河台キャンパスでは大学会館 2 階に所在し、平日（9 時 30 分～17 時 30 分）と土曜日（8 時 30 分～12 時）に開室し、相談無料、学生本人だけでなく家族や友人の同席も認めている。また、相談に関する来室や相談内容については、本学の個人情報保護方針によって守秘義務が固く守られている。

他にも大学全体の施設として学内診療所（診療・健康診断・健康相談が受けられる）及び上述の学生相談室が設置されており、心身ともに健康な学生生活を送るための設備とスタッフが配置されている。なお、毎年春に無料の定期健康診断（検査項目：視力、検尿、胸部X線、身長、体重、内科診療、血圧、問診）を学内で行っており、学生の健康維持と疾病的早期発見に大学全体として努めている。研究科としては、入学時の新入生ガイダンスにおいて、学生相談室の案内をするとともに学生生活全般にわたる相談を受け付けている（評価の視点 5-1）。

また、本研究科所属の専任教員（みなし専任教員である特任教員を含む。）においては、担当科目の講義のほかに、週あたり 90 分（1 コマ）の「オフィスアワー」を担当している。オフィスアワーとは、本研究科専任教員及び特任教員が、毎週 90 分（1 コマ）を学生からの質疑や相談に対応するために特に設けている時間である。オフィスアワーでは、学生が面談を希望する上記教員を選び、当該教

員のオフィスアワー時間に研究室（なお、最初の1週間は、明治大学14号館4階に設置されている会計専門職研究科教育補助講師室内の専用スペース）にて面談を受ける。オフィスアワーにおける面談内容については、個人情報保護のもとに厳重に管理されている（評価の視点5-1）。

2. ハラスメント対策

大学全体の規程として、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」及び「キャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」が設けられており、この規程に基づき、キャンパス・ハラスメント相談室が設置されている。入学後のガイダンスの際に、キャンパス・ハラスメント相談室作成の「ハラスメントのないキャンパスへ」というパンフレットを学生に配布し、説明するとともに、関連ポスターを学内に掲示して、規程及びキャンパス・ハラスメント相談室の周知徹底を図っている。なお、学生は相談したい内容を相談申込票に記入して、事前申し込みを行うとともに、相談を受けた者の守秘義務は徹底されている（評価の視点5-2）。

3. 奨学金

奨学金などの経済的支援に関する適切な相談・支援体制についてはすでに大学全体で整備されているほか、本研究科独自の奨学制度として「明治大学会計専門職研究科給費奨学金」も開設時より実施している。大学全体としての奨学金制度である「明治大学校友会奨学金（給付）」は、明治大学が校友より奨学寄付金をつくり、これを毎年各学部・研究科に配分するものであり、本研究科では、年度毎に大学より配分される奨学寄付金について給付人数及び給付金額を決定している。また、本研究科独自の奨学制度である「明治大学会計専門職研究科給費奨学金」では、年間授業料の2分の1相当額（600,000円）を20名の採用枠で給付している。給付にあたっては、入学試験結果の最上位者から20名に受給資格を与え、最終的には入学者のうち、入学試験結果順（成績順）及び入学直後に実施する計算力確認統一試験の結果を踏まえ、成績上位者20名に給付している（評価の視点5-3）。また、新たに奨学金制度として会計専門職研究科給費奨学金（在学生）が2011年度より本学で制度化され、継続給費対象外となった学生に対する奨学金原資を、研究科が別途推薦する学生へ支給することができるようになった。これにより、継続基準を満たさなかった学生の奨学金を、別の学生（成績優秀者等）に振り替えることが可能となり、より柔軟な奨学金の運用ができるようになった（評価の視点5-3）。

（1）奨学金の種類と概要

奨学金名称	金額	支給対象期間	申込時期	選考（推薦）基準
会計専門職研究科給費奨学金	最大年間授業料の2分の1相当額 (60万円)	最短修業年限 (第1～4学期)	入学手続時	入学前：入試成績 継続：前年度の成績
会計専門職研究科給費奨学金（在学生）	原資額を踏まえ教授会にて都度審議決定	—（単発）	—（不要）	2年次：第2～3学期の成績 1年次：第1学期の成績
校友会奨学金	寄付金額による	—（単発）	—（不要）	2年次：第2～3学期の成績 1年次：第1学期の成績

(2) 奨学金支給実績（単位：人）

	学年	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
会計専門職研究科給費 奨学金	1年次	20	20	20	13	14
	2年次	14	16	15	13	10
会計専門職研究科給費 奨学金（在学生）	1年次			5	7	5
	2年次			6	9	9
校友会奨学金	1年次	7	9	8	2	2
	2年次	7	7	8	3	3

4. 就職キャリア支援

本学には就職キャリア事務室が設置されており、専門ブース形態の「就職・キャリアカウンター」や「相談コーナー」において、就職活動や進路選択のあらゆる段階で不安や疑問の相談受付から、自己PRやエントリーシートのチェック・模擬面接に対するアドバイスなどを行っている。また同ブースでは、毎年約1500社以上の各企業・団体から送られてきた明治大学卒業生の在職者名簿（OB・OG名簿）が閲覧可能となっており、名簿には社員（卒業生）の氏名、所属部署、電話番号、卒年などが記載されている。就職希望の学生は、希望する業界や企業への就職の足掛かりとしてこれらの情報が有効に活用されている（評価の視点5-4）。なお、本研究科の修了生の進路に関しては、修了時には全ての学生を対象に進路先アンケートを取り、集計結果を本学ホームページで公開している。進路先アンケートの詳細なデータについては冊子「明治大学 就職キャリア支援センター報告書」を作成し、学内配布及び民間企業等の外部依頼に応じて配布しており、大学全体として学生と企業の就職の懸け橋となるよう取り組んでいる（評価の視点5-4）。

本研究科では独自に「キャリアコーディネーター」を配置しており、適時、本研究科専任教員が学生の進路に関する相談やキャリア形成に関する相談及び各種の支援企画を実施することで、学生の進路に関する有意義な情報の提供や支援を行っている。また大学の就職キャリア支援部との緊密な連携を確立することにより、本研究科学生の進路志望動向に関する情報の共有と、それに対する就職情報等の的確な提供も行っている。こうしたキャリアコーディネーターの配置は本研究科がその意義に鑑みて独自に設置しているものであり、大学全体においてもきわめて先取的な試みである。このため、今後も内容の拡充を積極的に図るものである（評価の視点5-4）。

また、最近の公認会計士試験合格者の就職困難者（待機合格者）は深刻な社会問題と化し、このことは会計大学院への入学希望者数を激減させる一因となっている。また、公認会計士試験実施時期と民間企業等への就職活動時期との重複による就職活動の困難さも看過できないことである。このため、本研究科では公認会計士試験に特化した新たな就職支援事業として、2012年度後期から就職支援プログラムを外部支援機関の活用により導入・実施することによって、就職に関わる課題の克服に努めている（評価の視点5-4）。

5. 障がいのある者、留学生、社会人学生受入れ等への支援

障がいのある者の受入れについては、大学全体の方針によって、大学全体のバリアフリー化の方針に基づいて施設・設備が整備されている。本研究科が主に授業を行うアカデミーコモンは、2004年に竣工した本学最新の教育・研究用施設のひとつであり、完全にバリアフリー化されている。本研究科への進学を希望する該当者が生じた場合には、適切な対応が可能となるよう十分に配慮されている。また、受験生・学生より要望があれば可能な限り大学として改善するよう考慮している。なお、本研究科開設以来 2014 年 3 月 31 日までに、身体に障がいのある者の入学及び在籍はない（評価の視点 5-5）。

本研究科における学生の受入れに関しては、特段の制限はないが、昼間時間帯（9 時から 17 時 50 分）を主たる講義時間帯としていることから、現実としては社会人学生の就学は困難と言わざるをえない。過去における社会人の入学者は、企業等から派遣された者を除けば、いったん離職したうえで本研究科に入学するケースがほとんどである。留学生の受入れについては、同様に特段の制約事項を設けてはおらず、本研究科における一般入学試験区分において合格した者のみを受け入れている。

留学生支援としては、留学生相互の親睦及び留学生と留学生以外の学生との交流を促進するため、駿河台キャンパスを含む本学 3 地区それぞれに国際交流ラウンジを開設している。駿河台キャンパスにおける国際交流ラウンジ開設時間は平日 9 時から 17 時まで、土曜日は 8 時 30 分から 12 時までである。ここでは、TA（ティーチングアシスタント）が留学生を対象とした日本語の学習支援を行い、国際交流ラウンジには閲覧・貸出が可能な日本語テキストが 100 冊以上保管されている。また本人の希望に応じ、レポートチェック、ゼミ発表の準備、資料・教材の読解等、大学の授業に関する支援も可能となっている。また、学生が主体となり、留学生・日本人学生相互の交流を図る「キャンパスメイト」という活動や留学生のスピーチコンテスト等の各種行事を通して、留学生の学生生活を支援している（評価の視点 5-5）。

6. 学生の自主的な活動、同窓会組織

本研究科には、第 1 期修了生が幹事として運営している同窓会組織（会計専門職研究科同窓会）が存在しており、毎年修了式の際に、同窓会幹事による案内を行っている。他にも明治大学公認会計士会の協力のもと、本学出身の公認会計士との懇話の機会を設けることにより、公認会計士を志す者にとっての有意義な啓発機会となっている。また、修了後における学習支援の一環として、校友会ライブラリーカードを取得することにより、本学図書館の利用を認めている（評価の視点 5-6）。

<根拠資料>

- ・添付資料 5-1：学生相談室あんない
- ・添付資料 5-2：キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程
- ・添付資料 5-3：ハラスメントのないキャンパスへ
- ・添付資料 5-4：キャンパス・ハンドブック
- ・添付資料 5-5：明治大学奨学金規程
- ・添付資料 5-6：明治大学奨学金の採用等に関する基準
- ・添付資料 5-7：明治大学校友会奨学金要綱
- ・添付資料 5-8：明治大学就職・キャリア形成支援センター規程
- ・添付資料 5-9：明治大学就職活動手帳

- 添付資料 2-13：明治大学 就職キャリア支援センター報告書 2012年度
- 就職キャリア支援センターホームページアドレス：<http://www.meiji.ac.jp/shushoku/date.html>
メニュー【就職データ】
- 会計専門職研究科ホームページアドレス：<http://www.meiji.ac.jp/mac/>
メニュー【キャリア支援プログラム】
- 国際連携・留学ホームページアドレス：<http://www.meiji.ac.jp/cip/lounge/index.html>
メニュー【留学生生活サポート】 ⇒ 國際交流ラウンジ
- 添付資料 6-4：明治大学図書館利用案内

【5 学生支援の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

ア 同窓会組織の強化と活動の活性化に向けた研究科による支援の必要性

本研究科における同窓会組織は、依然として第1期修了生を中心とした自主的活動に依るところが大きく、当該組織の編成ならびにその活動における脆弱性は否めない。今後は研究科がより支援するかたちでの同窓会組織の強化と活性化が求められている。

イ 本学出身者の会計専門職業人との交流機会の補強

会計分野に長き伝統と実績を有する本学は、多くの会計専門職業人を輩出しており、こうした人的資源の有効活用に向けた新たな施策が求められている。

(2) 改善のためのプラン

ア 同窓会組織の強化と活動の活性化に向けた施策

研究科が支援するかたちでの同窓会組織の強化とその活動の活性化を促進するための施策として2014年度の本研究科開学10周年記念を機に、本研究科修了生および在学生を中心とした周年事業を企画・実行することにより、修了生同士ならびに修了生と在学生とのさらなる連携強化をはかるとともに、研究科からの特別講義等の案内を行うことにより、修了後における継続的な学修機会の提供に努めることとする。

イ 本学出身者の会計専門職業人との交流機会の補強に向けた施策

本学出身の会計専門職業人との交流については、すでに公認会計士との交流を「明治大学公認会計士会」との共催による懇話会の実施や、同会所属公認会計士の本研究科特別招聘教授としての任用および特別講義の実施等を通して実施しているが、今後は税務分野で活躍している本学出身者との交流機会の確保に向け、本学出身の税理士から組織される駿台会計人俱楽部との交流を新たにすることにより、税理士を志す者にとっての貴重な啓発機会を提供することとする。

6 教育研究環境

項目 19：施設・設備、人的支援体制の整備

各経営系専門職大学院は、その規模等に応じて施設・設備を適切に整備するとともに、障がいのある者に配慮することも重要である。また、学生の効果的な自学自習、相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 6-1：講義室、演習室その他の施設・設備が、経営系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されていること。（「専門職」第17条）〔F群、L群〕
- 6-2：学生が自主的に学習できる自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等の環境が十分に整備され、効果的に利用されていること。〔F群〕
- 6-3：障がいのある者のために、適切な施設・設備が整備されていること。〔F群〕
- 6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーが適切に整備されていること。〔F群〕
- 6-5：教育研究に資する人的な支援体制が適切に整備されていること〔F群〕
- 6-6：固有の目的に即して、どのような特色ある施設・設備、人的支援体制を設けているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 講義室、演習室

本学の駿河台キャンパスにおける教室は主にリバティタワー、アカデミーコモン及びグローバルフロントに整備され、本研究科の授業は主にアカデミーコモンの教室にて行われている。アカデミーコモンには、講義室 14 室（60 人収容 9 室、100 人収容教室 5 室）、演習室（30 人教室）18 室が整備され、全ての教室に机、椅子、プレゼンテーション機器等の基本的な設備が備わっている。また、12 号館メディア教室には、高度な統計解析ソフト（SPSS）等もインストールされたパソコンが設置され、主に I C T を用いた講義で利用されている。各教室のパソコンは、夏季及び冬季休暇を利用し、メンテナンスやソフトの更新が図られている。また、学内全体に無線 LAN を整備しており、学生に対し快適なモバイル接続環境を提供している（評価の視点 6-1）。

2. 自習室、ラウンジ

専門職大学院学生共同研究室を 14 号館に設置し、収容定員 160 名の学生に対し、自習机（約 160 席）と個人ロッカー（約 160 台）を提供するとともに、学生間の自発的な学習や交流を目的としたディスカッションルームや共用ラウンジを提供している。同研究室は年末年始及び大学が指定する特定の休日を除き、7 時から 23 時まで使用可能であり、授業時間帯はもとより、授業時間帯以外の時間における学習を十分に可能にしている（評価の視点 6-2）。

3. 障がいのある者への対応

障がいのある者への対応については、大学全体の方針によって、大学全体のバリアフリー化の方針に基づいて施設・設備が整備されており、本研究科が主に授業を行うアカデミーコモンは、2004 年に竣工した本学最新の教育・研究用施設のひとつとして、完全にバリアフリー化されている（評価の視点 6-3）。

4. 情報インフラストラクチャーの整備

専門職大学院生が利用するアカデミーコモンのほぼすべての教室にパソコン・プロジェクトなど のプレゼンテーション設備が完備されているほか、教室やラウンジには情報コンセントが設置され、場所によっては無線 LAN のアクセスポイントが設置されており、インターネットへのアクセスibilitati が確保された教育環境を整備している。他にも 12 号館にはメディア教室・メディア実習室・CALL 教室が配備されており、文科省教育研究活性化設備整備事業の補助を得て、アクティブラーニング教室も設置するなど、主に全学部共通の情報科目が展開されている。

なお、全学的な教育支援システムとして「Oh-o!Meiji」システムが稼働している。明治大学の全ての授業をネット上に展開した「クラスウェブ」と大学生活に関わるお知らせを配信する「ポータルページ」から構成され、学生にユビキタスな学修環境を提供している。（評価の視点 6-4）。

5. 教育研究支援体制

（1）サポートデスク

本研究科では、高度会計専門職業人を育成するために、講義室、演習室のプレゼンテーション機器、メディア教室の整備を図るとともに、そこにおける情報機器利用時や、個別研究室、共同研究室でのパソコン利用時のサポート等を行うため、サポートデスク担当者 10 名（専門業者への業務委託）がローテーションで 9 時～21 時の間対応している（評価の視点 6-5）。

（2）研究知財事務室

専門職大学院をはじめ、学部・大学院に所属する教員の研究活動を支援するため、駿河台、和泉、生田、中野（中野キャンパスについては教育支援事務室）のそれぞれのキャンパスに研究知財事務室が設置され、専任事務職員が配置されている。主な業務内容は「研究推進の企画・立案・実施に関すること」と「研究費等の獲得支援・申請・適正管理・リスク対応に関すること」であり、科学研究費助成事業、私立大学戦略的研究基盤形成支援事業、共同研究、受託研究及び指定寄付金等の外部研究資金への申請のサポートや、特定個人研究費、研究所研究費等学内研究費の管理を行っている（評価の視点 6-5）。

（3）教育補助講師

教育補助講師を専用の教育補助講師室に配し、学生からの質問や学習相談等に対応している。教育補助講師は、簿記及び原価計算のホームワークの問題作成及びその質問の対応を行っている。教育補助講師任用資格は、博士の学位を有している者、すでに大学等において教育指導実績を有している者、公認会計士等の有資格者、公認会計士試験等合格者等となっており、一定の能力と基準を満たす者であることからも、高い知見と技能に基づく補助的業務が十分に期待できる。なお、任用にあたっては研究科教授会にて人物審査を行い、推薦を行っている（評価の視点 6-5）。

＜根拠資料＞

- ・添付資料 6-5：教員ハンドブック
- ・添付資料 1-6：2014 年度会計専門職研究科ガイドブック
- ・駿河台メディアサービスホームページアドレス：<http://www.kisc.meiji.ac.jp/>
メニュー【教室紹介】
- ・添付資料 3-15：会計専門職研究科の教育補助スタッフについて

項目 20：図書資料等の整備

各経営系専門職大学院は、図書館（図書室）に学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 6-7：図書館（図書室）には経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要かつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。〔F群〕
- 6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、経営系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔F群〕
- 6-9：固有の目的に即して、図書資料等の整備にどのような特色ある取組みを行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 図書館概要

本学では駿河台キャンパス、和泉キャンパス、生田キャンパスにそれぞれ図書館を配置している。本研究科学生が主に利用する駿河台キャンパスの中央図書館（面積 12,485 m²、座席数 1,278 席、120 万冊以上の蔵書、16,000 種の新聞・雑誌等保有）は、都内の大学図書館にあって屈指の規模及び充実さを誇るものであり、本研究科の教育・研究に必要な文献・資料等が十分に用意され、大きな教育研究効果を上げている。なお本学では首都圏の諸大学間において相互協力コンソーシアム（山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム、杉並区図書館ネットワーク、神奈川県内大学図書館相互協力協議会等）を組むことにより、所蔵図書の相互活用の便宜に供している。さらにインターネットの使用により、大学ホームページを経由して電子媒体として用意された論文にアクセスすることもできると同時に、蔵書の貸出し状況の確認や借出しのための予約等の便宜が図られており、学生及び教職員の研究活動に大きく寄与している。また、新入生に対しては、入学時のオリエンテーションにて図書館の利用方法について説明を実施しており、また図書館主催による施設利用説明会が実施されている（評価の視点 6-7）。

【中央図書館概要】

	中央図書館	備考
年間開館総日数	337 日	内、土曜日開館日数：46 日、日曜日および一部の祝日開館日数：59 日
収容可能冊数	990,611 冊	
館外貸出冊数	204,591 冊	内、教職員：2,270 冊、学生：157,062 冊
総延べ面積	12,485 m ²	
入館者数	880,263 人	一日平均入館者数：2,612 人
総閲覧座席数	1,278 席	

(2013 年 3 月現在)

【図書館の主なサービス】

(1) レファレンスサービス

調べ方が分からず、探している文献が見つからない時は、中央図書館 1F レファレンスカウンターで相談の受付を行っている。

(2) 所蔵調査・新着図書情報等

OPAC (Online Public Access Catalog) システムが館内の検索専用端末に導入され、オンラインで希望する資料の検索が可能な環境整備がなされている。また、この検索システムで希望する資料が見つからなかった場合は、山手線コンソーシアム横断検索、NACSIS-Webcat、NDL-OPAC 等も利用でき、それらを利用して他機関の所蔵が検索可能となっている。それでも所蔵が確認できなかつた場合には、図書館係員が他機関の O P A C や外部データベース、CD-ROM、冊子体の目録等を利用して検索の支援を行っている。また、登録された検索条件に合った新着図書の情報を、毎月、電子メールでお知らせする SDI(Selective Dissemination of Information)サービスや、新着通知を受けたい雑誌を OPAC で検索し、所蔵画面の「アラート申込」ボタンから入って登録することで、雑誌の新着受入れを電子メールでお知らせする雑誌アラートサービスも利用可能となっている。

なお、本学にない資料については、所蔵している大学・機関を調査のうえ、「資料利用依頼書」(紹介状)を発行している。当該依頼書の発行については、カウンター備付の用紙に、利用者の所属、氏名、連絡先電話番号、利用希望資料名、来館希望日などを記入して申し込むことになっている。また、海外の図書館への紹介状も合わせて扱っている。

(3) 外部データベース・電子ジャーナル等

外部データベース及び電子ジャーナル・電子ブックは、図書館内のパソコンから閲覧できることはもとより、所定の手続きと設定を行えば、学生の自宅等のパソコンからアクセスすることも可能になっている。

(利用可能な外部データベース一覧)

分類	領域	データベース一覧
国内	全般	GeNii（学術情報全般）、MAGAZINEPLUS（雑誌・論文索引）、雑誌記事索引集成データベース（雑誌・論文索引）、蔵書Ⅱビジュアル（朝日新聞）、ヨミダス歴史館（読売新聞）、毎索（毎日新聞）、日経テレコン21（日経四紙）、ELNET（全国新聞記事索引）、Japan KnowledgeNRK（辞典・事典、『日本国語大辞典』第二版、『日本歴史地名体系』国史大系含む）、WHOPLUS（人物情報）、賞の事典（日本国内の賞・受賞者情報）
	人文・社会科学系	Web OYA-bunko（大宅壮一文庫雑誌記事索引）、LEX/DB インターネット（判例情報）、Lexis AS One（日本の法律関連）、法律判例文献情報（法律関連文献）、法律文献総合 INDEX（法関連文献・判例集書誌情報）、iJAMP（行政情報）、Web 民力（日本の地域データベース）eol（有価証券報告書・企業情報）、日経 NEEDS-Financial QUEST2.0（産業総合統計・商品市況データ）、アジア動向データベース（『アジア動向年報』）
	自然科学系	JDreamIII（科学技術全般）、理科年表プレミアム（『理科年表』）、

		NRI サイバーパテントデスク（特許情報）
海外	全般	Web of Science（学術文献・引用索引）、FirstSearch（書誌情報・雑誌記事索引等）、Marquis Who's Who on the web（世界の人物情報）、The Times Digital Archive 1785-1985（1785-1985 年までの「ロンドン・タイムズ」）、LexisNexis Academic（新聞・ビジネス情報等）、OED Online（Oxford English Dictionary、2nd ed.）、AFP World Academic Archive（報道画像）、Biography Index（伝記・人物情報）
	人文・社会科学系	MLA International Bibliography（文学・言語学・民俗学関連の文献索引）、BDSL（ドイツ語学・文芸学文献目録）、IBZ（人文科学・社会科学雑誌論文索引）、lexis.com（リーガル・ビジネス情報）、JURIS Online（ドイツ法情報）、Mergent Online（企業・財務情報）、The Making of the Modern World: Goldsmiths'-Kress Library of Economic Literature 1450-1850（ゴールドスミス・クレス両文庫所蔵社会科学系学術図書）、中国基本古籍庫（中国古典籍）、ECCO: The eighteenth century collections online（18世紀英国刊行物）、アメリカ歴史統計（アメリカの歴史統計情報）、アメリカ機密解除文書データベース（アメリカの 1941 年以降約 78,000 点の機密解除文書）、EEBO : Early English Books Online（1475-1700 年 初期英語書籍集成データベース）
	自然科学系	ProQuest Dialog（科学技術/人文・社会科学/工学/医学/心理学）、SciFinder Web（化学物質・文献情報等）、DialogSelect ICONDA（土木工学/都市・地域計画/建築/建設）

（4）利用案内、講習会等

中央図書館では図書館ツアーを始め、図書・雑誌の探し方など OPAC の入門的な検索方法からデータベースを使った雑誌論文、新聞記事の探し方、電子ジャーナルの利用方法が学べる情報検索講習会、ゼミのメンバーや友人同士などグループで日時を指定して図書館のガイダンスを受けられるグループガイダンス、教員の個別申し込みに応じるゼミツアー等、図書館の利用全般についての案内や情報収集に役立つガイダンスなどを定期的に実施し、図書館利用者の利便性向上に取り組んでいる。

2. 専門職大学院への配慮

本学における図書館の運営に関しては、学生や教員の活動に配慮した利用規定や閲覧時間になっており、利用上の制約はない。図書館の開館時間は平日 8 時 30 分～22 時、土曜日は 8 時 30 分～19 時、休日 10 時～17 時となっており、授業後でも学生が利用しやすいよう、夜間時間帯及び休日の利用に対応している。また、大学院学生が一度に借りられる図書は 30 冊、期間は 1 ヶ月である。他にもインターネットを介した図書検索や貸出予約等も可能となっており、学外からの利用の便に供している。

また、各学部及び研究科のそれぞれに割り当てられる図書購入予算は主に研究用図書及び研究用基礎資料から構成され、経営系専門職大学院の教育・研究に必要な図書を適宜購入している。なお、本研究科開設の際には、当研究科の要望に沿った会計・経営などの専門分野に関する図書の重点的な購

入も行った。その結果として現在、会計・経営系については、およそ和図書 17,167 冊、洋図書 19,580 冊、和雑誌 303 タイトル、洋雑誌 379 タイトルの図書資料を有している。加えて、シラバスに記載された教科書、参考図書はシラバスコーナーに備えられ、館外貸し出しも可能になっている。また、前述のデータベースにおいても、当研究科で学習するうえで必須とされる最新の経済情報を取得するための日経テレコン 21 や各法律科目の予復習に必要な L E X / D B などの整備もされている。（評価の視点 6-7 及び 6-8）。

3. 特色

（1）山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム

教育・研究環境の急激な変化に対応し、利用者のサービス向上を目的に、山手線沿線の私立大学図書館がコンソーシアムを形成し、図書館利用に関する相互協力 11 項目を定めた協定（山手線沿線私立大学図書館コンソーシアム）を締結している。加盟各大学の図書館は蔵書検索データベース（OPAC）を相互乗り入れさせ、規模の拡大による書籍や資料の入手に至る利便性が向上され、また学生は協定大学の図書館を利用でき、館外貸出、コピー・サービス、マイクロ資料の利用等も可能になっている（評価の視点 6-9）。

【2012 年度利用実績】

年間 入館者数		青山	学習院	國學院	東洋	法政	明治	明治学院	立教	合計
(所属)	(利用館)									
青山		119	732	92	263	407	118	291	2,022	
学習院	144		180	88	246	338	47	836	1,879	
國學院	473	81		79	281	211	23	147	1,295	
東洋	153	36	91		167	243	32	139	861	
法政	171	159	158	358		351	96	215	1,508	
明治	1086	407	861	1,642	2,304		358	881	7,539	
明治学院	45	41	15	59	82	104		77	423	
立教	136	204	97	176	251	309	45		1218	
合計	2,208	1,047	2,134	2,494	3,594	1,963	719	2,586	16,745	

＜根拠資料＞

- ・会計専門職研究科ホームページアドレス：<http://www.lib.meiji.ac.jp/>
メニュー【図書館を使う】 ⇒ 中央図書館
- ・添付資料 6-4：明治大学図書館利用案内

【6 教育研究環境の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

ア 授業教室（講義室および演習室）のキャパシティの制約

本研究科が主に授業等に使用するアカデミーコモンは、法科大学院及びガバナンス研究科、グローバル・ビジネス研究科と共にしており、研究科によって異なる授業時間、授業回数及び定期試験期間等による教室利用への制約が生じかねない状況にあり、今後は余裕のある教室利用及び授業時間割の編成等を可能とするための工夫が必要とされている。

（2）改善のためのプラン

ア 授業教室（講義室および演習室）のキャパシティの制約に向けた工夫

本学全体としての学年歴や授業時間割編成の改善に向けた検討が行われるなかで、本研究科では専門職大学院他2研究科および法科大学院との緊密な連携を常に取りながら、合わせて大学全体方針に準拠しつつ、独自の授業期間運用を行うことにより、上記課題の緩和と克服に努めている。

7 管理運営

項目 21：管理運営体制の整備、関係組織等との連携

各経営系専門職大学院は、管理運営組織・学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令等に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、教学等の重要事項については、経営系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されることが重要であり、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を運用することが必要である。さらに、企業、その他外部機関との協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等を適切に行う必要がある。

なお、経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それら組織と連携・役割分担を行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-1：経営系専門職大学院を管理運営する固有の組織体制が整備されていること。〔F群〕

7-2：経営系専門職大学院の管理運営について、関連法令に基づく適切な規程が制定され、それが適切に運用されていること。〔F群〕

7-3：経営系専門職大学院の設置形態にかかわらず、教学、その他の管理運営に関する重要事項については、教授会等の経営系専門職大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されていること。〔F群〕

7-4：経営系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されていること。〔F群〕

7-5：企業、その他外部機関との連携・協働を進めるための協定、契約等の決定・承認や資金の授受・管理等が適切に行われていること。〔F群〕

7-6：経営系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 専任教員組織

明治大学専門職大学院学則第12条により、専門職大学院委員会を置き、専門職大学院長のほか教務主任を配置し、専門職大学院全体の運営に当たっている。また、明治大学専門職大学院学則第12条第2項に基づき、研究科の運営組織として、研究科の専任教員で組織された研究科教授会を設置し、研究科長や専攻主任の職務、議決事項、定足数等も同学則に定められている（第13条～第18条）。研究科教授会における各種議決事項は専門職大学院委員会へ上程され、案件に応じ学部長会、理事会等へ審議があげられ組織決定がなされている。なお、専門職大学院委員会は、専門職大学院長、教務主任、各研究科長、専攻主任及び各研究科から選出された各1名の専門職大学院委員をもって組織し、各委員の専門職大学院委員における任期は2年となっている（第20条）。その他、同委員会の審議事項や定足数も同学則に定められ、専任教員組織が適切に運用されている（第21条～第22条）（評価の視点7-1, 7-2）。

【専門職大学院学則一部抜粋】

（委員会及び教授会）

第12条 本専門職大学院に、専門職大学院委員会を置く。

2 各研究科に、研究科教授会を置く。

（研究科教授会の組織）

第13条 研究科教授会は、教授会員をもって組織する。

2 本専門職大学院の専任教員及び専任として任用される特任教授（実務家教員として任用される者に限る。）は、教授会員となる。

3 本専門職大学院の専任准教授、専任講師並びに専任として任用される特任准教授及び特任講師は、当該研究科教授会の議決に基づき、大学がこれを委嘱した場合に教授会員となる。ただし、当該特任准教授及び特任講師は、実務家教員として任用される者に限る。

4 専任とみなして任用される特任教員その他当該研究科教授会が特に認めた教授会員以外の科目担当教員は、第16条第2号から第4号までに規定する事項についての議決に加わることができる。

5 教授会員が法人の理事となったときは、その在任中、教授会の議決に加わることができない。

（研究科長）

第14条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、当該研究科に関する校務をつかさどる。

3 研究科長は、研究科教授会を招集し、その議長となる。

4 研究科長は、研究科教授会において互選するものとする。

5 研究科長の任期は、2年とする。

（専攻主任）

第15条 各研究科の専攻に専攻主任を置く。

2 専攻主任は、当該専攻の教務をつかさどる。

3 専攻主任は、当該専攻において互選するものとする。

4 専攻主任の任期は、2年とする。

（研究科教授会の職務）

第16条 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項を議決する。

(1) 教育及び研究に関する事項

(2) 教育課程の編成、変更及び実施に関する事項

(3) 入学、留学、休学、復学、退学、再入学及び修了等に関する事項

(4) 試験に関する事項

(5) 学生の育英・奨学及び賞罰に関する事項

(6) 学位授与に関する事項

(7) 教員の推薦、進退及び兼職に関する事項

(8) 研究科長候補者の推薦に関する事項

(9) 特別研究者及び在外研究員の推薦に関する事項

(10) 研究科教授会の運営に関する事項

(11) その他当該研究科に関する事項

（研究科教授会の議決）

第17条 研究科教授会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。この場合において、第13条第4項に規定する教員を定足数の計算に加えないものとする。

2 審議事項を議決するには、出席者の3分の2以上の同意がなければならない。

（研究科教授会の議事録）

第18条 研究科教授会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 専門職大学院事務長は、前項の議事録を作成し、当該研究科長の署名を得て、これを保管するものとする。

第19条 本章に定めるもののほか、研究科教授会に関する事項は、明治大学学部教授会規程（昭和38年規程第22号）を準用する。

第20条 専門職大学院委員会は、専門職大学院長、教務主任、各研究科長、専攻主任及び各研究科から選出された各1名の専門職大学院委員をもって組織する。

2 専門職大学院委員の任期は、2年とする。

（専門職大学院委員会の職務）

第21条 専門職大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 各研究科に共通な事項
- (2) 専門職大学院における教員の人事に関する事項
- (3) 研究科間の調整に関する事項
- (4) 事務組織に関する事項
- (5) 学長から諮問された事項
- (6) 学部長会に付議する事項
- (7) その他必要と認めた事項

（専門職大学院委員会の議決）

第22条 専門職大学院委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 審議事項を議決するには、出席委員の3分の2以上の同意がなければならない。

（専門職大学院委員会の議事録）

第23条 専門職大学院委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 専門職大学院事務長は、前項の議事録を作成し、専門職大学院長の署名を得て、これを保管するものとする。

1. 決定の尊重

大学全体の規程に基づき本研究科教授会の意思決定が尊重されている。具体的には、全学的な審議事項については理事会、学部長会等の上位審議機関を介して研究科への審議事項として付され、本研究科ではその審議依頼を以って教授会において審議し、その決定内容を専門職大学院委員会を介して回答するかたちをとっている。当然のことながら、全学的な審議事項に関しても、本研究科の意向及び決議内容に関してはその独立性が尊重され、一切の妨害や圧力が加えられることはないと評価の視点7-3）。

2. 研究科長の推薦

研究科長の任期は専門職大学院学則第14条によって2年と定められ、その推薦については、研究科教授会において互選するものとなっており、専門職大学院学則第16条によって研究科教授会の職務として定められている（評価の視点7-4）。

3. 企業やその他外部機関との連携

本研究科では、授業のほかに実践教育の一環として、大手監査法人との間でのインターンシップ・プログラムに関する覚書を結び、希望する学生を監査法人に派遣している。なお、インターンシップの実施に関しては会計大学院協会が取りまとめを行なうことにより、適切な提携が保たれている。（評価の視点 7-5）。

4. 関係する学部・研究科との連携・役割分担

本学に設置されている商学部、政治経済学部、経営学部、経営学研究科、グローバル・ビジネス研究科等とはその必要に応じて、教員の兼任や関連性の高い講義（特別講義などの通常の講義とは異なる課外カリキュラム）への学生の相互参加などの協力体制を構築し、各学部及び各研究科間の機能分担を可能としている（評価の視点 7-6）。

【他研究科との兼任科目（2013 年度実績）】

	本研究科教員の兼任科目	他学部・研究科教員の兼任科目
商学部		原価計算の原理
政治経済学部		マクロ経済学
		ミクロ経済学
経営学部	会計情報システム論A	統計学の原理
	会計情報システム論B	ビジネス・イングリッシュ II
		環境会計
		簿記 I
		経営統計
グローバル・ビジネス研究科	会計監査論	金融工学
		企業価値評価
		M&A
		企業ファイナンスの原理
大学院 * 1		ビジネス・イングリッシュ I
経営学研究科	監査基礎特論	
	監査応用特論	
	国際経営特論 A	
	国際経営特論 B	

* 1 大学院共通科目担当の特任教員（特定の研究科に所属せず、大学院に所属）

<根拠資料>

- 添付資料 1-7：明治大学専門職大学院学則

項目 22：事務組織

各経営系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援する

ため、事務組織に関して特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-7：適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。（「大学院」第35条）〔F群、L群〕

7-8：事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔F群〕

7-9：固有の目的に即して、事務組織とその運営にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 事務組織

明治大学専門職大学院学則第9条に基づき、必要に応じて事務職員を置いている。専門職大学院事務室には事務長1名、研究科専任の勤務者として3名及び他研究科との兼務担当者2名を配置している他、講師控室に2名、専任教員の研究室がある建物の中の共同研究室に2名を配している。授業時間内は対応ができるよう十分な事務組織を有している。専門職大学院としての本研究科が有する教育上の特殊性（高度専門職業人の育成）を鑑みた場合、既存の学部や研究科運営とは大きく異なる点が少なからず存在しており、そうした状況のなかにあって専門職大学院担当事務にも従来以上の高度性や専門性が求められてきている。本研究科担当事務においては、こうした要請にも的確に対応できるようつねに努力、工夫が図られている（評価の視点7-7）。

2. 事務運営

専任職員は教務（入試、履修成績、修了）、予算、人事、調査統計等の全ての事務手続きのみならず、研究科長や専攻主任等の執行部をはじめ、専任教員、特任教員、客員教員や兼任教員等の全ての教員、他部署等の学内関係者、在学生、修了生、志願者を含む一般人に至るまで、本研究科に携わる全ての関係者の橋渡し役や調整役となり、研究科における教育研究の円滑な運営において重要な役割を担っている。また、教授会や執行部会等にも同席し、教学に関する豊富な経験や情報への精通性に基づき、研究科独自の戦略策定や課題検討に対して、適宜必要に応じて情報の提供や提案を行うことで、重要な役割を担っている。また、専門職大学院事務室は、日々の業務において学内の関連他部署と連携しながら運営されており、定例的な会議体（教務事務部事務長会（月1回程度）、教務事務連絡会（年6回程度））において大学全体の方針や様々な情報を得、研究科に関連する情報共有を常に行ってている。

また、事務職員に対する全学的な取り組みとして、大学運営・質保証に関する職員の資質・専門性向上について、研修制度を体系立てて計画に基づき実施している。研修では、職員に求められる人材像として定義した「プロフェッショナル人材」を念頭に置き、職員人事委員会にて毎年検討・策定している職員研修基本計画に基づく「第1種研修」（階層別研修、目的別研修等の法人が主催するもの）、「第2種研修」（外部団体が主催するもの）、「大学院在学研修」等により、専門性の向上と業務の効率化を図ることを目的としている。マネジメント、人材育成、政策立案・評価、経営管理、業務改善などの能力開発を行い、特にアドミニストレータとして必要とされるマネジメント能力を有する人材養成のため、2012年度には本学の専門職大学院グローバル・ビジネス研究科（経営管理学）に3名、東京大学大学院教育学研究科に1名の職員を派遣した。また、他大学の状況や課題を異なる立場から把握し、自分の業務改善に寄与させるために、日本私立大学連盟、日本私立学校振興・共済事業団、大学基準協会等へ研修制度の一環として派遣等を続けており、2012年度は大学基準協会に1名派遣した。また、業務の専門性向上を目的とし、個人国内研修として2009

年度途中より 2012 年度末まで研究知財担当職員を日本学術振興会に 1 名派遣した。派遣終了後は修得した専門知識を学内で積極的に活用できるよう人事異動時には考慮している。（評価の視点 7-8）

【主な業務内容】

- (1) 予算・経理
- (2) 教育研究計画（研究科中長期計画、単年度計画等）
- (3) 会議運営（教授会、専門職大学院委員会）
- (4) 教員人事等（任用、退任、更新、継続、教育補助講師採用・勤務管理、研究室）
- (5) 入学試験（広報、入学試験、合否発表、入学手続き）
- (6) 授業関連（授業計画、時間割編成、教室管理、便覧作成、シラバス作成、新入生ガイドンス、履修成績、修了判定、成績照会、授業評価アンケート）
- (7) 科目等履修生（募集要項作成、志願処理、入学・履修手続き、成績通知）
- (8) 学籍管理（学籍異動、学籍原簿）
- (9) 修了式（学位記発行、修了式、学位授与式）
- (10) 研究機関紙の編集発行（会計論叢）
- (11) 奨学金等（研究科給費奨学生、日本学生支援機構奨学生、校友会奨学生、厚生労働省教育訓練給付金）
- (12) 学生支援（大学院共同研究室、個人ロッカー、ディスカッションルーム）
- (13) 広報（研究科ガイドブック、入試ガイダンス、シンポジウム、広告、ホームページ）
- (14) 調査統計（学校基本調査、専門職大学院における教育研究実態調査等）
- (15) 証明書発行（成績証明書、在学証明書、修了証明書、学割証明書等）

＜根拠資料＞

- ・添付資料 7-2：事務組織規程
- ・添付資料 7-3：事務組織図
- ・添付資料 7-4：職員研修基本計画・実施要領

【7 管理運営の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

特になし。

(2) 改善のためのプラン

特になし。

8 点検・評価、情報公開

項目 23：自己点検・評価

各経営系専門職大学院は、基本的な使命(mission)、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act(PDCA)サイクル等の仕組みを整備し、その教育研究活動等を不斷に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-1：自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、適切な評価項目・方法に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。（「学教法」第109条第1項）〔F群、L群〕
- 8-2：自己点検・評価、認証評価の結果を経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕
- 8-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕
- 8-4：自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように経営系専門職大学院の教育研究活動の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕
- 8-5：固有の目的に即して、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等にどのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

1. 大学全体

本学は、1991年の大学設置基準の改正を受け、翌1992年に「教育研究活動等の状況について自ら点検し、評価する」ことを学則に明示する等、速やかに自己点検・評価への取り組みを始めた。毎年度、自己点検・評価を行い、学長を委員長とする全学組織である「自己点検・評価委員会」において、外部認証評価機関からの指摘事項について、具体的な改善を実行するための「改善アクション・プラン」制度を創設し、全学的な改革・改善を推進している。また、その結果を大学ホームページで広く学内外に公表するとともに、教学企画部が1年に数回発行するニュースレター「じこてん」で教職員への啓蒙活動も積極的に行っている。

2. 本研究科

(1) 自己点検・評価

本研究科は、研究科教授会にFD委員会（以下、委員会）を設置し、教育全般について定期的に自己点検・評価を実施している。当該委員会は自己点検・評価の結果に基づき、毎年度、報告書を作成し、専門職大学院長を通じて全学自己点検・評価委員会へ提出している。

自己点検・評価結果の活用については、毎年度、会計専門職研究科長が中心となって、研究科教授会において点検・評価の結果に基づき具体的な改善案を策定し、次年度及び長期・中期の教育研究計画に反映させていく。これにより、自己点検・評価を単なる現状の調査・把握に終わらせることなく、点検→評価→改善案の策定→改善の実施→点検のPDCAサイクルに乗せている。また、こうして得られた自己点検・評価結果は、外部評価機関による評価の際の基礎資料としても活用している（評価の視点8-1, 8-2）。

また、本研究科には、独自に「授業評価アンケート」及び「研究科アンケート」を実施してお

り、前者は本研究科におけるすべての教員の授業に関するアンケートであり、各授業の受講生が回答している。後者については、本研究科の運営に関する全体的視点からのアンケートであり、前者同様に本研究科在籍の学生が回答している。いずれのアンケートも研究科内に設置されたアンケート委員会によって厳正に実施、管理されている。それらの結果については、個人情報等の管理に十分に配慮したうえで、授業評価アンケートの客観的評価部分については授業担当教員及び一般に、研究科アンケートについては、教員及び学生へ開示している。なお、研究科アンケートの開示にあたっては、研究科に寄せられた改善項目に対する研究科としての考え方や改善策等を含めた開示に努めている。なおこれらの実施の適正化の観点から、適宜、学生からの意見聴取等も合わせて実施している。

自己点検・評価に関する結果については、教授会でのFD活動及び毎年のカリキュラムの再編成に反映させるよう、教授会及びFD委員会、カリキュラム検討委員会等における十分な議論と情報共有のもとに質の確保への改善・向上が実行されている。

また当研究科における第三者評価については、大学基準協会による評価結果に対し、自己点検及び評価同様に、真摯にその結果を受け止めるとともに、速やかに研究科の改善に向けて取り込むよう、常に本研究科教授会においてその重要性と方向性に関する構成員の意思の確認を行っている。その意思に基づいて、FD委員会を中心に、改善・向上のための取り組みについて議論され、その結果は、教授会において具体化されており、2009年度の第1回目の認証評価結果を受けて、倫理系2科目の新設、全科目の各期15回の講義回数の確保、入学試験科目免除要件の見直しを実施した（評価の視点8-4）。

3. 経営系専門職大学院認証評価

本研究科は、2009度の大学基準協会の経営系専門職大学院認証評価を受けた際、認証は得たものの、下記の9項目の問題点（検討課題）を受け、2012年7月に改善報告書を提出している。それに対する改善報告書検討結果では、全ての事項について「改善を図ったことが認められる」との評価を得ることができた（評価の視点8-3）

平成21年度 大学基準協会経営系専門 職大学院認証評価結果	<p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) 「明治大学専門職大学院学則」には、専門職大学院全体の目的のみが記載されているため、貴専攻の使命・目的及び教育目標について、学則などに適切に明示することが望まれる。</p> <p>(2) 単年度のアクションプランは作成されているが、「長期・中期教員充実計画」では貴専攻の今後の課題がまとめられているのみであるため、実質的な中長期ビジョンあるいは戦略の策定が望まれる。</p> <p>(3) シラバスによると、各授業科目の授業数が14回となっているが、単位制の趣旨に鑑みて、15週分の学修量の確保が望まれる。</p> <p>(4) 「基本科目」などの会計専門職に必要な科目については必修とすることを検討するとともに、事前履修要件を明示化すること</p>
-------------------------------------	--

	<p>などにより、さらに段階的なカリキュラムを編成することが望まれる。</p> <p>(5) 職業倫理の養成を行うことを直接の目的とした授業科目が配置されていないため、職業倫理は企業経営の根幹に係る主要な課題として認識されていることなどを踏まえ、職業倫理を養う授業科目について早期の実施が望まれる。</p> <p>(6) 「論文指導Ⅰ」、「論文指導Ⅱ」のシラバスに関して、記述内容がやや簡素であるため、個別指導科目であっても履修要件や指導方針、授業計画などについての明確な記述が望まれる。</p> <p>(7) 貴専攻では、FD活動を行う組織として「FD委員会」を設置しているが、授業方法の向上に関する研修や教育のためのスキル開発などの活動について組織的に行うとともに、活動の成果を教育内容・方法の改善につなげることが望まれる。</p> <p>(8) 貴専攻では、約100にわたる開講科目数を維持するため、専任教員の担当時間数が「学校法人明治大学教職員給与規程」で定める責任担当時間数を上回る教員もおり、教育水準の維持向上に向けた教員組織のさらなる充実も含め、教育の準備及び研究に配慮した授業担当時間とすることが望まれる。</p> <p>(9) 一般入試において、TOEFL®、TOEIC®など語学のテストで一定の得点に達している者については筆記試験を免除しているが、財務会計論及び管理会計論による筆記試験の内容と整合しないため、その妥当性の検討が望まれる。</p>
平成23年7月 「改善報告書」の提出	<p>【問題点（検討課題）】に対する改善報告</p> <p>(1) 2010年度学則より、「人材養成その他の教育研究上の目的」として規定を行った。また、他にも2011年度より「入学者の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）」、「教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）」、「学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）」の三点に関する方針を策定し、機関決定を行った後、ホームページをはじめとする各種資料で公開を実施している。</p> <p>(2) 教育・研究に関する長期・中期計画書について、課題をまとめるだけではなく、研究科の目的・ビジョンを明確に記載し、各課題に対する戦略についての説明を中心としたものになるよう大幅な見直しを行った。</p> <p>なお、今回見直しを行った長期・中期計画書の抜粋は以下のとおりである。</p> <p>本研究科を取り巻く環境の変化は急速かつ激化の一途にあり、専門職大学院にあって公認会計士をはじめとする高度会計専門職業人の育成を目的とする教育機関としては、いわゆる法科</p>

	<p>大学院を取り巻く環境に類する点も多いといえる。とくに難易度の高い資格試験の一つである公認会計士試験に関しては、会計業界と当該資格制度における歴史的改革と謳われた一連の改革策であったにも関わらず、未だその先行きが不透明な状態であり、特に当該試験における合格率の低迷と、合格者であっても監査法人等への就職が極めて困難であることに起因する実務補習機会の喪失による当該資格取得の極度の困難さが公認会計士志願者の激減をもたらしている。</p> <p>こうした環境の変化を受け、2012年度入試における本研究科入学者数は43名と、定員の約半数にとどめる結果となっている。志願者及び合格者においては定員をほぼ充足させつつも、最終的に入学者数において上記のような結果を招いたことは、極めて深刻な問題であり、かつ、そうした事態に向けた対策を講じることは本研究科にとって喫緊の課題であるとともに、最重要課題である。そこで本研究科では、本学の商学部、経営学部、政治経済学部などを始め、学内の優秀な学生を今後とも積極的に受け入れるため、学内向け広報の強化と学内選考試験を引き続き実施する。合わせて、2008年度商学部入学者からの早期卒業者を対象とした学内推薦入試を実施するとともに、今後も該当希望者を対象とした本研究科設置科目の「先取り履修」を、他学部への拡大を含めて、引き続き実施するものとする。あわせて高度会計専門職業人としての要件としての計算力の維持・向上についても不可欠の課題であることから、学生へのキャリア支援及び計算基礎力の維持・向上を研究科の中長期計画と策定し、そのアクションプランのひとつとして、2011年度より日本商工会議所や全国経理教育協会主催の簿記検定試験の受験の支援をするとともに、2012年度からは課外で計算演習講座を開設している。他にも2012年度からは研究科独自のキャリア支援プログラムの導入することとした。具体的には、公認会計士試験受験を第一の目的とする学生に対しては、2年次の8月末（公認会計士試験論文式試験受験時）までは学業に専念できる環境を整備することを目的として、2012年度後期から就職支援プログラムを外部支援機関の活用により導入・実施することとした。</p> <p>(3) 2010年度より、本研究科におけるすべての科目において、各期15週分（15回）が確保されるよう、学年暦の見直しを実施した。</p> <p>(4) 2010年度より「簿記の原理」と「原価計算の原理」を新設するとともに、当研究科が実施している計算力確認統一試験の試</p>
--	--

	<p>験結果に基づき、受講者制限をし、学生の能力にあった受講の指導を行っている。また、2012年度入学者より、会計専門職研究科の主要な系に属する中心科目9科目と「経営倫理」を選択必修科目とし、そのうち6科目の単位修得を卒業要件とし、当研究科を修了する学生が履修すべき科目を明確にした。</p> <p>(5) 職業倫理に根差した高度会計専門職業人の育成という研究科の方針に基づき、2010年度より研究科共通科目群に「経営倫理」(前期配置科目)、監査系に「監査職業倫理」(前・後期配置科目)の2科目を新設した。なお、2012年度からは「経営倫理」を前・後期配置科目とすることで、本研究科学生が当該領域に関する知見に触れる機会のさらなる拡充を図った。</p> <p>(6) 「論文指導I」、「論文指導II」のシラバスについては、各担当教員の教育指導方針と内容が具体的に反映されるよう、記載方法ならびに内容についての改善を2012年度シラバスより実施した。</p> <p>(7) 従前からのFD活動に加え、新たに学生の視点からとらえた授業方法の改善要望や教育スキルに対する評価を取り込み、教育内容及び方法の改善への寄与を目的とした教職員及び学生一体による組織的なFD活動を実施した。また、具体的に改善した事例として、アンケート等で学生から要望の多かったケーススタディの履修方法については、FD委員会や教授会で検討・調整した結果、特定の时限にまとめて科目を配置することにより、学生が履修できる科目数を増やすことが可能となった。</p> <p>(8) 2012年度より、租税法系の専任教員1名が増員され、総勢13名の専任教員(専任教員も含む)で運営を行っている。加えて公監査担当専任教員1名の増員を決定した。</p> <p>(9) 高度会計専門職業人の要件としての国際性については今後も不可欠要件であることには変化はないが、2013年度からの各種入学選抜方法における①TOEIC 800点以上、②日本英語検定協会英語検定準1級以上、③TOEFL PBT530点以上、④TOEFL CBT200点以上、⑤TOEFL iBT 71点以上、⑥IELTS 6.0以上、のいずれかに該当する者の筆記試験を免除とする措置を撤廃することとした。</p>
--	---

なお、上記の改善諸点に加え、改善報告書検討結果受領後さらなる改善点としては、①学生による授業評価アンケートに対する各教員からのリフレクションシートの提出による改善点の明確化、②教員相互による授業見学による優れた教育方法の共有化、が挙げられる。なおこれらについては2014年度からは本研究科全科目担当教員に拡大して実施することを決定している(評価の視点8-4)。

<根拠資料>

- ・添付資料 8-1：明治大学自己点検・評価規程
- ・添付資料 2-7：授業評価アンケート結果報告書
- ・添付資料 2-8：会計専門職研究科授業評価アンケートリフレクションシート
- ・添付資料 2-9：明治大学会計専門職研究科授業相互見学に関する取扱要領
- ・添付資料 2-10：会計専門職研究科についてのアンケートに対する回答
- ・会計専門職研究科ホームページアドレス：<http://www.meiji.ac.jp/macs/>

メニュー【概要】 ⇒ 自己点検・評価

項目 24：情報公開

各経営系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第109条第1項）〔F群、L群〕
8-7：経営系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大
学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕
8-8：固有の目的に即して、どのような特色ある情報公開を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

自己点検・評価結果については毎年度「自己点検・評価報告書」を発行し、学内各機関に配布するとともに本学ホームページで公開している。また、過去に受審した公益財団法人大学基準協会による認証評価結果の全文も研究科ホームページで公開し、その結果を学内外に広く公表している（評価の視点 8-6）。

ホームページでは、本研究科の「人材養成その他の教育研究上の目的」、入学者の受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）などの研究科概要、カリキュラム、教員一覧、学費・奨学金、施設・設備、入試情報、自己点検評価、公認会計士試験結果に至るまで基本的な情報を全て掲載しており、またそれらの情報をまとめた研究科ガイドブックや入学試験要項等もダウンロード可能な状態で公開している。また、入試ガイダンスや特別講義、シンポジウム等、各種イベントに関する情報及び修了生向け情報も同サイトにて広く一般公開している。また本研究科への進学を希望する者に対しては、適宜、ガイダンスを開催し、研究科概要の説明、教育カリキュラムの説明、模擬講義、個別面談等を実施することにおいて、その公表に努めている。組織・運営の状況について積極的に情報を公開し、社会に対する説明責任を果たしていくことは、教育機関としての本研究科にとって、今後さらに強く要請されてくる課題として位置づけており、そのために本学及び本研究科の教育理念に基づく活動の現状についての情報を今後とも積極的に公開していくとともに、財政公開の状況については、すでに全学的な対応として、「明大広報」や本学ホームページにおいて決算関連情報を開示している。他にも情報公開請求への状況対応についても、全学的な体制として個人情報保護

委員会が制定する「学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン」に基づき運用している（評価の視点 8-7）。

また、本研究科ではアンケート委員会を設置し、定期的に授業評価アンケート及び研究科アンケートを実施している。アンケート結果は、教授会、教育連絡会の場で周知・公開したうえで、授業評価アンケート結果報告書や研究科アンケートで提起された学生からの質問への回答を作成し公開することにより、より良い授業の展開や学生との有意義なコミュニケーションの確保を図っている（評価の視点 8-8）。

<根拠資料>

- ・添付資料 8-2：学校法人明治大学個人情報保護方針
 - ・添付資料 8-3：個人情報の保護に関する規程
 - ・会計専門職研究科ホームページアドレス：<http://www.meiji.ac.jp/macs/>
- メニュー【概要】 ⇒ 自己点検・評価

【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

前回認証評価時における検討課題等のさらなる改善に向けた取り組みの必要性

本研究科における点検・評価については、執行部と自己点検評価・認証評価WG及び事務局を中心となって、真摯に検討・改善に取り組んできた。前回の大学基準協会の改善報告書検討結果では、ほぼ全ての事項について「改善が認められる」との評価を得ることができたが、指摘された項目で最も重要なものは、「15週相当分の学習量の確保を明確にする」という検討課題であった。その他として、「改善が認められる」との評価を得たものの更に継続的な改善を期待する項目として、教育方法等における教員の限界負荷バランスの継続チェック、職業倫理の涵養の努力、が挙げられていた。これらの指摘を改善材料にし、さらなる教育の質の向上に向けた取り組みの必要性が必要と認識している。

（2）改善のためのプラン

本研究科では、まず「15週相当分の学習量の確保を明確にする」ことを実現するために、2013年度からは、従前は15週に含め実施してきた定期試験を15週の外枠で実施することに変更した。このことにより学習時間の正味15週分を確保している。

また、研究科の自己点検・評価活動の一部として、教員相互による教育指導能力のさらなる改善と向上を目的として、2013年度に「授業相互見学」取扱要領を定め、当該年度後期より実施している。具体的には、本研究科に配置されている7つの系のうち、異なる2つの系2科目以上を所定の期間内に見学し、その結果を「授業相互見学所感メモ」に記載し、事務室を介して研究科長に提出する方法を採用している。研究科長は提出された当該メモを精査し、その後のFD活動に活用する。さらに本研究科において実施している授業評価アンケートに対する教員改善策の実践に向けて、「リフレクションシート」の導入を2013年度より実施している。これは従前より実施している各教員による担当授業に対する受講生からの「授業評価アンケート」に示された要望点や評価に対し、当該教員が次期の授業にどのように改善等を図るかについて、当該シートに記載し、事務室を介して研究科長に提出するものである。研究科長は提出された当該シートを精査し、当該教員による改善が

実践されている点についての確認をはかる。これらのことについては、専任・特任教員のみで行っているが、今後はこの結果を検証するとともに全授業担当教員で実施するよう改善を図ることとする。

終 章

今回の認証評価受審に向けた自己点検及び評価の結果については、つぎのとおり総括する。

1. 本研究科の使命・目的・特色及び取り組みの状況について

明治大学専門職大学院会計専門職研究科は、長きにわたって多数の公認会計士、税理士、国税専門官等の会計専門職業人を輩出してきた本学の伝統を基礎にして、わが国ならびに国際経済社会に貢献し、新たな時代に対応できる公認会計士、企業等の民間部門又は政府等の公的部門の会計実務担当者、租税スペシャリストなどが必要とする資質と技能を備えた高度会計専門職業人を養成することを目的として2005年4月に創設された。

高度会計専門職業人には、高度の職業倫理及び専門知識・技能に裏打ちされた的確な判断力が重要であるとの考え方から、具体的には、(1)ケーススタディによる職業倫理に関する事例・事件を講義の中で検証することによりガバナンスの重要性とコンプライアンスの必要性を理解させること、(2)単なる法令や会計基準の解釈にとどまらず、規定の根底にある思考まで理解することで、法令や会計基準の基礎にある考え方を理解できるようにすること、(3)来るIFRS(国際財務報告基準)時代に備え、実際に企業で使用されている会計ソフトウェアの活用能力や英語によるプレゼンテーション能力、及び実務上の問題を発見しその解決を図るための実践力を高めることを目指し、これにより、高度の職業倫理及び価値観、会計、監査及び税務の専門家としての社会的使命に応えられる専門的知識ならびに現代社会の国際化・情報化に対応した技能の修得を目標としている。

さて、いわゆる会計大学院を取り巻く環境について言及するならば、わが国における会計制度のあり方に関する見直しと、それらの教育・普及の一環として新たな教育機関として設置されたのがわが国の会計大学院である。しかし、わが国の会計領域を取り巻く環境はグローバル経営環境の変化のなかで、山積する課題に対峙しつつ、いまだ光明を得るには遠い状況にあると言わざるを得ない。このことは、わが国における公認会計士志願者の著しい減少をもたらし、引いては公認会計士をはじめとする会計専門職業人の育成と輩出を目的とする会計大学院志願者の大幅な減少をもたらすに至っている。

しかしながら、今後ますます進展する世界経済のグローバル化のなかで、わが国が果たすべき役割と、寄せられる期待は何ら変わることはないものである。こうしたことから本研究科が直面する状況も決して予断を許さぬ状況にあるものの、本研究科での修学の機会を求めた後、所定の能力を備えた人材として本研究科修了生が広く社会で活躍している現況を鑑み、本研究科が掲げる理念と求める人材像については、広く社会の要請に応えうるものであると確信し、今後も引き続き、その一翼を担うべき高度会計専門職業人の育成と輩出に努めていくものである。

2. 今後取り組むべき課題と取り組み

今回の認証評価受審に向けた自己点検及び評価作業をとおして、現時点で本研究科が直面している大なる課題とその改善に向けた取り組みについては次のとおりである。

(1) 高度教育機関としての適正規模の確保と維持

上述のとおり、会計大学院としての本研究科を取り巻く課題は多く、とくに本研究科を志願する者については、所定の入学定員及び収容定員を充足させるだけの確保と維持が喫緊の課題である。

本研究科では高度会計専門職業人の育成と輩出という固有の目的に照らし、今後は従前からの主と

して公認会計士育成のためのカリキュラム編成に、新たに税理士育成を主とするカリキュラム編成を加えることとし、高度会計専門職業人志願者の裾野の拡大と、本研究科志願者の一層の確保と維持に努めることとする。その一環として、2014年度から公認会計士の育成を主たる目的とする「会計専修コース」と、税理士の育成を主たる目的とする「論文作成コース」から構成される2コース制の導入と、それに準拠させた入学試験を実施する。

また職業人としての一定の経験と能力を有する者を対象とする秋季入学者入学試験を2013年度から実施した。

(2) カリキュラム・ポリシーに基づくカリキュラムの遵守

本研究科では、高度会計専門職業人の育成と輩出を目的とした必要かつ魅力的なカリキュラムの編成に努めつつも、「国際会計研修」や「会計ソフトウェア実務」等の一部の科目においては、その成果の達成を困難としており、これらの科目の見直しと開講に向けた工夫が早急に望まれている。

については本研究科では、2014年度からの配置科目についての見直しを実施し、「国際会計研修」についてはすでに教育提携を締結している延世大学校経営大学（大韓民国ソウル特別市）との間で実施している課外研修としてのIFRS（国際財務報告基準）に関するワークショップをより内容密度の高いものに変更させ、当該科目に相当する位置づけとするよう努めることとする。

また、ITスキルの修得に関しては、現行の「会計ソフトウェア実務」において得られた知見を基に、2015年度実施を目指しITリテラシーに関する科目へと変更させ、関連能力のさらなる修得に務める。

(3) 研究科としての将来計画、アクション・プランのあり方と改善方策

本研究科では、わが国の会計制度の見直しとそのための施策の一翼を担うために2005年に創設されたが、いまだ光明が見えない会計制度改革のなかでの翻弄を余儀なくされてきた経緯がある。高度の倫理性と職業能力に裏打ちされた人材を育成し、輩出するという理念と使命については今後も揺らぐことはないものの、今までにおいては本研究科に関わる中長期の将来計画や、そのための具体的なアクション・プランを十分には設定できなかったことも事実である。

2013年度入学者の急激な減少を機に、本研究科では、教授会の下部組織として「会計専門職研究科検討部会」を設置し、さらにその傘下に「カリキュラム検討ワーキンググループ」、「入試・広報制度検討ワーキンググループ」、「国際・ICTワーキンググループ」、「キャリア支援検討ワーキンググループ」、「自己点検・認証評価対応ワーキンググループ」を配置することで、研究科が直面する喫緊の課題への機動的な対応を可能とし、その結果として、2013年度入試における秋季入学者試験の導入、2014年度入試における学内選考試験の機会増設、及び2コース制の導入の決定に反映させることを可能としている。今後はこのように本研究科が直面する課題に対して機動的な対応を可能とする体制を整備し、将来計画及びアクション・プランについても、適宜見直しができるような体制を整備し、また改善に向けた努力が払われるが課題である。

(4) 教員の教育活動等の評価について

本研究科が擁する専任教員及び特任教員はいずれも高度の研究能力及び実務能力を有し、多くの分野での活躍を果たしているが、その教育活動等の評価については、研究科としての活動実態の把握と情報共有が必ずしも十分に機能しているとは言えない。今後は専任教員の教育活動をはじめとする諸活動全般について、その実態把握と、適切な評価を可能とするシステムの構築を本研究科においては

かることが必要とされる。

また小学生を対象とする社会教室の実施をはじめとした社会貢献活動を今後もより活性化させ、本研究科が保有する知的財産の社会還元と、高度教育機関としての社会的機能の行使に努めていくこととする。

以上のように、高度職業人の育成と輩出という特有の使命と役割を担う本研究科は、今後もわが国のみならず、グローバル社会における高度教育機関としてのあり方に真摯に向かい合い、掲げる教育理念・目標・目的の達成に向けた間断なき努力に務めるものである。